

令和元年度における公文書等の管理等の状況について

(行政文書の管理の状況)
(法人文書の管理の状況)
(特定歴史公文書等の保存及び利用の状況)

令和3年3月

内閣府大臣官房公文書管理課

目 次

はじめに	1
○ 行政文書の管理の状況について	3
Ⅰ 対象機関	3
Ⅱ 対象期間	4
Ⅲ 報告の概要	5
1 行政文書ファイル等の作成等の状況	5
(1) 行政文書ファイル等の保有数	
(2) 行政文書ファイル等の媒体の種別	
2 行政文書ファイル等の管理の状況	9
3 保存期間が満了した行政文書ファイル等の移管・廃棄等の状況	11
(1) 移管	
(2) 廃棄	
(3) 保存期間の延長状況	
4 文書管理に係る研修の実施状況	19
5 点検及び監査の実施状況	20
(1) 点検の実施状況	
(2) 監査の実施状況	
6 行政文書ファイル等の紛失等の状況	22
(1) 行政文書ファイル等の紛失等の状況	
(2) 職員の処分の状況	
7 秘密文書の管理状況	25
＜資料＞ 行政機関別内訳表	
資料 1 行政文書ファイル等の保有数	28
資料 2 行政文書ファイル等の媒体の種別	29
資料 3 保存期間が満了したときの措置の設定状況	30
資料 4 保存期間が満了した行政文書ファイル等の移管・廃棄等の状況	31
資料 5 国立公文書館等への移管ファイル等数	32
資料 6 廃棄に係る協議の状況	33
資料 7 保存期間の延長理由	34
資料 8 保存期間の延長状況	35
資料 9－1 研修の実施状況（研修の実施回数）	36
資料 9－2 研修の実施状況（研修の実施内容）	37
資料 10 点検の実施状況	38
資料 11 監査の実施状況	39
資料 12 紛失、誤廃棄等の状況	40
資料 13 その他の不適切な文書管理の状況	41
資料 14 点検及び監査の実施状況（主な指摘事項及び改善等措置状況）	42
資料 15 秘密文書の管理状況	43

○ 法人文書の管理の状況について	45
Ⅰ 対象機関	46
Ⅱ 対象期間	46
Ⅲ 報告の概要	47
1 法人文書管理規則の制定及び公表状況	47
2 法人文書ファイル管理簿の整備及び公表状況	47
3 法人文書ファイル等の管理の状況	48
(1) 法人文書ファイル等の保有数	
(2) 保存期間が満了したときの措置（レコードスケジュール）の設定状況	
(3) 保存期間が満了した法人文書ファイル等の移管・廃棄等の状況	
(4) 法人文書ファイル保存要領及び集中管理の推進に関する方針の整備状況	
4 研修の実施状況	59
5 点検及び監査の実施状況	60
(1) 点検の実施状況	
(2) 監査の実施状況	
6 法人文書ファイル等の紛失等の状況	62
＜資料＞ 独立行政法人等別内訳表	
資料 1 法人文書ファイル等の保有数等	66
資料 2 保存期間が満了したときの措置（レコードスケジュール）の設定状況	70
資料 3 移管又は廃棄等の状況	74
資料 4 保存期間の延長理由	78
資料 5 研修の実施状況	82
資料 6 点検の実施状況	83
資料 7 監査の実施状況	90
資料 8 紛失等の状況	94
資料 9 点検及び監査の実施状況（主な指摘事項及び改善等措置状況）	95

○ 特定歴史公文書等の保存及び利用の状況について	98
Ⅰ 対象施設	98
Ⅱ 対象期間	99
Ⅲ 報告の概要	99
1 保存の状況	99
(1) 特定歴史公文書等の所蔵件数及び目録の記載状況	
(2) 利用制限区分の状況	
(3) 特定歴史公文書等の所在不明事案の状況	
2 移管等受入れの状況	103
3 利用請求及び処理の状況	104
(1) 利用請求件数	
(2) 利用請求の処理状況	
4 利用決定の状況	106
(1) 利用決定件数	
(2) 利用決定までの期間の状況	
5 利用の状況	110
6 審査請求の状況	111
7 訴訟の状況	112
8 利用の促進の状況	112
(1) 簡便な方法による利用の状況	
(2) 複製物の作成の状況	
(3) デジタルアーカイブの実施状況	
(4) 展示会及び見学会の開催状況	
(5) 特定歴史公文書等の貸出し	
(6) 原本の特別利用の状況	
(7) レファレンスの実施状況	
9 特定歴史公文書等の廃棄の状況	119
10 研修及び講師派遣の状況	119
11 その他の取組状況	121

<資 料>

資料 1 平成 28 年度中に新たに目録公開した主な特定歴史公文書等	123
資料 2 展示会の開催状況	128

は じ め に

公文書等の管理に関する法律（平成 21 年法律第 66 号）は、「行政文書」、「法人文書」及び「特定歴史公文書等」を総称して「公文書等」として定義し（第 2 条第 8 項）、この公文書等の管理について、基本的事項を定めること等により、行政文書等の適正な管理、歴史公文書等の適切な保存及び利用等を図ることとしており、

これらの状況を把握するため、

- ① 第 9 条においては、行政機関の長は、行政文書ファイル管理簿の記載状況その他の行政文書の管理の状況について
- ② 第 12 条においては、独立行政法人等は、法人文書ファイル管理簿の記載状況その他の法人文書の管理の状況について
- ③ 第 26 条においては、国立公文書館等の長は、特定歴史公文書等の保存及び利用の状況について

それぞれ、毎年度、内閣総理大臣に報告しなければならないと規定しており、内閣総理大臣は、毎年度、当該報告を取りまとめ、その概要を公表することとされている。

本冊子は、上記各条に基づき、令和元年度におけるこれらの状況について、各機関からの報告を受け、その概要を取りまとめたものである。

※ 割合で示した数値は、小数点以下第 2 位を四捨五入しているため、個々の数値の合算と合計とが一致しない場合がある。

(行政文書の管理の状況)

令和元年度における行政文書の管理の状況について

I 対象機関

公文書等の管理に関する法律（平成 21 年法律第 66 号。以下「公文書管理法」という。）第 2 条第 1 項各号に掲げる全ての行政機関（566 機関）

第 1 号 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関（28 機関）

内閣官房、内閣法制局、国家安全保障会議、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部、地球温暖化対策推進本部、郵政民営化推進本部、総合海洋政策本部、国土強靱化推進本部、社会保障制度改革推進本部、健康・医療戦略推進本部、社会保障制度改革推進会議、水循環政策本部、まち・ひと・しごと創生本部、サイバーセキュリティ戦略本部、都市再生本部、構造改革特別区域推進本部、知的財産戦略本部、地域再生本部、中心市街地活性化本部、道州制特別区域推進本部、宇宙開発戦略本部、総合特別区域推進本部、東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部、特定複合観光施策区域整備推進本部、ギャンブル等依存症対策推進本部、原子力防災会議、人事院、復興庁

（注） 本調査結果においては、下線を付した機関は、内閣官房又は内閣府の内数として
いる。

第 2 号 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成 11 年法律第 89 号）第 49 条第 1 項及び第 2 項に規定する機関（これらの機関のうち第 4 号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）（8 機関）

内閣府、宮内庁、公正取引委員会、国家公安委員会、個人情報保護委員会、カジノ管理委員会、金融庁、消費者庁

第 3 号 国家行政組織法（昭和 23 年法律第 120 号）第 3 条第 2 項に規定する機関（第 5 号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）（31 機関）

総務省、公害等調整委員会、消防庁、法務省、公安審査委員会、出入国在留管

理庁、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、スポーツ庁、文化庁、厚生労働省、中央労働委員会、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、特許庁、中小企業庁、国土交通省、運輸安全委員会、観光庁、気象庁、海上保安庁、環境省、原子力規制委員会、防衛省、防衛装備庁

第4号 内閣府設置法第39条及び第55条並びに宮内庁法（昭和22年法律第70号）第16条第2項の機関並びに内閣府設置法第40条及び第56条（宮内庁法第18条第1項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、政令で定めるもの（1機関）
＜国家公安委員会に置かれる特別の機関＞
警察庁

第5号 国家行政組織法第8条の2の施設等機関及び同法第8条の3の特別の機関で、政令で定めるもの（497機関）
＜法務省に置かれる特別の機関＞
検察庁
（注） 公文書管理法においては、最高検察庁、各高等検察庁、各地方検察庁及び各区検察庁を、それぞれ一の行政機関としてその対象としている。
本調査結果においては、まとめて1機関としている。

第6号 会計検査院（1機関）

Ⅱ 対象期間

令和元年度（平成31年4月1日から令和2年3月31日まで）の状況
時点を問うものは、令和2年3月31日時点（※）の状況

※ ただし、会計検査院においては、12月31日に保存期間が満了するものが大多数であるため、令和元年12月31日時点の状況。

Ⅲ 報告の概要

1 行政文書ファイル等の作成等の状況

行政機関の職員は、公文書管理法第1条の目的の達成に資するため、当該行政機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該行政機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、文書を作成しなければならないとされている（同法第4条）。これに基づき、行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書であって、当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして、当該行政機関が保有する「行政文書」（同法第2条第4項）は、能率的な事務又は事業の処理及びその適切な保存に資するよう、単独で管理することが適当であると認めるものを除き、適時に、相互に密接な関連を有するものを一の集合物（以下「行政文書ファイル」という。）にまとめなければならないとされている（同法第5条第2項）。

(1) 行政文書ファイル等の保有数

各行政機関が保有する行政文書ファイル及び単独で管理する行政文書（以下「行政文書ファイル等」という。）の保有数は、表1のとおり、19,649,620 ファイルであり、その内訳は、本省庁が1,380,372 ファイル（7.0%）、施設等機関が763,111 ファイル（3.9%）、特別の機関が5,993,164 ファイル（30.5%）、地方支分部局が11,512,973 ファイル（58.6%）となっている。

このうち、令和元年度に新規に作成又は取得された行政文書ファイル等は3,406,775 ファイルであり、その内訳は、本省庁が129,508 ファイル（3.8%）、施設等機関が124,393 ファイル（3.7%）、特別の機関が1,784,720（52.4%）ファイル、地方支分部局が1,368,154 ファイル（40.2%）となっている。

平成30年度と比べると、行政文書ファイル等の保有数は680,865 ファイル（対前年度比3.6%）増加している。

表 1 行政文書ファイル等の保有数

(単位：ファイル、%)

行政文書ファイル等数		総数	本省庁	施設等機関	特別の機関	地方支分部局
令和元年度		19,649,620 (100.0)	1,380,372 (7.0)	763,111 (3.9)	5,993,164 (30.5)	11,512,973 (58.6)
	うち新規	3,406,775 (100.0)	129,508 (3.8)	124,393 (3.7)	1,784,720 (52.4)	1,368,154 (40.2)
平成30年度		18,968,755 (100.0)	1,317,682 (6.9)	824,631 (4.3)	5,215,802 (27.5)	11,610,640 (61.2)
	うち新規	3,179,641 (100.0)	114,862 (3.6)	121,759 (3.8)	1,652,257 (52.0)	1,290,763 (40.6)
平成29年度		18,746,054 (100.0)	1,265,143 (6.7)	906,095 (4.8)	4,759,246 (25.4)	11,815,570 (63.0)
	うち新規	2,729,046 (100.0)	98,809 (3.6)	121,209 (4.4)	1,307,551 (47.9)	1,201,477 (44.0)
平成28年度		18,403,759 (100.0)	1,209,643 (6.6)	850,265 (4.6)	4,450,468 (24.2)	11,893,383 (64.6)
	うち新規	2,716,002 (100.0)	94,814 (3.5)	120,544 (4.4)	1,298,611 (47.8)	1,202,033 (44.3)
平成27年度		18,046,295 (100.0)	1,194,977 (6.6)	947,042 (5.2)	4,010,286 (22.2)	11,893,990 (65.9)
	うち新規	2,668,049 (100.0)	96,895 (3.6)	123,220 (4.6)	1,285,317 (48.2)	1,162,617 (43.6)
平成26年度		16,582,435 (100.0)	1,160,207 7.0	824,927 5.0	3,488,887 21.0	11,108,414 67.0
	うち新規	2,586,912 (100.0)	91,234 3.5	120,361 4.7	1,162,234 44.9	1,213,083 46.9
平成25年度		15,277,633 (100.0)	1,116,844 (7.3)	704,907 (4.6)	2,970,427 (19.4)	10,485,455 (68.6)
	うち新規	2,603,087 (100.0)	93,469 (3.6)	120,194 (4.6)	1,120,263 (43.0)	1,269,161 (48.8)
平成24年度		14,240,214 (100.0)	1,087,907 (7.6)	643,729 (4.5)	2,710,548 (19.0)	9,798,030 (68.9)
	うち新規	2,594,449 (100.0)	106,568 (4.1)	122,894 (4.7)	1,002,080 (38.6)	1,362,907 (52.5)
平成23年度		14,672,757 (100.0)	1,339,572 (9.1)	676,974 (4.6)	2,556,460 (17.4)	10,099,751 (68.9)
	うち新規	2,159,446 (100.0)	149,638 (6.9)	121,594 (5.6)	655,481 (30.4)	1,232,733 (57.1)

(注) 1 「うち新規」は、新規に作成又は取得された行政文書ファイル等数で、内数を表す。

2 () 内は、行政文書ファイル等数に占める割合を表す。

(参考 1) 保有する行政文書ファイル等数が多い行政機関

(単位：ファイル、%)

行政機関名	行政文書ファイル等数				
		本省庁	施設等機関	特別の機関	地方支分部局
防衛省	5,872,573 (100.0)	40,242 (0.7)	26,992 (0.5)	5,648,572 (96.2)	156,767 (2.7)
国税庁	3,826,240 (100.0)	39,503 (1.0)	15,874 (0.4)	21,840 (0.6)	3,749,023 (98.0)
国土交通省	2,900,739 (100.0)	71,824 (2.5)	18,372 (0.6)	28,771 (1.0)	2,781,772 (95.9)
厚生労働省	1,679,254 (100.0)	99,485 (5.9)	73,021 (4.3)	0 (0.0)	1,506,748 (89.7)
法務省	1,402,327 (100.0)	70,692 (5.0)	494,932 (35.3)	0 (0.0)	836,703 (59.7)

(注) () 内は、行政文書ファイル等数に占める割合を表す。

(2) 行政文書ファイル等の媒体の種別

各行政機関が保有する全ての行政文書ファイル等 19,649,620 ファイルについて、その媒体の種別ごとにみると、表 2 のとおり、紙媒体が 17,618,519 ファイル(89.7%)、電子媒体が 1,984,438 ファイル(10.1%)、その他の媒体が 46,663 ファイル(0.2%)となっており、紙媒体がその大多数を占めている。

一方で、平成 30 年度と比べると、令和元年度に新規に作成・取得した行政文書ファイル等の電子媒体の割合が 10.9%から 15.1%へ増加している。このため、全ての行政文書ファイル等に占める紙媒体の割合が減少 (2.0%)し、電子媒体の割合が増加 (2.1%) している。今後も作成・取得文書に占める電子媒体の割合が増せば、保有する行政文書ファイル等の電子媒体割合の増加傾向が続くことが見込まれる。

表2 行政文書ファイル等の媒体の種別

(単位：ファイル、%)

行政文書ファイル等数 (再掲)		紙媒体	電子媒体	その他の媒体
令和元年度	19,649,620 (100.0)	17,618,519 (89.7)	1,984,438 (10.1)	46,663 (0.2)
うち新規	3,406,775 (100.0)	2,890,454 (84.8)	514,819 (15.1)	1,502 (0.0)
平成30年度	18,968,755 (100.0)	17,399,294 (91.7)	1,521,776 (8.0)	47,685 (0.3)
うち新規	3,179,641 (100.0)	2,830,786 (89.0)	348,068 (10.9)	787 (0.0)
平成29年度	18,746,054 (100.0)	17,447,416 (93.1)	1,247,830 (6.7)	50,808 (0.3)
うち新規	2,729,046 (100.0)	2,505,421 (91.8)	222,801 (8.2)	824 (0.0)
平成28年度	18,403,759 (100.0)	17,232,568 (93.6)	1,117,972 (6.1)	53,219 (0.3)
うち新規	2,716,002 (100.0)	2,507,387 (92.3)	207,813 (7.7)	802 (0.0)
平成27年度	18,046,295 (100.0)	16,996,917 (94.2)	996,157 (5.5)	53,221 (0.3)
うち新規	2,668,049 (100.0)	2,467,453 (92.5)	195,959 (7.3)	4,637 (0.2)
平成26年度	16,582,435 (100.0)	15,692,165 (94.6)	864,882 (5.2)	25,388 (0.2)
うち新規	2,586,912 (100.0)	2,422,075 (93.6)	164,178 (6.3)	501 (0.0)
平成25年度	15,277,633 (100.0)	14,238,460 (93.2)	999,342 (6.5)	39,831 (0.3)
うち新規	2,603,087 (100.0)	2,477,920 (95.2)	124,584 (4.8)	583 (0.0)
平成24年度	14,240,214 (100.0)	13,468,615 (94.6)	745,479 (5.2)	26,120 (0.2)
うち新規	2,594,449 (100.0)	2,439,951 (94.0)	154,207 (5.9)	291 (0.0)
平成23年度	14,672,757 (100.0)	14,023,805 (95.6)	612,308 (4.2)	36,644 (0.2)

(注) 1 「電子媒体」は、CD、DVD、一元的文書管理システム、個別業務システム等で管理される行政文書ファイル等を表す。

2 「その他の媒体」は、フィルム、ビデオテープ等で管理される行政文書ファイル等を表す。

3 「うち新規」は、当該年度に新規に作成又は取得された行政文書ファイル等数の内数を表す。

4 () 内は、行政文書ファイル等数に占める割合を表す。

(参考 2) 電子媒体による行政文書ファイル等の保有割合が高い行政機関

(単位：ファイル、%)

行政機関名	行政文書ファイル等数			
		紙媒体	電子媒体	その他の媒体
消防庁	4,901 (100.0)	1,576 (32.2)	3,321 (67.8)	4 (0.1)
うち新規	627 (100.0)	122 (19.5)	505 (80.5)	0 (0.0)
消費者庁	3,824 (100.0)	1,471 (38.5)	2,353 (61.5)	0 (0.0)
うち新規	973 (100.0)	312 (32.1)	661 (67.9)	0 (0.0)
総務省	160,543 (100.0)	64,175 (40.0)	96,013 (59.8)	355 (0.2)
うち新規	21,421 (100.0)	3,225 (15.1)	18,191 (84.9)	5 (0.0)
カジノ管理委員会	149 (100.0)	68 (45.6)	81 (54.4)	0 (0.0)
うち新規	149 (100.0)	68 (45.6)	81 (54.4)	0 (0.0)
国家公安委員会	217 (100.0)	138 (63.6)	79 (36.4)	0 (0.0)
うち新規	3 (100.0)	1 (33.3)	2 (66.7)	0 (0.0)

(注) 1 「うち新規」は、新規に作成又は取得された行政文書ファイル等数で、内数を表す。

2 () 内は、行政文書ファイル等数に占める割合を表す。

2 行政文書ファイル等の管理の状況

行政文書ファイル等は、適正な管理とともに効率的に業務に使用できるよう、適切に分類し、分かりやすい名称を付するとともに、保存期間及び保存期間の満了する日を設定することとされている(公文書管理法第5条第1項及び第3項)。また、保存期間が満了したときに、歴史公文書等に該当するものとして国立公文書館等に移管する措置をとるか、それ以外のものとして廃棄する措置をとるかを、保存期間満了前のできる限り早い時期に定めなければならないとされている(同条第5項)。

この保存期間が満了したときの措置は、「行政文書ファイル管理簿」に記載し、公表することとされており(同法第7条)、各行政機関の行政文書ファイル管理簿は、それぞれのホームページ及び電子政府の総合窓口(e-Gov。以下「e-Gov」という。)(<http://www.e-gov.go.jp/>)から閲覧できるようになっている。

(1) 保存期間が満了したときの措置(レコードスケジュール)の設定状況

公文書管理法では、歴史資料として重要な行政文書ファイル等が確実に国立公文書館等に移管されるようにするため、行政文書ファイル等の内容を最

も熟知するその作成者等が移管又は廃棄の判断に関与できるようにすることを目的として、保存期間満了前のできる限り早い時期に、保存期間が満了したときの措置（レコードスケジュール）を定めることとされている。

各行政機関が保有する全ての行政文書ファイル等 19,649,620 ファイルについて保存期間が満了したときの措置（移管又は廃棄）の設定状況をみると、表 3 のとおり、保存期間が満了したときの措置を設定済みとしているものが 19,064,420 ファイル（97.0%）、未設定としているものが 585,200 ファイル（3.0%）となっている。

平成 30 年度と比べると、設定済みファイルの割合が 1.0%増加している。このうち、令和元年度に新規に作成又は取得された 3,406,775 ファイルについては、保存期間が満了したときの措置を設定済みとしているものが 3,403,437 ファイル（99.9%）となっており、ほとんどのファイルについて保存期間満了時の措置が付与されている。

表3 保存期間が満了したときの措置（レコードスケジュール）の設定状況

（単位：ファイル、％）

行政文書ファイル等数（再掲）		設定済みとしているもの	未設定としているもの
令和元年度	19,649,620 (100.0)	19,064,420 (97.0)	585,200 (3.0)
うち新規	3,406,775 (100.0)	3,403,437 (99.9)	3,338 (0.1)
平成30年度	18,968,755 (100.0)	18,206,656 (96.0)	762,099 (4.0)
うち新規	3,179,641 (100.0)	3,172,631 (99.8)	7,010 (0.2)
平成29年度	18,746,054 (100.0)	17,808,241 (95.0)	937,812 (5.0)
うち新規	2,729,046 (100.0)	2,727,035 (99.9)	2,011 (0.1)
平成28年度	18,403,759 (100.0)	17,406,194 (94.6)	997,565 (5.4)
うち新規	2,716,002 (100.0)	2,706,842 (99.7)	9,160 (0.3)
平成27年度	18,046,295 (100.0)	16,925,492 (93.8)	1,120,803 (6.2)
うち新規	2,668,049 (100.0)	2,664,033 (99.8)	4,016 (0.2)
平成26年度	16,582,435 (100.0)	15,234,254 (91.9)	1,348,181 (8.1)
うち新規	2,586,912 (100.0)	2,577,301 (99.6)	9,611 (0.4)
平成25年度	15,277,633 (100.0)	13,853,015 (90.7)	1,424,618 (9.3)
うち新規	2,603,087 (100.0)	2,596,057 (99.7)	7,030 (0.3)
平成24年度	14,240,214 (100.0)	11,884,027 (83.5)	2,356,187 (16.5)
うち新規	2,594,449 (100.0)	2,520,067 (97.1)	74,382 (2.9)
平成23年度	14,672,757 (100.0)	8,750,305 (59.6)	5,922,452 (40.4)
うち新規	2,159,446 (100.0)	1,929,022 (89.3)	230,424 (10.7)

（注）1 「うち新規」は、当該年度に新規に作成または取得された行政文書ファイル数の内数を表す。

2 （ ）内は、行政文書ファイル等数に占める割合を表す。

3 保存期間が満了した行政文書ファイル等の移管・廃棄等の状況

行政機関の長は、保存期間が満了した行政文書ファイル等について、あらかじめ設定された保存期間が満了したときの措置（レコードスケジュール）に従い、国立公文書館等に移管し、又は廃棄しなければならないとされており（公文書管理法第8条第1項）、廃棄しようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議し、その同意を得なければならないとされている（会計検査院は除く。同条第2項。）。

なお、公文書等の管理に関する法律施行令（平成22年政令第250号。以下「公文書管理法施行令」という。）別表において定める有期の最長の保存期間は30年であるが、保存期間及び保存期間の満了する日は、公文書管理法第5

条第4項及び同法施行令第9条の規定に基づき、延長することができる」とされている。

各行政機関において、令和元年度に保存期間が満了した（当初満了予定であったが保存期間を延長したものを含む。）行政文書ファイル等は2,861,910ファイルであり、その移管・廃棄等の状況をみると、表4のとおり、「移管」することとされたものが13,459ファイル(0.5%)、「廃棄」することとされたものが2,623,223ファイル(91.7%)、保存期間を「延長」することとされたものが225,228ファイル(7.9%)となっている。

平成30年度と比べると、「移管」することとされたファイル数が減少（移管：643ファイル）、「廃棄」することとされたファイル数が増加（廃棄：101,540ファイル）、「延長」することとされたファイル数が減少（延長：60,857ファイル）している。

表4 保存期間が満了した行政文書ファイル等の移管・廃棄の状況

（単位：ファイル、％）

保存期間満了行政文書ファイル等数		移 管	廃 棄	延 長
令和元年度	2,861,910 (100.0)	13,459 (0.5)	2,623,223 (91.7)	225,228 (7.9)
平成30年度	2,821,870 (100.0)	14,102 (0.5)	2,521,683 (89.4)	286,085 (10.1)
平成29年度	2,418,373 (100.0)	8,470 (0.4)	2,058,741 (85.1)	351,162 (14.5)
平成28年度	2,749,534 (100.0)	10,826 (0.4)	2,063,367 (75.0)	675,341 (24.6)
平成27年度	2,896,731 (100.0)	9,614 (0.3)	1,803,778 (62.3)	1,083,339 (37.4)
平成26年度	3,310,481 (100.0)	13,696 (0.4)	2,307,873 (69.7)	988,912 (29.9)
平成25年度	2,807,495 (100.0)	9,798 (0.3)	1,751,434 (62.4)	1,046,263 (37.3)
平成24年度	2,537,963 (100.0)	12,653 (0.5)	2,309,543 (91.0)	215,767 (8.5)
平成23年度	2,339,901 (100.0)	17,140 (0.7)	2,164,048 (92.5)	158,713 (6.8)

（注）（ ）内は、行政文書ファイル等数に占める割合を表す。

(1) 移管

保存期間が満了した行政文書ファイル等が歴史公文書等に該当する場合には、国立公文書館等に移管しなければならないとされており（公文書管理法第8条第1項）、宮内庁にあっては宮内庁書陵部図書課宮内公文書館に、外務省にあっては外務省大臣官房総務課外交史料館に、その他の行政機関に

あつては独立行政法人国立公文書館の設置する公文書館（以下「国立公文書館」という。）に移管されることとなる。

各行政機関において、令和元年度に保存期間が満了した行政文書ファイル等で国立公文書館等へ移管することとされたものは、13,459 ファイルであり、その移管先は、表5のとおりである。当該ファイルは令和2年度に移管されることとなる。

なお、平成30年度と比べると、移管されとした行政文書ファイル等数は14,102 ファイルから13,459 ファイルへと減少している。

表5 国立公文書館等への移管ファイル等数

（単位：ファイル）

	国立公文書館	宮内公文書館	外交史料館	合 計
令和元年度	11,136	194	2,129	13,459
平成30年度	11,840	213	2,049	14,102
平成29年度	6,783	507	1,180	8,470
平成28年度	7,887	228	2,711	10,826
平成27年度	6,236	192	3,248	9,676
平成26年度	6,346	201	7,147	13,694
平成25年度	5,037	239	4,523	9,799
平成24年度	6,296	273	6,083	12,652
平成23年度	6,087	304	4,138	10,529

（注） 国立公文書館への移管は年度単位であり、会計検査院は行政文書ファイル等を暦年で管理しているため、移管ファイル等数の合計は、表4の移管ファイル等数と一致していない。

(参考3) 国立公文書館等への移管ファイル等数が多い行政機関

(単位：ファイル、%)

行政機関名	移管ファイル等数	令和元年度保存期間満了ファイル等数	移管文書の例
気象庁	2,725 (17.3)	15,754 (100.0)	地上気象観測原簿 明治二十四年（一八九一）（大阪）、高風丸1世 航海日誌 1988年1月28日～1988年7月25日
外務省	2,129 (20.9)	10,209 (100.0)	天安門事件（現地情勢と日本の対応）、昭和天皇大喪の礼（日米首脳・外相会談）
金融庁	1,274 (20.1)	6,334 (100.0)	金融危機対応会議関係資料、証取法改正関係資料（平成3年）
防衛省	1,037 (0.1)	1,362,679 (100.0)	各部隊等部隊史（昭33）、昭和57年度在日不動産返還書
総務省	684 (3.8)	18,024 (100.0)	電波法の一部改正（昭和56年法第49号）に関する文書、昭和61年度郵便法の改正に関する文書

(注) () 内は、令和元年度保存期間満了行政文書ファイル等数に占める割合を表す。

(参考4) 保存期間が満了したファイル等に占める「移管」の割合が多い行政機関

(単位：ファイル、%)

行政機関名	移管ファイル等数	令和元年度保存期間満了ファイル等数	移管文書の例
内閣法制局	427 (65.4)	653 (100.0)	法令案審議録（平1）、著作権法の一部を改正する法律案（平成元法律43）
外務省	2,129 (20.9)	10,209 (100.0)	天安門事件（現地情勢と日本の対応）、昭和天皇大喪の礼（日米首脳・外相会談）
金融庁	1,274 (20.1)	6,334 (100.0)	金融危機対応会議関係資料、証取法改正関係資料（平成3年）
気象庁	2,725 (17.3)	15,754 (100.0)	地上気象観測原簿 明治二十四年（一八九一）（大阪）、高風丸1世 航海日誌 1988年1月28日～1988年7月25日
資源エネルギー庁	139 (13.7)	1,016 (100.0)	液石法省令改正（平成元年原議）、平成元年電気事業法施行令改正（原議）

(注) () 内は、令和元年度保存期間満了行政文書ファイル等数に占める割合を表す。

(2) 廃棄

各行政機関（会計検査院を除く。以下この項において同じ。）において保存期間が満了した行政文書ファイル等を廃棄しようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議し、その同意を得ることが必要となっている（公文書管理法第8条第2項）。

各行政機関からなされた廃棄に係る協議及び内閣総理大臣の同意の状況をみると、表 6 のとおり、令和元年度に保存期間が満了する行政文書ファイル等については、令和 2 年 3 月 31 日までに廃棄に係る協議がなされたものは 2,605,337 ファイルとなっており、このうち、同意がなされたものは 482,825 ファイル (18.5%)、廃棄が不適当であるとして同意を得られなかったものはなかった。

また、平成 30 年度以前に保存期間が満了する行政文書ファイル等の廃棄に係る協議について、令和元年度に内閣総理大臣の同意及び不同意を行ったものは 1,404,742 ファイルであり、このうち、同意がなされたものは 1,404,732 ファイル、廃棄は不適当であるとして不同意となったものは 10 ファイルであった。

なお、各行政機関において移管の対象とならないものと判断し廃棄に係る協議がなされたものであるが、内閣府及び国立公文書館において、「行政文書の管理に関するガイドライン」（平成 23 年 4 月 1 日内閣総理大臣決定。以下「ガイドライン」という。）の別表第 2 に示される「保存期間満了時の措置の設定基準」及び各行政機関の行政文書管理規則に照らして、歴史資料として重要な公文書であると判断した行政文書ファイル等については、不同意としている。

また、令和元年度に保存期間が満了し、廃棄することとされた行政文書ファイル等数（2,623,223 ファイル：表 4 参照）と表 6 における廃棄に係る協議数（2,605,337 ファイル）との相違については、保存期間満了後の措置は決定していたものの、令和元年度末までに正式な廃棄協議の手続が行われなかったことによるものである。

表 6 廃棄に係る協議の状況

(単位：ファイル、％)

廃棄に係る協議数		同 意	不同意	協議中
令和元年度保存期間満了分	2,605,337 (100.0)	482,825 (18.53)	0 (0.00)	2,122,512 (81.47)
平成30年度保存期間満了分	2,508,573 (100.0)	756,259 (30.15)	1 (0.00)	1,752,313 (69.85)
平成29年度保存期間満了分	2,508,386 (100.0)	2,508,373 (100.00)	13 (0.00)	－
平成28年度保存期間満了分	2,269,032 (100.0)	2,269,031 (100.00)	1 (0.00)	－
平成27年度保存期間満了分	2,438,343 (100.0)	2,438,300 (100.00)	43 (0.00)	－
平成26年度保存期間満了分	2,334,411 (100.0)	2,334,405 (100.00)	6 (0.00)	－
平成25年度保存期間満了分	2,098,946 (100.0)	2,098,810 (99.99)	136 (0.01)	－
平成24年度保存期間満了分	2,656,426 (100.0)	2,655,771 (99.98)	655 (0.02)	－
平成23年度保存期間満了分	2,313,699 (100.0)	2,312,888 (99.96)	811 (0.04)	－

- (注) 1 本表については、小数点以下第3位を四捨五入している。
- 2 会計検査院は、協議対象ではないことから、本表の数値には含まれていない。
- 3 () 内は、廃棄に係る協議数に占める割合を表す。
- 4 令和元年度保存期間満了分は、令和2年3月31日までに内閣府へ廃棄に係る協議がなされたものを計上している。
- 5 平成24～30年度保存期間満了分は、当該年度以降に保存期間満了分として廃棄に係る協議がなされたものを含む。令和元年度になされた各年度の内閣総理大臣の同意の状況は、平成23年度24,142ファイル、平成24年度52,045ファイル、平成25年度74,575ファイル、平成26年度113,224ファイル、平成27年度234,674ファイル、平成28年度268,369ファイル、平成29年度360,199ファイル(うち不同意9ファイル)、平成30年度277,514ファイル(うち不同意1ファイル)であった。

(3) 保存期間の延長状況

行政機関の長は、現に監査、検査等の対象となっているもの、訴訟や不服申立てにおける手続上の行為に必要とされるもの、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)に基づく開示請求があったものといった特別な事情がある場合には、保存期間満了後も、それぞれに対応するため当該事情が終了するまで行政文書ファイル等を保存しなければならないこととされている(公文書管理法施行令第9条第1項)。

また、行政機関の長が職務の遂行上必要があると認める場合についても、その必要な限度において、一定の期間を定めて延長することができることと

されている（同条第２項）。

ア 延長理由

表４において、令和元年度に保存期間が満了する予定であったものの、当該保存期間を「延長」することとした 225,228 ファイルについて、その延長の理由についてみると、表７のとおり、公文書管理法施行令第９条第１項に掲げる事情に基づき延長を行っているものは、1,125 ファイル（0.5%）であり、残る 224,103 ファイル（99.5%）は同条第２項に基づく職務遂行上の必要による延長となっている。

同条第２項に基づく延長における「職務の遂行上必要がある」とした主な理由をみると、①レコードスケジュール付与状況の確認が終わらなかったため、②廃棄協議の手続が終わらなかったため、③日常的に業務の参考として利用するためなどの理由がみられた。

表７ 保存期間の延長理由

（単位：ファイル、％）

延長ファイル等数（再掲）		公文書管理法施行令第９条第１項に基づく延長					公文書管理法施行令第９条第２項に基づく延長
			第１号	第２号	第３号	第４号	
			（監査・検査）	（係属する訴訟）	（不服申立て）	（開示請求）	
令和元年度	225,228 (100.0)	1,125 (0.5)	421 (0.2)	104 (0.0)	160 (0.1)	440 (0.2)	224,103 (99.5)
平成30年度	286,085 (100.0)	2,106 (0.7)	1,382 (0.5)	187 (0.1)	152 (0.1)	385 (0.1)	283,979 (99.3)
平成29年度	351,162 (100.0)	1,236 (0.4)	757 (0.2)	68 (0.0)	64 (0.0)	347 (0.1)	349,926 (99.6)
平成28年度	675,341 (100.0)	2,249 (0.3)	1,390 (0.2)	248 (0.0)	243 (0.0)	368 (0.1)	673,092 (99.7)
平成27年度	1,083,339 (100.0)	1,874 (0.2)	1,111 (0.1)	111 (0.0)	154 (0.0)	498 (0.0)	1,081,465 (99.8)
平成26年度	988,912 (100.0)	1,232 (0.1)	395 (0.0)	335 (0.0)	164 (0.0)	338 (0.0)	987,680 (99.9)
平成25年度	1,046,263 (100.0)	826 (0.1)	293 (0.0)	41 (0.0)	208 (0.0)	284 (0.0)	1,045,437 (99.9)
平成24年度	215,767 (100.0)	1,128 (0.5)	606 (0.3)	80 (0.0)	29 (0.0)	413 (0.2)	214,639 (99.5)
平成23年度	158,713 (100.0)	4,759 (3.0)	3,691 (2.3)	230 (0.2)	307 (0.2)	531 (0.3)	153,954 (97.0)

（注）（ ）内は、延長ファイル等数に占める割合を表す。

イ 延長期間

公文書管理法施行令第９条第２項に基づく保存期間の延長は、文書管理者が職務の遂行上必要があると認める場合に、その必要な限度において、一定の期間を定めて延長することができるものである。このため、

ガイドラインでは、職務遂行上の必要性が乏しいにもかかわらず、当該保存期間を延長した場合の保存期間が通算で 60 年を超える場合など、その延長理由に合理性がないと考えられる場合は、改善を図ることとしている。

同項に基づき保存期間を延長した 224,103 ファイルのうち、表 8 のとおり、平成 30 年度と比べると、保存期間を 30 年以上延長したものが 267 ファイル増加し、通算の保存期間が 60 年以上となるものが 598 ファイル減少している。

なお、通算の保存期間が 60 年以上となるものには、「昭和 34 年度西島水門新設完成図書」や「自庁例規綴（犯歴・採証）」などがみられた（参考 5 参照）。

表 8 保存期間の延長状況

（単位：ファイル）

公文書管理法施行令第 9 条第 2 項に基づき 保存期間を延長したファイル等数（再掲）			
		保存期間を30年以上延長 したもの	通算の保存期間が60年以 上となるもの
令和元年度	224,103	3,089	6,352
平成30年度	283,979	2,822	6,950
平成29年度	349,926	1,809	5,638
平成28年度	673,092	2,644	6,022
平成27年度	1,081,465	2,576	7,030
平成26年度	987,680	3,325	7,362
平成25年度	1,045,437	5,395	9,965
平成24年度	214,639	6,484	11,078
平成23年度	153,954	4,316	7,173

(参考 5) 通算の保存期間が 60 年以上の件数が多い行政機関

(単位：ファイル、%)

行政機関名	公文書管理法施行令第 9 条第 2 項に基づく 保存期間を延長したファイル等数		主な事例
		通算の保存期間が60 年以上となるもの	
国土交通省	15,747 (100.0)	2,457 (15.6)	昭和34年度引継書綴 昭和34年度 西島水門新設完成図書
文化庁	9,167 (100.0)	1,789 (19.5)	宗教団体の在外資産調査報告書 著作権審議会S25年度
文部科学省	34,497 (100.0)	1,005 (2.9)	技術士法施行令S32 第26回国会提出予定法律案S32
検察庁	6,189 (100.0)	320 (5.2)	昭和26年～45年保管記録保管簿 自庁例規綴 (犯歴・採証)
宮内庁	467 (100.0)	247 (52.9)	写真録昭和36年度 庶務関係録昭和28年

(注) () 内は、施行令第 9 条第 2 項に基づく延長ファイル等数に占める割合を表す。

4 文書管理に係る研修の実施状況

公文書等の管理を適正かつ効果的に行うためには、文書管理の意義を十分に理解させるとともに、文書管理に必要な知識・技能を習得させ、及び向上させることが重要であり、公文書管理法では、行政機関の長に対し、職員に必要な研修を行うこととされている（第 32 条第 1 項）。

各行政機関における研修の実施状況をみると、表 9 のとおり、延べ 46,160 回の研修を実施しており、このうち一般職員を対象とした研修が約半数以上（79.9%）を占めている。

研修の参加職員数をみると、延べ 970,672 人が参加しており、そのうち総括文書管理者が実施する研修への参加者が延べ 939,053 人であり、研修参加者の大半(96.7%)を占めている。

平成 30 年度と比べると、研修回数は増加しているが、参加職員数は減少している。

表 9 研修の実施状況

(単位：回、人)

研修の実施回数		46,160 (38,555)
対象者別	一般職員	36,862
	新規採用職員	1,083
	文書管理者	2,386
	文書管理担当者	3,026
	監査担当者	332
	転入者	1,776
	その他	695
研修の参加職員数		970,672 (988,175)
総括文書管理者が実施する研修		939,053
他の機関が実施する研修	人事院の職員研修（文書管理に係る講座を含むものに限る。）	8
	総務省のオンライン研修（公文書管理・情報公開等）	21,836
	（独）国立公文書館が実施する研修	1,582
	（独）国立公文書館以外の国立公文書館等が主催する研修	34
	その他	8,159

(注) () 内は、平成 30 年度のものの。

5 点検及び監査の実施状況

ガイドラインでは、各行政機関における文書管理の実施責任者たる文書管理者は、自ら管理責任を有する行政文書の管理状況について、少なくとも毎年度 1 回、点検を行うこととされている。また、各行政機関における文書管理に関するコンプライアンスを確保するための責任者たる監査責任者は、行政文書の管理状況について、少なくとも毎年度 1 回、監査を行うこととされている。

(1) 点検の実施状況

各行政機関の点検の実施状況をみると、表 10 のとおり、全文書管理者 24,717 人のうち、24,710 (99.9%) の文書管理者が点検を実施したとしている。点検の内容としては、「行政文書ファイル等の背表紙とファイルの中身が合っているか」、「行政文書ファイル等の保存期間の設定が適切になされているか」、「行政文書ファイルの移管・廃棄を適切に実施しているか」

などである。

これらの点検により、「行政文書の類型が異なる行政文書及び保存期間が異なる行政文書ファイルが1つの行政文書ファイルに編綴されていた」、「既に廃棄されているはずの行政文書ファイル等が残っている」、「異なる分類の行政文書が同一の行政文書ファイルに混在して編綴されていた事例があった。」などの不適切事例が指摘され、各文書管理者において、改善措置が実施されている（資料14参照）。

なお、点検は、大半が「年に1回」実施（20,114人、81.38%）としているが、「半年に1回」実施（3,181人、12.87%）のほか、「3か月に1回」実施（840人、3.4%）、毎月実施（316人、1.28%）しているものもみられた。

表10 点検の実施状況

（単位：人、%）

（単位：人、％）

文書管理者数		点検を実施						点検を 未実施
		点検の実施頻度						
		毎月	3か月に 1回	半年に 1回	年に 1回	その他		
令和元年度	24,717 (100.00)	24,710 (99.97)	316 (1.28)	840 (3.40)	3,181 (12.87)	20,114 (81.38)	259 (1.05)	7 (0.03)
平成30年度	24,135 (100.00)	24,135 (100.00)	216 (0.89)	514 (2.13)	3,244 (13.44)	19,960 (82.70)	201 (0.83)	0 (0.00)
平成29年度	23,955 (100.00)	23,954 (100.00)	263 (1.10)	639 (2.67)	2,179 (9.10)	20,546 (85.77)	327 (1.37)	1 (0.00)
平成28年度	23,871 (100.00)	23,871 (100.00)	114 (0.48)	665 (2.79)	2,076 (8.70)	20,668 (86.58)	348 (1.46)	0 (0.00)
平成27年度	23,941 (100.00)	23,938 (99.99)	116 (0.48)	453 (1.89)	1,816 (7.59)	21,364 (89.24)	189 (0.02)	3 (0.01)
平成26年度	24,411 (100.00)	24,400 (99.95)	57 (0.23)	228 (0.93)	5,535 (22.67)	18,408 (75.41)	172 (0.70)	11 (0.05)
平成25年度	23,844 (100.00)	23,807 (99.84)	272 (1.14)	727 (3.05)	5,053 (21.19)	17,241 (72.31)	514 (2.16)	37 (0.16)
平成24年度	23,449 (100.00)	23,435 (99.94)	125 (0.53)	214 (0.91)	4,575 (19.51)	17,789 (75.86)	732 (3.12)	14 (0.06)
平成23年度	23,973 (100.00)	23,592 (98.41)	313 (1.31)	640 (2.67)	5,117 (21.34)	17,434 (72.72)	88 (0.37)	381 (1.59)

（注）1 本表については、小数点以下第3位を四捨五入している。

2 （ ）内は、文書管理者数に占める割合を表す。

(2) 監査の実施状況

各行政機関における監査の実施状況をみると、46 機関（令和元年度発足

のカジノ管理委員会を除く。)において、文書管理に係る監査が実施されている。そのうち 43 機関においては、「行政文書として登録されていない文書があった」、「存在しない行政文書ファイルが登録されていた」、「移管が可能な行政文書ファイル等のうち、適切に移管が行われていないものがある」などの指摘事項がみられ、改善措置等が行われている（資料 14 参照）。

なお、いずれの機関も、監査はおおむね年 1 回実施することとしており、文書管理者が多いところは、例えば毎年全文書管理者を対象とした書面監査を実施するとともに、実地監査は 3 年又は 5 年で一巡させるなど、計画的に監査ができるようにしている。

また、カジノ管理委員会では、令和 2 年度より監査を実施する予定としている。

6 行政文書ファイル等の紛失等の状況

(1) 行政文書ファイル等の紛失等の状況

ガイドラインでは、行政文書ファイル等の紛失及び誤廃棄については、被害の拡大防止や業務への影響の最小化等の観点から、組織的に対応すべき重大な事態であることに鑑み、紛失及び誤廃棄が明らかとなった場合は、直ちに総括文書管理者に報告することとしている。

令和元年度においては、各行政機関における文書管理に係る点検の結果、あるいは行政文書ファイル等を利用しようとしたところ、当該ファイル等が見当たらなかったなどにより、表 11 のとおり、平成 30 年度の 197 件と比べて減少したが、149 件の紛失が判明した。

これらの紛失の原因は、文書の引継が適切に行われておらず、保存状況の確認が不十分であったことから紛失したものなどがみられた。

○紛失事案と再発防止策の事例

- ▶ 行政文書の管理状況の点検を行ったところ、行政文書ファイル等の所在が確認できず、調査した結果、紛失したものとされた事案

⇒ ・関係者への注意喚起、
文書管理者による職員への指導・周知徹底。
・人事異動期の文書引継の徹底。

また、誤廃棄の事案については、139 件の誤廃棄が判明している。

これらの誤廃棄の原因は、適正な整理をしなかったことで不要な文書と混在し誤廃棄したものなどであった。

○誤廃棄事案と再発防止策の事例

▶ 行政文書の管理状況の点検を行ったところ、行政文書ファイル等の所在が確認できず、調査した結果、誤廃棄したものとされた事案

⇒・関係者等への注意喚起、指導等

・業務手順、マニュアルの見直し

▶ 事務処理の過程で行政文書ファイル等の誤廃棄が判明した事案

⇒・関係者等への注意喚起、指導等

・適切な文書管理の観点から事務処理の見直し

なお、これらの紛失等事案については、各行政機関において、職員への指導、復元措置、業務手順の見直し等といった事案への対応、再発防止策等の措置がとられている。

特に紛失・誤廃棄等の多く発生した国税庁（95 件）、厚生労働省（66 件）では、研修や会議等の機会を含め、関係者への注意喚起文書の配布、メール等の方法により、紛失等事案を防止するために重点的な周知徹底を強化している。

表 11 紛失等の状況

（単位：件）

紛失等事案の件数		事案別			対応別					
		紛失	誤廃棄	焼失等の き損	関係者等 への注意 喚起、指 導等	行政機関 内への注 意喚起等	業務手 順、マ ニュアル の見直し	その他	復旧措置 を行った 件数	事案の公 表を行った 件数
令和元年度	289	149	139	1	274	232	130	15	157	22
平成30年度	281	197	83	1	227	195	98	24	119	38
平成29年度	196	139	56	1	176	131	80	12	68	53
平成28年度	197	153	43	1	155	166	65	4	101	36
平成27年度	211	161	50	0	166	137	62	3	79	16
平成26年度	130	93	37	0	125	118	72	16	40	16
平成25年度	208	149	59	0	204	190	73	36	91	16
平成24年度	255	187	68	0	245	236	117	46	155	7
平成23年度	181	147	33	1	180	181	63	9	133	—

表 12 不適切な文書管理事案への対応

(単位：件)

	不適切な文書 管理事案の件 数（紛失等を 除く。）	関係者等への 注意喚起、指 導等	行政機関内へ の注意喚起、 適正管理の徹 底周知等	業務手順、マ ニュアル等の 見直し	その他	事案の公表を 行った件数
令和元年度	1	1	1	0	1	1
平成30年度	8	7	8	5	1	3
平成29年度	0	0	0	0	0	0
平成28年度	0	0	0	0	0	0
平成27年度	1	1	1	1	0	1
平成26年度	2	2	2	1	0	2
平成25年度	1	1	0	0	0	1
平成24年度	1	1	1	1	1	1

(注) 1 「処分」とは、国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 82 条に基づく懲戒処分を表す。

2 平成 23 年度は対応別調査を行っていない。

(2) 職員の処分の状況

行政文書ファイル等の紛失等のほか、文書管理に係る不適切事案が発生した場合には、当該事案の内容、社会への影響等を勘案した上で、必要に応じ、各行政機関において職員の処分を行っている。令和元年度の紛失等事案及び不適切な文書管理に起因する職員の処分の状況をみると、表 13 のとおり、誤廃棄事案により 1 人に懲戒処分が行われている。

○懲戒処分が行われた不適切な文書管理の事案の再発防止策の事例

- ・複数の職員による正確性の確保や作成漏れの防止のための確認を徹底する。
- ・文書管理者が毎年度一回以上行うこととされている現況確認を徹底する。

表 13 職員の処分の状況

(単位：件)

	処件事案の件数				
	計	紛失	誤廃棄	焼失等のき損	その他
令和元年度	2	0	1	0	1
処分者数（人）	2	0	1	0	1
平成30年度	5	1	1	0	3
処分者数（人）	18	3	3	0	12
平成29年度	2	1	1	0	0
処分者数（人）	4	1	3	0	0
平成28年度	1	1	0	0	0
処分者数（人）	1	1	0	0	0
平成27年度	1	0	0	0	1
処分者数（人）	4	0	0	0	4
平成26年度	2	0	0	0	2
処分者数（人）	8	0	0	0	8
平成25年度	2	0	1	0	1
処分者数（人）	2	0	1	0	1
平成24年度	7	1	3	0	3
処分者数（人）	9	1	4	0	4
平成23年度	6	1	0	0	5
処分者数（人）	6	1	0	0	5

(注) 1 「処分」とは、国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 82 条に基づく懲戒処分を表す。

2 1 事案に 2 人以上の処分者がある場合は、件数と処分者数が一致しない。

3 令和元年度の処分者数の内訳（停職：1 人、戒告：1 人）。

7 秘密文書の管理状況

ガイドラインでは、特定秘密以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書（特定秘密である情報を記録する行政文書を除く。以下「秘密文書」という。）の管理として、極秘文書（秘密保全の必要が高く、その漏えいが国の安全、利益に損害を与えるおそれのある情報を含む行政文書）及び秘文書（極秘文書に次ぐ程度の秘密であって、関係者以外には知らせてはならない情報を含む極秘文書以外の行政文書）を指定し、秘密文書については、規則及び各行政機関の秘密文書管理要領等に則り管理することとされている。

表 14 のとおり、令和元年度において新規作成・取得した行政文書ファイル等のうち秘密文書を含む行政文書ファイル等数が 50,664 ファイルあり、平成

30 年度と比べると、新規作成・取得した行政文書ファイル等に占める秘密文書を含む行政文書ファイル等の割合は減少（0.1％）している。

表 14 秘密文書の管理状況

（単位：ファイル、％）

行政文書ファイル等数（再掲）		新規作成・取得した行政文書ファイル等のうち、秘密文書を含む行政文書ファイル等数			
			うち極秘文書及び秘文書を含む行政文書ファイル等数	うち極秘文書のみを含む行政文書ファイル等数	うち秘文書のみを含む行政文書ファイル等数
令和元年度	3,406,775 (100.0)	50,664 (1.5)	463 (0.0)	156 (0.0)	50,045 (1.5)
平成30年度	3,179,641 (100.0)	51,016 (1.6)	1,622 (0.1)	516 (0.0)	48,878 (1.5)
平成29年度	2,729,046 (100.0)	55,822 (2.0)	3,224 (0.1)	2,907 (0.1)	49,691 (1.8)
平成28年度	2,716,002 (100.0)	58,032 (2.1)	1,013 (0.0)	1,587 (0.1)	55,432 (2.0)
平成27年度	2,668,049 (100.0)	49,161 (1.8)	277 (0.0)	46 (0.0)	48,838 (1.8)

（注） （ ）内は、行政文書ファイル等数に占める割合を表す。

(行政文書の管理の状況)

＜資料＞

行政機関別内訳表

- 資料 1 行政文書ファイル等の保有数
- 資料 2 行政文書ファイル等の媒体の種別
- 資料 3 保存期間が満了したときの措置の設定状況
- 資料 4 保存期間が満了した行政文書ファイル等の移管・廃棄等の状況
- 資料 5 国立公文書館等への移管ファイル等数
- 資料 6 廃棄に係る協議の状況
- 資料 7 保存期間の延長理由
- 資料 8 保存期間の延長状況
- 資料 9－1 研修の実施状況（研修の実施回数）
- 資料 9－2 研修の実施状況（研修の実施内容）
- 資料 10 点検の実施状況
- 資料 11 監査の実施状況
- 資料 12 紛失、誤廃棄等の状況
- 資料 13 その他の不適切な文書管理の状況
- 資料 14 点検及び監査の実施状況（主な指摘事項及び改善等措置状況）
- 資料 15 秘密文書の管理状況

資料1 行政文書ファイル等の保有数

(単位：ファイル、%)

行政機関名	行政文書ファイル等数									
	うち新規作成		本省庁		施設等機関		特別の機関		地方支分部局	
				うち新規作成		うち新規作成		うち新規作成		うち新規作成
内閣官房	17,142	2,372	17,142	2,372	0	0	0	0	0	0
内閣法制局	18,131	666	18,131	666	0	0	0	0	0	0
原子力防災会議	17	2	17	2	0	0	0	0	0	0
人事院	21,446	3,426	14,021	1,552	969	178	0	0	6,456	1,696
復興庁	2,732	383	1,994	258	0	0	0	0	738	125
内閣府	128,148	10,460	39,916	3,803	2,799	293	6,899	658	78,534	5,706
宮内庁	23,335	3,068	20,843	2,648	1,135	281	0	0	1,357	139
公正取引委員会	10,860	1,781	6,977	890	0	0	0	0	3,883	891
国家公安委員会	217	3	217	3	0	0	0	0	0	0
警察庁	231,752	27,838	62,310	6,202	19,127	2,356	0	0	150,315	19,280
個人情報保護委員会	751	156	751	156	0	0	0	0	0	0
金融庁	29,287	3,803	29,287	3,803	0	0	0	0	0	0
消費者庁	3,824	973	3,824	973	0	0	0	0	0	0
カジノ管理委員会	149	149	149	149	0	0	0	0	0	0
総務省	160,543	21,421	81,260	5,712	2,434	237	6,013	5,706	70,836	9,766
公害等調整委員会	1,632	115	1,632	115	0	0	0	0	0	0
消防庁	4,901	627	3,952	476	949	151	0	0	0	0
法務省	1,402,327	187,160	70,692	6,932	494,932	87,016	0	0	836,703	93,212
公安審査委員会	405	36	405	36	0	0	0	0	0	0
出入国在留管理庁	58,282	11,550	5,955	634	2,565	563	0	0	49,762	10,353
公安調査庁	24,397	5,077	3,928	823	213	57	0	0	20,256	4,197
検察庁	239,677	48,023	0	0	0	0	239,677	48,023	0	0
外務省	173,427	10,934	137,046	5,395	0	0	36,381	5,539	0	0
財務省	583,079	86,605	49,970	4,743	7,093	1,305	0	0	526,016	80,557
国税庁	3,826,240	514,202	39,503	4,287	15,874	2,120	21,840	2,286	3,749,023	505,509
文部科学省	81,372	4,301	76,853	3,835	3,106	327	1,413	139	0	0
スポーツ庁	4,156	288	4,156	288	0	0	0	0	0	0
文化庁	20,593	904	19,502	857	0	0	1,091	47	0	0
厚生労働省	1,679,254	263,277	99,485	8,542	73,021	10,647	0	0	1,506,748	244,088
中央労働委員会	4,802	278	4,413	251	0	0	0	0	389	27
農林水産省	385,398	38,026	51,610	6,158	52,557	6,786	2,507	250	278,724	24,832
林野庁	829,731	53,328	23,327	1,889	576	65	0	0	805,828	51,374
水産庁	7,707	1,251	5,452	868	0	0	0	0	2,255	383
経済産業省	222,719	17,887	56,307	4,699	566	70	0	0	165,846	13,118
資源エネルギー庁	11,770	980	11,770	980	0	0	0	0	0	0
特許庁	6,843	886	6,843	886	0	0	0	0	0	0
中小企業庁	5,616	357	5,616	357	0	0	0	0	0	0
国土交通省	2,900,739	246,032	71,824	7,474	18,372	1,832	28,771	4,170	2,781,772	232,556
運輸安全委員会	12,260	1,484	12,260	1,484	0	0	0	0	0	0
観光庁	1,829	354	1,829	354	0	0	0	0	0	0
気象庁	166,058	21,641	14,757	1,782	8,742	1,043	0	0	142,559	18,816
海上保安庁	160,712	26,960	11,947	1,477	4,523	483	0	0	144,242	25,000
環境省	97,717	6,558	60,218	3,272	3,535	146	0	0	33,964	3,140
原子力規制委員会	105,190	6,348	104,472	6,257	718	91	0	0	0	0
防衛省	5,872,573	1,756,934	40,242	10,999	26,992	4,644	5,648,572	1,717,902	156,767	23,389
防衛装備庁	58,566	8,757	36,253	5,055	22,313	3,702	0	0	0	0
会計検査院	51,314	9,114	51,314	9,114	0	0	0	0	0	0
計	19,649,620	3,406,775	1,380,372	129,508	763,111	124,393	5,993,164	1,784,720	11,512,973	1,368,154
(割合(%))	100.0	100.0	7.0	3.8	3.9	3.7	30.5	52.4	58.6	40.2

(注) 「うち新規作成」とは、各行政機関が保有する行政文書ファイル等のうち、平成30年度中に新たに作成された行政文書ファイル等の数を表す。

資料 2 行政文書ファイル等の媒体の種別

(単位：ファイル)

行政機関名	行政文書ファイル等数（再掲）			
		紙媒体	電子媒体	その他
内閣官房	17, 142	12, 896	4, 243	3
内閣法制局	18, 131	17, 768	351	12
原子力防災会議	17	17	0	0
人事院	21, 446	20, 661	785	0
復興庁	2, 732	2, 171	561	0
内閣府	128, 148	121, 568	6, 157	423
宮内庁	23, 335	22, 519	635	181
公正取引委員会	10, 860	8, 113	2, 747	0
国家公安委員会	217	138	79	0
警察庁	231, 752	200, 046	31, 686	20
個人情報保護委員会	751	512	239	0
金融庁	29, 287	25, 345	3, 942	0
消費者庁	3, 824	1, 471	2, 353	0
カジノ管理委員会	149	68	81	0
総務省	160, 543	64, 175	96, 013	355
公害等調整委員会	1, 632	1, 544	88	0
消防庁	4, 901	1, 576	3, 321	4
法務省	1, 402, 327	1, 352, 887	48, 569	871
公安審査委員会	405	386	19	0
出入国在留管理庁	58, 282	52, 249	5, 860	173
公安調査庁	24, 397	23, 865	532	0
検察庁	239, 677	215, 488	24, 080	109
外務省	173, 427	171, 539	1, 833	55
財務省	583, 079	424, 006	159, 020	53
国税庁	3, 826, 240	2, 986, 510	836, 951	2, 779
文部科学省	81, 372	70, 164	6, 469	4, 739
スポーツ庁	4, 156	3, 445	659	52
文化庁	20, 593	20, 148	293	152
厚生労働省	1, 679, 254	1, 641, 164	37, 614	476
中央労働委員会	4, 802	4, 739	63	0
農林水産省	385, 398	322, 249	63, 122	27
林野庁	829, 731	720, 699	108, 996	36
水産庁	7, 707	6, 698	1, 007	2
経済産業省	222, 719	215, 871	6, 839	9
資源エネルギー庁	11, 770	10, 741	1, 028	1
特許庁	6, 843	5, 888	955	0
中小企業庁	5, 616	5, 216	400	0
国土交通省	2, 900, 739	2, 754, 964	113, 489	32, 286
運輸安全委員会	12, 260	11, 905	331	24
観光庁	1, 829	1, 466	363	0
気象庁	166, 058	118, 187	47, 598	273
海上保安庁	160, 712	149, 554	11, 158	0
環境省	97, 717	94, 622	2, 976	119
原子力規制委員会	105, 190	103, 745	1, 445	0
防衛省	5, 872, 573	5, 545, 714	324, 166	2, 693
防衛装備庁	58, 566	47, 879	10, 378	309
会計検査院	51, 314	35, 943	14, 944	427
計 (割合 (%))	19, 649, 620 100.0	17, 618, 519 89.7	1, 984, 438 10.1	46, 663 0.2

(注) 1 「電子媒体」は、CD、DVD、一元的文書管理システム、個別業務システム等で管理される行政文書ファイル等を表す。

2 「その他の媒体」は、フィルム、ビデオテープ等で管理される行政文書ファイル等を表す。

資料３ 保存期間が満了したときの措置の設定状況

(単位：ファイル)

行政機関名	行政文書ファイル等数（再掲）			うち新規作成（再掲）		
		設定済み	未設定		設定済み	未設定
内閣官房	17,142	17,139	3	2,372	2,372	0
内閣法制局	18,131	18,131	0	666	666	0
原子力防災会議	17	17	0	2	2	0
人事院	21,446	21,446	0	3,426	3,426	0
復興庁	2,732	2,732	0	383	383	0
内閣府	128,148	122,013	6,135	10,460	10,444	16
宮内庁	23,335	23,335	0	3,068	3,068	0
公正取引委員会	10,860	10,860	0	1,781	1,781	0
国家公安委員会	217	217	0	3	3	0
警察庁	231,752	230,863	889	27,838	27,789	49
個人情報保護委員会	751	751	0	156	156	0
金融庁	29,287	29,278	9	3,803	3,798	5
消費者庁	3,824	3,776	48	973	964	9
カジノ管理委員会	149	148	1	149	148	1
総務省	160,543	152,612	7,931	21,421	21,403	18
公害等調整委員会	1,632	1,620	12	115	114	1
消防庁	4,901	4,881	20	627	627	0
法務省	1,402,327	1,380,665	21,662	187,160	187,133	27
公安審査委員会	405	405	0	36	36	0
出入国在留管理庁	58,282	58,242	40	11,550	11,546	4
公安調査庁	24,397	24,395	2	5,077	5,077	0
検察庁	239,677	238,829	848	48,023	48,018	5
外務省	173,427	135,753	37,674	10,934	10,934	0
財務省	583,079	535,645	47,434	86,605	86,469	136
国税庁	3,826,240	3,821,547	4,693	514,202	513,828	374
文部科学省	81,372	51,527	29,845	4,301	4,170	131
スポーツ庁	4,156	4,031	125	288	287	1
文化庁	20,593	15,992	4,601	904	890	14
厚生労働省	1,679,254	1,665,854	13,400	263,277	261,825	1,452
中央労働委員会	4,802	4,798	4	278	277	1
農林水産省	385,398	381,322	4,076	38,026	38,018	8
林野庁	829,731	693,882	135,849	53,328	52,962	366
水産庁	7,707	7,670	37	1,251	1,251	0
経済産業省	222,719	222,719	0	17,887	17,887	0
資源エネルギー庁	11,770	11,770	0	980	980	0
特許庁	6,843	6,842	1	886	886	0
中小企業庁	5,616	5,616	0	357	357	0
国土交通省	2,900,739	2,664,381	236,358	246,032	245,491	541
運輸安全委員会	12,260	12,260	0	1,484	1,484	0
観光庁	1,829	1,589	240	354	287	67
気象庁	166,058	162,227	3,831	21,641	21,575	66
海上保安庁	160,712	160,629	83	26,960	26,950	10
環境省	97,717	73,068	24,649	6,558	6,547	11
原子力規制委員会	105,190	100,490	4,700	6,348	6,323	25
防衛省	5,872,573	5,872,573	0	1,756,934	1,756,934	0
防衛装備庁	58,566	58,566	0	8,757	8,757	0
会計検査院	51,314	51,314	0	9,114	9,114	0
計	19,649,620	19,064,420	585,200	3,406,775	3,403,437	3,338
(割合（％）)	100.0	97.0	3.0	100.0	99.9	0.1

資料４ 保存期間が満了した行政文書ファイル等の移管・廃棄等の状況

(単位：ファイル)

行政機関名	令和元年度に保存期間が満了した行政文書ファイル等数			
		移 管	廃 棄	延 長
内閣官房	1,721	94	1,282	345
内閣法制局	653	427	157	69
原子力防災会議	0	0	0	0
人事院	1,980	30	1,767	183
復興庁	267	4	224	39
内閣府	9,060	246	0	8,814
宮内庁	2,323	194	1,655	474
公正取引委員会	1,272	59	1,135	78
国家公安委員会	7	0	1	6
警察庁	27,391	90	17,454	9,847
個人情報保護委員会	52	0	46	6
金融庁	6,334	1,274	3,873	1,187
消費者庁	355	12	341	2
カジノ管理委員会	0	0	0	0
総務省	18,024	684	9,632	7,708
公害等調整委員会	110	9	101	0
消防庁	359	20	330	9
法務省	214,803	233	137,716	76,854
公安審査委員会	0	0	0	0
出入国在留管理庁	4,077	0	218	3,859
公安調査庁	11,404	11	9,078	2,315
検察庁	41,842	1	35,602	6,239
外務省	10,209	2,129	7,365	715
財務省	85,152	459	82,778	1,915
国税庁	396,453	13	395,736	704
文部科学省	38,224	242	3,485	34,497
スポーツ庁	1,998	6	157	1,835
文化庁	9,638	23	448	9,167
厚生労働省	192,020	126	187,286	4,608
中央労働委員会	342	7	335	0
農林水産省	35,573	632	34,855	86
林野庁	54,402	196	54,034	172
水産庁	1,507	36	1,471	0
経済産業省	19,092	623	0	18,469
資源エネルギー庁	1,016	139	0	877
特許庁	886	76	810	0
中小企業庁	433	41	0	392
国土交通省	244,556	460	228,250	15,846
運輸安全委員会	814	0	814	0
観光庁	167	7	160	0
気象庁	15,754	2,725	13,001	28
海上保安庁	18,328	1	18,322	5
環境省	7,707	603	7,061	43
原子力規制委員会	3,349	369	0	2,980
防衛省	1,362,679	1,037	1,349,491	12,151
防衛装備庁	9,015	92	8,686	237
会計検査院	10,562	29	8,066	2,467
計	2,861,910	13,459	2,623,223	225,228
(割合(％))	100.0	0.5	91.7	7.9

資料5 国立公文書館等への移管ファイル等数

(単位：ファイル)

行政機関名	国立公文書館等への 移管ファイル等数	令和元年度に保存期 間が満了した行政文 書ファイル等数	移管された文書の例
内閣官房	94	1,721	御署名原本（昭64・平1～平2）、閣議資料（平2）
内閣法制局	427	653	法令案審議録（平1）、著作権法の一部を改正する法律案（平成元法律43）
原子力防災会議	0	0	—
人事院	30	1,980	人事院会議事録（平1～平2）
復興庁	4	267	第3回国連防災世界会議（平27）
内閣府	246	9,060	紫綬褒章起案綴 昭和57年～平成元年（昭57～平1）、インターネット青少年 有害情報対策・環境整備推進会議関係 平成20年度（平20）
宮内庁	194	2,323	新年一般参賀録 昭和63年度、園遊会記録写真綴 昭和30～47年
公正取引委員会	59	1,272	委員会議事録目録（昭和34年度）（昭34～35）
国家公安委員会	0	7	—
警察庁	90	27,391	組織改正要求・組織関係法令改正 昭和35年度、ストーカー法制検討（平11）
個人情報保護委員会	0	52	—
金融庁	1,274	6,334	金融危機対応会議関係資料、証取法改正関係資料（平成3年）
消費者庁	12	355	ビットコイン関係（平成26年度）（平26）
カジノ管理委員会	0	0	—
総務省	684	18,024	電波法の一部改正（昭和56年法第49号）に関する文書、昭和61年度郵便法 の改正に関する文書
公害等調整委員会	9	110	記者発表綴（平成21年度）、公害紛争処理情報第61号～第70号
消防庁	20	359	平成26年度、東日本大震災を踏まえた危険物施設の震災等対策のあり方に関する 検討会、緊急消防援助隊に関する各種要綱
法務省	233	214,803	組織関係法令書類（組織の細目及び事務分掌に関する訓令） 平成21年度 （平21～22）、閣議諸議原議 平成元年（平1）
公安審査委員会	0	0	—
出入国在留管理庁	0	4,077	—
公安調査庁	11	11,404	平成元年度閣議諸議原議、平成28年度内外情勢の回顧と展望
検察庁	1	41,842	平成31年度版検察庁のしおり
外務省	2,129	10,209	天安門事件（現地情勢と日本の対応）、昭和天皇大喪の礼（日米首脳・外相会 談）
財務省	459	85,152	概算閣議諸議（平成元年度）（平1）、全国財務局長会議（平8～22）
国税庁	13	396,453	昭和63年分 税務統計から見た 民間給与の実態、第114回 国税庁統計年報書 昭和63年度版
文部科学省	242	38,224	諸議（法律案） 平成1年度（平1）、日本ユネスコ協会連盟（設立） 昭和5 7年度（昭57）
スポーツ庁	6	1,998	広島アジア協議大会組織委員会（設立）S62年度、長野オリンピック冬季競技 大会組織委員会（設立）H03年度
文化庁	23	9,638	史跡・名勝・天然記念物（指定）S09年度、NHK交響楽団（設立）H02年 度
厚生労働省	126	192,020	技能向上対策費補助金原議（中央職業能力開発協会費・2014年度）（平 26）、帰還者関係資料（昭20）
中央労働委員会	7	342	総会議事録（1989年度）、全医労別府支部団交開始あっせん事件
農林水産省	632	35,573	閣議諸議文書原簿 平成元年（平1）、国有林野組替台帳 明治37年以降（明 37）
林野庁	196	54,402	明治34年度 国有林野台帳編入除却、昭和19年度～昭和34年度 国有林野を森林 附属地に組替に関する書類
水産庁	36	1,507	有明海における福岡佐賀両県の漁業調整に関する協定について、第39回玄海連 調委の議事録原本
経済産業省	623	19,092	特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令の一部を改正する政令【平成16年】（平 16）、水質汚濁防止法施行令（閣議諸議） 昭和46年度（昭46）
資源エネルギー庁	139	1,016	波石法省令改正（平成元年原議）、平成元年電気事業法施行令改正（原議）
特許庁	76	886	H02特許法等の一部を改正する法律検討資料、日中韓特許庁長官会合（平成28 年度）
中小企業庁	41	433	小規模企業共済法平成元年改正政令改正資料、地域商店街活性化事業費補助金交 付要綱
国土交通省	460	244,556	地理調査部年報 平成20年度、平成28年海難レポート
運輸安全委員会	0	814	—
観光庁	7	167	—
気象庁	2,725	15,754	地上気象観測原簿 明治二十四年（一八九一）（大阪）、高風丸1世 航海日誌 1988年1月28日～1988年7月25日
海上保安庁	1	18,328	主意書（24年度）、平成26年度海上保安庁音楽隊業務実施要領改正
環境省	603	7,707	公害健康被害補償法大改正時の政令・府令改正（原議） 昭和62年10月～63年2月（昭62～63）、 中央公害対策審議会答申 公害に係る健康被害賠償補償制度について 昭和48年4月8日（昭48）
原子力規制委員会	369	3,349	平成15年度 原子力発電立地調査に関する報告書 地震波伝ば特性評価法調査、 特殊設計認可申請書
防衛省	1,037	1,362,679	各部隊等部隊史（昭33）、昭和57年度在日不動産返還書
防衛装備庁	92	9,015	平成26年度工事基本計画書、平成26年度装備施設本部パンフレット
会計検査院	29	10,562	検査官会議事録（昭31～32）
計	13,459	2,861,910	
（割合（％））	0.5	100.0	

資料6 廃棄に係る協議の状況

(単位：ファイル)

行政機関名	廃棄に係る協議数（令和2年3月31日現在）			
		同意	不同意	協議中
内閣官房	1,230	0	0	1,230
内閣法制局	157	157	0	0
原子力防災会議	0	0	0	0
人事院	1,769	0	0	1,769
復興庁	0	0	0	0
内閣府	0	0	0	0
宮内庁	1,655	1,655	0	0
公正取引委員会	1,140	0	0	1,140
国家公安委員会	0	0	0	0
警察庁	17,454	0	0	17,454
個人情報保護委員会	46	46	0	0
金融庁	3,868	0	0	3,868
消費者庁	383	383	0	0
カジノ管理委員会	0	0	0	0
総務省	9,168	56	0	9,112
公害等調整委員会	101	101	0	0
消防庁	38	37	0	0
法務省	137,723	7	0	137,716
公安審査委員会	35	35	0	0
出入国在留管理庁	0	0	0	0
公安調査庁	9,078	0	0	9,078
検察庁	35,602	0	0	35,602
外務省	14,419	14,419	0	0
財務省	82,778	0	0	82,778
国税庁	395,736	390,999	0	4,737
文部科学省	3,485	2,647	0	838
スポーツ庁	157	111	0	46
文化庁	448	357	0	91
厚生労働省	177,863	0	0	177,863
中央労働委員会	0	0	0	0
農林水産省	35,131	10,338	0	24,793
林野庁	84,015	80	0	83,935
水産庁	1,471	1,471	0	0
経済産業省	0	0	0	0
資源エネルギー庁	0	0	0	0
特許庁	197	197	0	0
中小企業庁	0	0	0	0
国土交通省	204,502	43,857	0	160,644
運輸安全委員会	814	252	0	562
観光庁	39	39	0	0
気象庁	13,029	5,837	0	7,192
海上保安庁	18,327	9,744	0	8,583
環境省	0	0	0	0
原子力規制委員会	0	0	0	0
防衛省	1,349,491	0	0	1,349,491
防衛装備庁	3,990	0	0	3,990
計	2,605,337	482,825	0	2,122,512
（割合（％））	100.0	18.5	0.0	81.5

(注) 会計検査院は、協議対象でないことから、本表には含まれていない。

資料7 保存期間の延長理由

(単位：ファイル)

行政機関名	保存期間を延長した行政文書ファイル等数（再掲）									
		公文書管理法施行令第9条第1項に基づく延長						公文書管理法施行令第9条第2項に基づく延長		
		第1号に基づくもの (監査、検査等)	第2号に基づくもの (訴訟手続)	第3号に基づくもの (不服申立手続)	第4号に基づくもの (開示請求)			延長理由の例		
								国会関係用務に必要とするため	法令の制定又は改廃用務に必要とするため	災害等の緊急事態対応のため
内閣官房	345	0	0	0	0	0	345	7	1	1
内閣法制局	69	6	0	0	0	6	63	0	0	0
原子力防災会議	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
人事院	183	0	0	0	0	0	183	0	0	0
復興庁	39	0	0	0	0	0	39	0	0	0
内閣府	8,814	0	0	0	0	0	8,814	1	0	0
宮内庁	474	7	4	0	0	3	467	2	6	0
公正取引委員会	78	2	0	2	0	0	76	15	24	3
国家公安委員会	6	0	0	0	0	0	6	0	0	0
警察庁	9,847	0	0	0	0	0	9,847	2	35	0
個人情報保護委員会	6	0	0	0	0	0	6	0	0	0
金融庁	1,187	56	23	4	3	26	1,131	223	5	0
消費者庁	2	0	0	0	0	0	2	0	0	0
カジノ管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総務省	7,708	6	6	0	0	0	7,702	0	2	0
公害等調整委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
消防庁	9	0	0	0	0	0	9	0	2	0
法務省	76,854	42	0	21	0	21	76,812	20	4	0
公安審査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
出入国在留管理庁	3,859	0	0	0	0	0	3,859	1	10	0
公安調査庁	2,315	5	0	0	0	5	2,310	0	0	0
検察庁	6,239	50	31	15	0	4	6,189	0	5	1
外務省	715	222	5	0	103	114	493	3	2	1
財務省	1,915	3	0	0	1	2	1,912	31	167	0
国税庁	704	209	17	18	52	122	495	0	57	17
文部科学省	34,497	0	0	0	0	0	34,497	0	0	0
スポーツ庁	1,835	0	0	0	0	0	1,835	0	0	0
文化庁	9,167	0	0	0	0	0	9,167	0	0	0
厚生労働省	4,608	53	31	0	0	22	4,555	1	6	0
中央労働委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
農林水産省	86	3	0	3	0	0	83	0	0	0
林野庁	172	0	0	0	0	0	172	0	0	0
水産庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
経済産業省	18,469	93	80	2	1	10	18,376	2	68	3
資源エネルギー庁	877	0	0	0	0	0	877	4	3	0
特許庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中小企業庁	392	0	0	0	0	0	392	0	0	0
国土交通省	15,846	99	44	39	0	16	15,747	2	2	296
運輸安全委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
観光庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
気象庁	28	0	0	0	0	0	28	0	0	0
海上保安庁	5	2	1	0	0	1	3	0	0	0
環境省	43	35	35	0	0	0	8	0	8	0
原子力規制委員会	2,980	0	0	0	0	0	2,980	0	0	0
防衛省	12,151	161	78	0	0	83	11,990	30	46	10
防衛装備庁	237	1	0	0	0	1	236	1	0	0
会計検査院	2,467	70	66	0	0	4	2,397	3	20	0
計	225,228	1,125	421	104	160	440	224,103	348	473	332
(割合(％))	100.0	0.5	0.2	0.0	0.1	0.2	99.5	0.2	0.2	0.1

資料 8 保存期間の延長状況等

(単位：ファイル)

行政機関名	公文書管理法施行令第9条第2項に基づき延長した行政文書ファイル等数(再掲)	うち30年以上の延長を行ったもの		
		うち通算の保存期間が60年以上となるもの		
				うち破損、文字褪色、製本不良のあったファイル数
内閣官房	345	4	4	0
内閣法制局	63	0	0	0
原子力防災会議	0	0	0	0
人事院	183	0	0	0
復興庁	39	0	0	0
内閣府	8,814	0	0	0
宮内庁	467	157	247	0
公正取引委員会	76	15	14	0
国家公安委員会	6	0	3	0
警察庁	9,847	4	13	0
個人情報保護委員会	6	0	0	0
金融庁	1,131	0	0	0
消費者庁	2	0	0	0
カジノ管理委員会	0	0	0	0
総務省	7,702	16	15	0
公害等調整委員会	0	0	0	0
消防庁	9	3	2	0
法務省	76,812	33	53	0
公安審査委員会	0	0	0	0
出入国在留管理庁	3,859	0	1	0
公安調査庁	2,310	0	207	0
検察庁	6,189	3	320	0
外務省	493	0	5	0
財務省	1,912	7	57	0
国税庁	495	54	54	0
文部科学省	34,497	0	1,005	0
スポーツ庁	1,835	0	10	0
文化庁	9,167	0	1,789	0
厚生労働省	4,555	3	3	0
中央労働委員会	0	0	0	0
農林水産省	83	2	2	0
林野庁	172	41	40	0
水産庁	0	0	0	0
経済産業省	18,376	17	17	0
資源エネルギー庁	877	0	0	0
特許庁	0	0	0	0
中小企業庁	392	0	0	0
国土交通省	15,747	2,710	2,457	0
運輸安全委員会	0	0	0	0
観光庁	0	0	0	0
気象庁	28	0	0	0
海上保安庁	3	0	0	0
環境省	8	0	0	0
原子力規制委員会	2,980	0	0	0
防衛省	11,990	11	24	0
防衛装備庁	236	0	1	0
会計検査院	2,397	9	9	0
計	224,103	3,089	6,352	0

資料 9－1 研修の実施状況（研修の実施回数）

（単位：回）

行政機関名	研修の実施回数	対象者別						
		一般職員	新規採用職員	文書管理者	文書管理担当者	監査担当者	転入者	その他
内閣官房	15	1	1	1	4	1	1	6
内閣法制局	4	2	0	1	0	0	0	1
原子力防災会議	3	0	0	0	0	0	2	1
人事院	6	3	1	0	0	0	0	2
復興庁	4	1	0	1	1	0	0	1
内閣府	4	1	1	1	1	0	0	0
宮内庁	128	63	15	26	23	1	0	0
公正取引委員会	25	2	3	4	4	3	2	7
国家公安委員会	4	1	0	1	1	1	0	0
警察庁	1,235	877	44	85	156	0	51	22
個人情報保護委員会	26	2	3	4	4	2	6	5
金融庁	98	28	1	31	31	0	6	1
消費者庁	1	0	1	0	0	0	0	0
カジノ管理委員会	6	1	0	2	2	0	0	1
総務省	62	7	11	10	11	6	6	11
公害等調整委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
消防庁	13	2	2	1	2	2	2	2
法務省	3,554	1,022	517	706	773	132	143	261
公安審査委員会	2	1	0	1	0	0	0	0
出入国在留管理庁	89	12	25	22	23	0	0	7
公安調査庁	51	9	18	4	8	1	1	10
検察庁	734	77	74	158	155	47	46	177
外務省	43	30	6	4	1	0	1	1
財務省	794	560	62	64	58	13	9	28
国税庁	553	487	8	23	19	0	0	16
文部科学省	10	1	1	2	2	1	1	2
スポーツ庁	8	1	1	1	2	1	1	1
文化庁	9	1	1	2	2	1	1	1
厚生労働省	1,539	1,136	62	122	133	30	26	30
中央労働委員会	3	1	0	1	1	0	0	0
農林水産省	172	10	10	36	84	6	5	21
林野庁	50	22	11	5	11	0	0	1
水産庁	11	2	3	2	4	0	0	0
経済産業省	71	49	7	4	4	1	3	3
資源エネルギー庁	43	21	6	2	6	1	3	4
特許庁	7	3	2	1	1	0	0	0
中小企業庁	44	32	6	2	2	0	2	0
国土交通省	429	92	53	102	85	19	26	52
運輸安全委員会	6	1	0	2	2	0	0	1
観光庁	7	1	2	1	1	0	2	0
気象庁	15	1	4	1	1	0	0	8
海上保安庁	24	9	4	6	5	0	0	0
環境省	28	9	2	8	8	0	1	0
原子力規制委員会	13	1	2	2	2	1	2	3
防衛省	36,177	32,269	109	928	1,385	60	1,424	2
防衛装備庁	10	7	1	1	1	0	0	0
会計検査院	30	4	3	5	7	2	3	6
計	46,160	36,862	1,083	2,386	3,026	332	1,776	695

資料 9－2 研修の実施状況（研修の実施内容）

（単位：人）

行政機関名	研修に参加 させた文書 管理者数	総括文書管 理者が実施 する研修	他の機関が 実施する研 修	研修参加職員数						
					総括文書管 理者が実施 する研修	他の機関が実施する研修				
						人事院職員 研修	総務省のオ ンライン研 修	（独）国立 公文書館が 実施する研 修	（独）国立 公文書館以 外の国立公 文書館等が 実施する研 修	その他
内閣官房	146	144	20	2,462	2,258	0	64	111	0	29
内閣法制局	6	6	2	98	92	0	3	3	0	0
原子力防災会議	1	1	1	385	113	0	28	36	0	208
人事院	26	26	25	305	174	0	83	46	0	2
復興庁	64	64	0	190	190	0	0	0	0	0
内閣府	164	200	19	738	638	0	68	27	2	3
宮内庁	31	31	0	1,473	1,225	0	228	14	0	6
公正取引委員会	52	52	9	2,062	2,041	0	0	21	0	0
国家公安委員会	1	1	0	16	16	0	0	0	0	0
警察庁	461	461	77	27,806	27,649	0	47	101	2	7
個人情報保護委員会	8	8	7	378	339	0	0	10	0	29
金融庁	79	79	22	2,252	2,189	0	19	44	0	0
消費者庁	4	0	4	6	0	0	0	6	0	0
カジノ管理委員会	10	8	0	138	138	0	0	0	0	0
総務省	645	462	183	7,812	7,391	0	230	103	0	88
公害等調整委員会	1	0	1	52	0	0	49	1	2	0
消防庁	15	15	15	449	97	0	29	5	0	318
法務省	1,874	1,844	268	60,749	59,841	3	576	281	4	44
公安審査委員会	1	0	1	3	1	0	0	2	0	0
出入国在留管理庁	262	262	13	6,813	6,750	0	35	24	0	4
公安調査庁	102	102	35	3,080	2,982	0	10	76	0	12
検察庁	900	900	204	16,209	15,356	0	480	7	0	366
外務省	359	359	65	7,838	7,646	0	172	20	0	0
財務省	1,045	1,045	52	15,637	14,435	0	1,136	37	24	5
国税庁	3,404	3,404	1	70,958	70,957	0	0	0	0	1
文部科学省	89	89	58	2,688	2,461	0	2	24	0	201
スポーツ庁	7	7	6	145	124	0	0	1	0	20
文化庁	12	12	12	391	348	0	1	7	0	35
厚生労働省	1,108	999	247	70,709	68,950	0	1,601	120	0	38
中央労働委員会	10	10	0	148	148	0	0	0	0	0
農林水産省	266	266	79	23,706	23,317	0	355	24	0	10
林野庁	133	133	9	5,668	5,548	0	54	23	0	43
水産庁	0	20	2	876	874	0	2	0	0	0
経済産業省	495	495	9	7,025	7,004	0	2	10	0	9
資源エネルギー庁	22	22	22	631	631	0	0	0	0	0
特許庁	21	21	0	3,632	156	0	3,474	2	0	0
中小企業庁	19	19	1	438	437	0	0	1	0	0
国土交通省	3,132	2,772	902	29,185	24,552	0	3,693	37	0	903
運輸安全委員会	13	13	8	267	257	0	0	6	0	4
観光庁	11	11	0	126	126	0	0	0	0	0
気象庁	42	42	0	6,408	506	5	275	36	0	5,586
海上保安庁	1,046	44	1,002	15,938	15,884	0	0	45	0	9
環境省	140	83	57	581	296	0	283	2	0	0
原子力規制委員会	40	40	27	1,428	1,297	0	2	41	0	88
防衛省	5,222	5,222	2,332	567,470	558,524	0	8,813	122	0	11
防衛装備庁	68	68	28	3,268	3,173	0	20	75	0	0
会計検査院	52	52	30	2,035	1,922	0	2	31	0	80
計	21,609	19,914	5,855	970,672	939,053	8	21,836	1,582	34	8,159

資料10 点検の実施状況

(単位：人 %)

行政機関名	文書管理者数									【参考】 文書管理 担当者数
	点検を 実施	点検の実施頻度						点検を 未実施		
		毎月	3 か月に 1 回	4 か月に 1 回	半年に 1 回	年に 1 回	その他			
内閣官房	163	163	0	0	0	8	155	0	0	174
内閣法制局	6	6	0	0	0	0	6	0	0	6
原子力防災会議	1	1	0	0	0	0	1	0	0	1
人事院	37	36	0	0	0	0	36	0	1	117
復興庁	64	64	0	0	0	0	64	0	0	125
内閣府	294	294	0	0	0	0	294	0	0	635
宮内庁	31	31	0	0	0	0	31	0	0	32
公正取引委員会	52	52	0	0	0	0	52	0	0	155
国家公安委員会	1	1	0	0	0	0	1	0	0	5
警察庁	461	461	0	81	26	120	231	3	0	1,707
個人情報保護委員会	8	8	0	0	0	0	8	0	0	37
金融庁	79	79	0	0	0	0	79	0	0	190
消費者庁	11	11	0	0	0	0	11	0	0	67
カジノ管理委員会	10	10	0	0	0	10	0	0	0	11
総務省	462	462	0	0	0	0	462	0	0	498
公害等調整委員会	1	1	0	0	0	0	1	0	0	11
消防庁	15	15	0	0	0	0	15	0	0	15
法務省	2,072	2,072	0	17	4	54	1,997	0	0	2,974
公安審査委員会	1	1	0	0	0	0	1	0	0	1
出入国在留管理庁	262	262	0	0	0	0	262	0	0	586
公安調査庁	102	102	0	0	0	0	102	0	0	154
検察庁	900	900	0	0	0	0	900	0	0	1,081
外務省	359	359	0	0	0	0	359	0	0	382
財務省	1,045	1,045	0	0	0	1,045	0	0	0	2,077
国税庁	3,404	3,404	0	0	0	0	3,404	0	0	9,453
文部科学省	89	89	0	0	0	0	89	0	0	337
スポーツ庁	7	7	0	0	0	0	7	0	0	23
文化庁	12	12	0	0	0	0	12	0	0	32
厚生労働省	2,078	2,078	0	7	27	1	2,043	0	0	2,287
中央労働委員会	11	11	0	0	0	0	11	0	0	11
農林水産省	266	266	0	0	0	0	266	0	0	1,996
林野庁	133	133	0	0	12	0	121	0	0	442
水産庁	20	20	0	0	0	0	20	0	0	150
経済産業省	495	495	0	0	0	0	495	0	0	538
資源エネルギー庁	22	22	0	0	0	0	22	0	0	22
特許庁	21	21	0	0	0	0	21	0	0	0
中小企業庁	19	19	0	0	0	0	19	0	0	19
国土交通省	4,830	4,824	0	0	4	439	4,376	5	6	5,476
運輸安全委員会	13	13	0	0	0	0	13	0	0	26
観光庁	11	11	0	0	0	0	11	0	0	48
気象庁	279	279	0	0	0	7	272	0	0	368
海上保安庁	1,046	1,046	142	2	1	35	866	0	0	1,512
環境省	142	142	0	0	0	0	142	0	0	451
原子力規制委員会	40	40	0	0	0	0	40	0	0	200
防衛省	5,222	5,222	174	733	177	1,462	2,676	0	0	9,807
防衛装備庁	68	68	0	0	0	0	68	0	0	202
会計検査院	52	52	0	0	0	0	52	0	0	253
計	24,717	24,710	316	840	251	3,181	20,114	8	7	44,694
(割合)	100.0	100.0	1.3	3.4	1.0	12.9	81.4	0.0	0.0	—

資料11 監査の実施状況

行政機関名	監査の実施状況			監査の実施頻度
	実施した	指摘事項の有無		
		改善措置の実施の有無		
内閣官房	○	○	○	年に1回
内閣法制局	○	○	○	年に1回
原子力防災会議	○	－	－	年に1回
人事院	○	○	○	その他
復興庁	○	○	○	年に1回
内閣府	○	○	○	年に1回
宮内庁	○	○	○	年に1回
公正取引委員会	○	○	○	年に1回
国家公安委員会	○	－	－	年に1回
警察庁	○	○	○	年に1回
個人情報保護委員会	○	○	○	年に1回
金融庁	○	○	○	年に1回
消費者庁	○	○	○	年に1回
カジノ管理委員会	－	－	－	－
総務省	○	○	○	年に1回
公害等調整委員会	○	○	○	年に1回
消防庁	○	○	○	年に1回
法務省	○	○	○	年に1回
公安審査委員会	○	－	－	年に1回
出入国在留管理庁	○	○	○	年に1回
公安調査庁	○	○	○	その他
検察庁	○	○	○	年に1回
外務省	○	○	○	年に1回
財務省	○	○	○	年に1回
国税庁	○	○	○	年に1回
文部科学省	○	○	○	年に1回
スポーツ庁	○	○	○	年に1回
文化庁	○	○	○	年に1回
厚生労働省	○	○	○	年に1回
中央労働委員会	○	○	○	年に1回
農林水産省	○	○	○	※ その他
林野庁	○	○	○	※ その他
水産庁	○	○	○	※ その他
経済産業省	○	○	○	その他
資源エネルギー庁	○	○	○	その他
特許庁	○	○	○	年に1回
中小企業庁	○	○	○	その他
国土交通省	○	○	○	※ その他
運輸安全委員会	○	○	○	※ その他
観光庁	○	○	○	※ その他
気象庁	○	○	○	※ その他
海上保安庁	○	○	○	年に1回
環境省	○	○	○	その他
原子力規制委員会	○	○	○	年に1回
防衛省	○	○	○	その他
防衛装備庁	○	○	○	その他
会計検査院	○	○	○	その他
計	46	43	43	

(注) 1 「監査の実施頻度」欄で「その他」のものは、毎年全文書管理者を対象とした書面監査を実施するとともに、実地監査を数年で一巡させるなどの取組を行っているものである。

また、※は本省に設置された監査責任者が監査対象としている機関である。

2 「○」は当該項目に該当するもの、「—」は当該項目に該当しないものを表す。

3 カジノ管理委員会は、令和2年1月7日に新設されたばかりであることから、本項の対象から除外した。

資料12 紛失、誤廃棄等の状況

(単位：件)

行政機関名	紛失等事案の発生件数				事案への対応								
	紛失	誤廃棄	焼失等の き損	関係者等 への注意 喚起、指 導等	再発防止のための措置				復旧措置 を行った 件数	事案の公 表を行っ た件数	懲戒処分 を行った 件数	処分者数（人）	
					行政機関 内への注 意喚起、 適正管理 の徹底周 知等	業務手 順、マ ニュアル 等の見直 し	その他					本人	監督者
内閣官房	1	0	1	0	1	1	0	0	0	1	0	0	0
内閣法制局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
原子力防災会議	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
人事院	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
復興庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
内閣府	1	0	1	0	1	1	0	1	0	1	0	0	0
宮内庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公正取引委員会	4	4	0	0	4	3	2	2	4	2	0	0	0
国家公安委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
警察庁	11	4	7	0	11	11	11	0	6	0	0	0	0
個人情報保護委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
金融庁	4	4	0	0	4	1	2	0	0	0	0	0	0
消費者庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
カジノ管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総務省	1	1	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0
公害等調整委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
消防庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法務省	7	1	6	0	6	6	5	0	3	0	0	0	0
公安審査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
出入国在留管理庁	8	1	7	0	4	2	8	0	1	0	0	0	0
公安調査庁	2	0	2	0	2	1	1	0	0	0	0	0	0
検察庁	22	9	13	0	20	18	3	0	6	0	0	0	0
外務省	2	0	2	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0
財務省	28	14	14	0	28	12	20	7	17	0	0	0	0
国税庁	95	60	35	0	95	82	4	0	68	3	0	0	0
文部科学省	2	0	2	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0
スポーツ庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
文化庁	1	0	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0
厚生労働省	66	38	28	0	60	60	53	1	33	4	0	0	0
中央労働委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
農林水産省	5	2	3	0	5	3	2	3	4	0	0	0	0
林野庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
水産庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
経済産業省	1	1	0	0	1	1	1	1	0	0	0	0	0
資源エネルギー庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特許庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中小企業庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国土交通省	11	5	6	0	11	11	4	0	4	5	1	1	0
運輸安全委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
観光庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
気象庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
海上保安庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
環境省	1	1	0	0	1	0	1	0	1	1	0	0	0
原子力規制委員会	1	1	0	0	1	1	1	0	1	0	0	0	0
防衛省	12	2	10	0	12	12	9	0	6	5	0	0	0
防衛装備庁	1	0	0	1	1	1	1	0	1	0	0	0	0
会計検査院	2	1	1	0	2	0	1	0	2	0	0	0	0
計	289	149	139	1	274	232	130	15	157	22	1	1	0

(注) 再発防止策の「その他」には、対応検討中、個別の研修を実施などがある。

資料13 その他の不適切な文書管理の状況

(単位：件)

行政機関名	「不適切な文書管理（紛失等を除く。）に対して懲戒処分を行った件数」			事案への対応						
				再発防止のための措置				事案の公表を行った件数	処分者数（人）	
				関係者等への注意喚起、指導等	行政機関内への注意喚起、適正管理の徹底周知等	業務手順、マニュアル等の見直し	その他		本人	監督者
内閣官房	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
内閣法制局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
原子力防災会議	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
人事院	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
復興庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
内閣府	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮内庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公正取引委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国家公安委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
警察庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
個人情報保護委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
金融庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
消費者庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
カジノ管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総務省	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公害等調整委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
消防庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法務省	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公安審査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
出入国在留管理庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公安調査庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
検察庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
外務省	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
財務省	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国税庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
文部科学省	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
スポーツ庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
文化庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
厚生労働省	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中央労働委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
農林水産省	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
林野庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
水産庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
経済産業省	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資源エネルギー庁	1	0	1	1	1	0	1	1	0	1
特許庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中小企業庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国土交通省	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
運輸安全委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
観光庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
気象庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
海上保安庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
環境省	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
原子力規制委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
防衛省	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
防衛装備庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
会計検査院	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	1	0	1	1	1	0	1	1	0	1

資料14 点検及び監査の実施状況(主な指摘事項及び改善等措置状況)

区分	行政機関名	指摘事項	改善等措置状況	
管理体制	内閣官房	不適切事例が多数認められた文書管理者がいたため、体制整備等を行い改善する必要がある	不適切事例が見られた2名の文書管理者について、いずれも体制整備を行い改善済み。	
	環境省	文書管理担当者（補助者含む）の指定又は変更について、主任文書管理者へ報告していない。	文書管理担当者（補助者含む）の指定又は変更について、主任文書管理者へ報告するよう指導した。	
作成	人事院	行政文書の類型が異なる行政文書及び保存期間が異なる行政文書ファイルが1つの行政文書ファイルに編綴されていた。	行政文書の類型および保存期間ごとに編綴した行政文書ファイルを作成登録することを指示した。	
	法務省	行政文書として取り扱うべき文書が作成されていなかった。	改善済み。ガイドライン及び規則等に基づく適正な取扱について指導を行った。	
整理	分類	財務省	異なる分類の行政文書が同一の行政文書ファイルに混在して編綴されていた事例があった。	研修資料等を用いて、行政文書ファイルの編綴方法等について、改めて周知徹底を図った。
	名称	国土交通省	作成又は取得した行政文書は分類し、名称を付するとともに、保存期間及び保存期間満了日を設定することについて、名称付与ができていないものがあったため、適切に名称付与するよう改善を求めたところ。	点検・監査を通じ引き続き改善を図れるよう指導、及び、職員の行政文書の管理に関する意識を高めて適正に管理等できるよう研修を実施している。
	保存期間	総務省	保存期間表の設定が適切ではない。	・保存期間及び保存期間満了後の措置が、総務省行政文書管理規則（以下「管理規則」という。）別表第1及び別表第2と整合するよう指摘。 ・少なくとも毎年度1回は保存期間表を見直し、所掌事務全般が保存期間表に定められているか確認するよう指摘。
		消防庁	適切な保存期間や保存期間満了時の措置を設定していない保存期間表が見受けられた。	少なくとも毎年度一回、文書管理者は保存期間表を見直す必要があり、保存期間表を見直す場合、消防庁行政文書管理規則別表第1及び2との整合性に留意するよう指摘した。
保存	紙文書の保存場所・方法	警察庁	行政文書に該当しない個人的な紙文書について、職員各自の机の上、机の引出しの中又は机の周辺以外の所で保管していた。	個人的な紙文書については、行政文書との混在を防ぐため職員各自の机周辺で保管するよう、実地監査の際に指導を行った。
	電子文書の保存場所・方法	公正取引委員会	行政文書ファイル管理簿上、文書管理サーバーに保管することとされている電子文書について、同一のフォルダに非登録行政文書が混在した状態で保管されている。	共有ドライブ上の管理体系を見直し、登録行政文書と非登録行政文書を格納するフォルダを完全に分けるなど適切な管理を実施した。
	引継手続	防衛省	行政文書の管理状況等について、引継報告書が作成されていない若しくは未提出のものがあった。	引継の際は、後任の文書管理者は、前任の文書管理者の立会いの下、管理している行政文書ファイル等の保存場所等を行政文書ファイル管理簿と照合した上で確認するよう指示した。
行政文書ファイル管理簿	山口地方検察庁	行政文書の作成・取得がないのに行政文書ファイル管理簿に登録されているものがあった。	速やかに是正するように指導した。	
	出入国在留管理庁	一部の官署において、行政文書ファイル管理簿への登録が漏れている行政文書があったほか、空ファイルが管理簿上に登録されていた。	行政文書ファイル管理簿への登録が漏れている行政文書については速やかに登録し、誤って登録された行政文書ファイルは空ファイルであることを再度確認したうえで削除するよう指導した。	
	外務省	保存期間表に記載されている項目の行政文書ファイルのうち、管理簿に登録されていないものがある。	未登録と思われる行政文書ファイルについては、直ちに登録するよう指導した。	
移管、廃棄又は保存期間の延長	保存期間満了時の措置	外務省	レコード・スケジュール設定も含めて登録した行政文書ファイルで、総括文書管理者にレコード・スケジュール協議申請をしていないものがある。	総括文書管理者にレコード・スケジュール協議申請をしていないものについては、直ちに申請するよう指導した。
	移管	総務省	移管が可能な行政文書ファイル等のうち、適切に移管が行われていないものがある。	移管協議が完了し、保存期間が満了したものについては、適時適切に移管の手続きを行うとともに、文書管理システムにおいても完了処理を行い、行政文書ファイル管理簿から当該ファイルの記載を削除するよう指摘。
	廃棄	会計検査院	既に廃棄されているはずの行政文書ファイル等が残っている。	速やかに当該行政文書を廃棄するよう指導し、そのとおり改善等の措置が講じられた。
	延長	総務省	開示請求や訴訟等の対象になった行政文書ファイル等のうち、該当の行政文書ファイル等の保存期間を延長する等の措置を行っていないものがある。	該当の行政文書ファイル等については、速やかに保存期間を延長するよう指摘。
	紛失等への対応	会計検査院	所在が確認できず、紛失等している行政文書があった	速やかに当該行政文書を復元するよう指導し、そのとおり改善等の措置が講じられた。
	研修	国税庁	1 行政文書の管理の重要性に関する意識の向上 行政文書に関する不適切事例が依然として発生していることから、行政文書の管理の重要性について、会議や研修等において継続的かつ反復した指示や注意喚起を実施し、職員の一人一人の更なる意識の向上を図っていく。 （1）国税局からの情報提供 国税局担当主管課等は、事務監査等により把握した各署における有効な取組例や工夫策などを集約し情報提供を随時行うなど、行政文書の管理の重要性に関する意識を高める必要がある。また、不適切事例が発生した場合には、不適切事例の発生原因、背景、本来の手順及び再発防止策等の具体的な情報提供に努めるなど、今後、他署において同様の誤りが発生しないよう、職員への注意喚起に役立つ情報提供を引き続き行っていく必要がある。 （2）税務署における注意喚起 税務署における注意喚起においては、国税局担当主管課等の事務監査や税務署の自主点検等により問題点が把握された場合には、その都度、税務署内の職員全員に対して注意喚起を行い、行政文書の管理の重要性についての意識を高める必要がある。 2 行政文書に関する法令等の理解度の向上 行政文書に関する法令及び事務処理手順等については、会議や研修等により一定程度の理解はされているものの、文書管理システムの操作要領等の部分的な理解に留まっていることが懸念されるため、研修等の実施に当たっては、行政文書の作成又は取得から廃棄に至るまでの事務全体の流れや事務処理誤りが後続事務へ与える影響を盛り込むなど、研修内容を見直し、職員の理解度の向上を図っていく。 3 未然防止策の工夫と改善 行政文書に関する不適切事例の発生原因の多くは、基本的なルールの認識・理解不足のほか、職員の注意力不足やチェックの形態化などのヒューマンエラーによるものであるため、国税局担当主管課等においては、引き続き注意喚起に努めるとともに、誤りが多く見受けられた項目については、職員が理解しやすい研修資料の作成や事務処理手順を見直すなど、未然防止策についても、引き続き検討する必要がある。	1 会議等を通じて指示・周知。今後も引き続き実施。

資料15 秘密文書の管理状況

(単位：件)

行政機関名	令和元年度に新規作成・取得した行政文書ファイル等のうち、秘密文書を含む行政文書ファイル等数			
		うち極秘文書及び秘文書を含む行政文書ファイル等数	うち極秘文書のみを含む行政文書ファイル等数	うち秘文書のみを含む行政文書ファイル等数
内閣官房	134	40	30	64
内閣法制局	1	0	0	1
原子力防災会議	0	0	0	0
人事院	12	0	0	12
復興庁	1	0	0	1
内閣府	9	1	1	7
宮内庁	0	0	0	0
公正取引委員会	1	0	0	1
国家公安委員会	0	0	0	0
警察庁	232	25	5	202
個人情報保護委員会	0	0	0	0
金融庁	4	0	2	2
消費者庁	2	0	0	2
カジノ管理委員会	0	0	0	0
総務省	56	1	0	55
公害等調整委員会	0	0	0	0
消防庁	0	0	0	0
法務省	104	4	0	100
公安審査委員会	0	0	0	0
出入国在留管理庁	3	0	0	3
公安調査庁	172	6	64	102
検察庁	2	0	0	2
外務省	718	31	17	670
財務省	3	0	0	3
国税庁	144	143	0	1
文部科学省	12	0	0	12
スポーツ庁	0	0	0	0
文化庁	0	0	0	0
厚生労働省	125	48	10	67
中央労働委員会	0	0	0	0
農林水産省	0	0	0	0
林野庁	0	0	0	0
水産庁	0	0	0	0
経済産業省	14	1	0	13
資源エネルギー庁	0	0	0	0
特許庁	0	0	0	0
中小企業庁	0	0	0	0
国土交通省	122	56	12	54
運輸安全委員会	0	0	0	0
観光庁	0	0	0	0
気象庁	0	0	0	0
海上保安庁	4,584	107	8	4,469
環境省	4	0	0	4
原子力規制委員会	31	0	7	24
防衛省	44,020	0	0	44,020
防衛装備庁	152	0	0	152
会計検査院	2	0	0	2
計	50,664	463	156	50,045

(法人文書の管理の状況)

令和元年度における法人文書の管理の状況について

I 対象機関

公文書等の管理に関する法律（平成 21 年法律第 66 号。以下「公文書管理法」という。）第 2 条第 2 項に掲げる以下の独立行政法人等（193 法人）

【独立行政法人（87法人）】

奄美群島振興開発基金、医薬基盤・健康・栄養研究所、医薬品医療機器総合機構、宇宙航空研究開発機構、海技教育機構、海上・港湾・航空技術研究所、海洋研究開発機構、科学技術振興機構、家畜改良センター、環境再生保全機構、教職員支援機構、勤労者退職金共済機構、空港周辺整備機構、経済産業研究所、建築研究所、工業所有権情報・研修館、航空大学校、高齢・障害・求職者雇用支援機構、国際観光振興機構、国際協力機構、国際交流基金、国際農林水産業研究センター、国民生活センター、国立印刷局、国立科学博物館、国立環境研究所、国立がん研究センター、国立高等専門学校機構、国立公文書館、国立国際医療研究センター、国立重度知的障害者総合施設のぞみの園、国立循環器病研究センター、国立女性教育会館、国立成育医療研究センター、国立青少年教育振興機構、国立精神・神経医療研究センター、国立長寿医療研究センター、国立特別支援教育総合研究所、国立美術館、国立病院機構、国立文化財機構、産業技術総合研究所、自動車技術総合機構、自動車事故対策機構、住宅金融支援機構、酒類総合研究所、情報処理推進機構、情報通信研究機構、新エネルギー・産業技術総合開発機構、森林研究・整備機構、水産研究・教育機構、製品評価技術基盤機構、石油天然ガス・金属鉱物資源機構、造幣局、大学改革支援・学位授与機構、大学入試センター、地域医療機能推進機構、中小企業基盤整備機構、駐留軍等労働者労務管理機構、鉄道建設・運輸施設整備支援機構、統計センター、都市再生機構、土木研究所、日本医療研究開発機構、日本学術振興会、日本学生支援機構、日本芸術文化振興会、日本原子力研究開発機構、日本高速道路保有・債務返済機構、日本スポーツ振興センター、日本貿易振興機構、年金積立金管理運用独立行政法人、農業者年金基金、農業・食品産業技術総合研究機構、農畜産業振興機構、農林漁業信用基金、農林水産消費安全技術センター、福祉医療機構、物質・材料研究機構、防災科学技術研究所、北方領土問題対策協会、水資源機構、郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構※、理化学研究所、量子科学技術研究開発機構、労働者健康安全機構、労働政策研究・研修機構

※平成31年4月1日付けで「郵便貯金・簡易生命保険管理機構」から名称変更

【国立大学法人（86法人）】

北海道大学、北海道教育大学、室蘭工業大学、小樽商科大学、帯広畜産大学、旭川医科大学、北見工業大学、弘前大学、岩手大学、東北大学、宮城教育大学、秋田大学、山形大学、

福島大学、茨城大学、筑波大学、筑波技術大学、宇都宮大学、群馬大学、埼玉大学、千葉大学、東京大学、東京医科歯科大学、東京外国語大学、東京学芸大学、東京農工大学、東京藝術大学、東京工業大学、東京海洋大学、お茶の水女子大学、電気通信大学、一橋大学、横浜国立大学、新潟大学、長岡技術科学大学、上越教育大学、富山大学、金沢大学、福井大学、山梨大学、信州大学、岐阜大学、静岡大学、浜松医科大学、名古屋大学、愛知教育大学、名古屋工業大学、豊橋技術科学大学、三重大学、滋賀大学、滋賀医科大学、京都大学、京都教育大学、京都工芸繊維大学、大阪大学、大阪教育大学、兵庫教育大学、神戸大学、奈良教育大学、奈良女子大学、和歌山大学、鳥取大学、島根大学、岡山大学、広島大学、山口大学、徳島大学、鳴門教育大学、香川大学、愛媛大学、高知大学、福岡教育大学、九州大学、九州工業大学、佐賀大学、長崎大学、熊本大学、大分大学、宮崎大学、鹿児島大学、鹿屋体育大学、琉球大学、政策研究大学院大学、総合研究大学院大学、北陸先端科学技術大学院大学、奈良先端科学技術大学院大学

【大学共同利用機関法人（4 法人）】

人間文化研究機構、自然科学研究機構、高エネルギー加速器研究機構、情報・システム研究機構

【特殊法人（10法人）】

沖縄科学技術大学院大学学園、沖縄振興開発金融公庫、株式会社国際協力銀行、株式会社日本政策金融公庫、株式会社日本貿易保険、新関西国際空港株式会社、日本私立学校振興・共済事業団、日本中央競馬会、日本年金機構、放送大学学園

【認可法人（5 法人）】

外国人技能実習機構、原子力損害賠償・廃炉等支援機構、日本銀行、農水産業協同組合貯金保険機構、預金保険機構

【その他の法人（1 法人）】

日本司法支援センター

Ⅱ 対象期間

令和元年度（平成31年4月1日から令和2年3月31日まで）の状況

時点を問うものは、令和2年3月31日時点の状況

Ⅲ 報告の概要

独立行政法人等は、行政機関と同様に、公的性格の強い業務を行っており、その諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務がある（公文書管理法第1条）ことから、独立行政法人等が作成・保有する法人文書についても、行政機関と同様に、適正に管理されることが必要である。

このため、公文書管理法では、独立行政法人等の国民への説明責任や適切な文書管理を十全に確保する観点から、法人文書ファイル管理簿の整備・公表（同法第11条第2項及び第3項）、歴史公文書等に該当する法人文書ファイル等（能率的な事務又は事業の処理及び法人文書の適切な保存に資するよう、相互に密接な関連を有する法人文書を一の集合物にまとめたもの並びに単独で管理している法人文書をいう。）の国立公文書館等への移管（同条第4項）、管理状況の報告（同法第12条）について、独立行政法人等に直接的に義務が課されている。

一方、独立行政法人等の行う業務は多岐にわたっており、その業務運営の過程において作成・保有する法人文書に関しては、法人文書の性格、内容等に応じて、当該独立行政法人等の自律性・自主性等も踏まえ、行政文書に係る規定（同法第4条から第6条まで）に準じて適正に管理することとされている（同法第11条第1項）。

また、独立行政法人等は、これらの規定に基づき法人文書の管理が適正に行われることを確保するため、行政機関における行政文書の管理に関する定め（以下「行政文書管理規則」という。）に記載すべき事項を定めた同法第10条第2項の規定を参酌して、法人文書の管理に関する定め（以下「法人文書管理規則」という。）を設け、これを公表しなければならないとされている（同法第13条）。

1 法人文書管理規則の制定及び公表状況

令和元年度における公文書管理法第13条に基づく法人文書管理規則の制定及び公表状況をみると、全ての独立行政法人等がそれぞれの法人文書管理規則を制定し、ホームページ等で公表している。

また、その規定内容をみると、総じて行政文書管理規則に準じた規則となっている。

2 法人文書ファイル管理簿の整備及び公表状況

法人文書ファイル等を適切に管理するため、公文書管理法第11条第2項及び公文書等の管理に関する法律施行令（平成22年政令第250号。以下「公文書管理法施行令」という。）第15条において、法人文書ファイル管理簿の記載事項として11事項（①分類、②名称、③保存期間、④保存期間の満了する日、⑤保存期間が満了したときの措置、⑥保存場所、⑦法人文書を作成し、又は取得した日の属する年度その他これに準ずる期間、⑧前号の日（法人文書を作成し、又は

取得した日)における文書管理者、⑨保存期間の起算日、⑩媒体の種別、⑪法人文書ファイル等に係る文書管理者)が定められている。

なお、公文書管理法施行令第15条第1項第7号から第11号までに定める5事項(上記⑦～⑪)については、情報システムの整備に相当の期間を要する等記載することが困難な場合は、当分の間、その記載することが困難な事項を記載しないことができることとされている(同施行令附則第5条)。

また、独立行政法人等は、法人文書ファイル管理簿を事務所に備えて一般の閲覧に供するとともに、情報通信の技術を利用する方法により公表しなければならないこととされている(同法第11条第3項)。

これらの規定に基づき、全ての独立行政法人等が法人文書ファイル管理簿を整備し、ホームページ等において公表している。

3 法人文書ファイル等の管理の状況

(1) 法人文書ファイル等の保有数

令和元年度における独立行政法人等が保有する法人文書ファイル等の保有数は、表1のとおり、6,899,284ファイルで、その媒体の種別をみると、紙媒体が6,517,007ファイル(94.5%)、電子媒体が334,685ファイル(4.9%)、その他の媒体(マイクロフィルム等)が47,592ファイル(0.7%)となっている。

なお、令和元年度に新規に作成又は取得されたものは、694,332ファイル(全保有数の10.1%)となっている。

平成30年度と比べると、保有ファイル数が41,711ファイル(対前年度比0.6%)増加している。また、電子媒体の保有数が36,192ファイル(対前年度比12.1%)増加している。

表 1 法人文書ファイル等の保有数及び媒体の種別数

(単位：ファイル、%)

	法人文書ファイル等数			
		紙媒体	電子媒体	その他の媒体
令和元年度	6,899,284 (100.0)	6,517,007 (94.5)	334,685 (4.9)	47,592 (0.7)
うち令和元年度新規 作成・取得したもの	694,332 (100.0)	635,149 (91.5)	59,141 (8.5)	42 (0.0)
平成30年度	6,857,573 (100.0)	6,510,765 (94.9)	298,493 (4.4)	48,315 (0.7)
平成29年度	6,905,066 (100.0)	6,544,119 (94.8)	308,367 (4.5)	52,580 (0.8)
平成28年度	6,753,235 (100.0)	6,418,181 (95.0)	281,342 (4.2)	53,712 (0.8)
平成27年度	6,745,314 (100.0)	6,399,396 (94.9)	290,696 (4.3)	55,222 (0.8)
平成26年度	6,619,113 (100.0)	6,305,230 (95.3)	258,734 (3.9)	55,149 (0.8)
平成25年度	6,531,929 (100.0)	6,249,002 (95.7)	227,489 (3.5)	55,438 (0.8)
平成24年度	6,935,380 (100.0)	6,610,649 (95.3)	256,782 (3.7)	67,949 (1.0)
平成23年度	7,059,354 (100.0)	6,504,018 (92.1)	483,409 (6.9)	71,927 (1.0)

(注) 1 「電子媒体」は、CD、DVD、USB メモリ、共有サーバー、文書管理システム等で管理される法人文書ファイル等を表す。

2 「その他の媒体」は、マイクロフィルム、写真フィルム、スライド、映画フィルム、録音テープ、ビデオテープ等で管理される法人文書ファイル等を表す。

3 () 内は、法人文書ファイル等数に占める割合を表す。

(参考 1) 保有する法人文書ファイル等数の多い独立行政法人等

(単位：ファイル)

独立行政法人等	法人文書ファイル等数
都市再生機構	1,261,963
日本年金機構	698,318
宇宙航空研究開発機構	337,724
国際協力機構	222,255
中小企業基盤整備機構	195,836

(参考2) 電子媒体による法人文書ファイル等の保有数が多い独立行政法人等

(単位：ファイル)

独立行政法人等	法人文書ファイル等数 (電子媒体)
都市再生機構	47,432
宇宙航空研究開発機構	34,698
情報処理推進機構	25,177
日本年金機構	24,370
水資源機構	23,920

(参考3) 電子媒体による法人文書ファイル等の保有割合が高い独立行政法人等

(単位：ファイル、%)

独立行政法人等名		法人文書ファイル等数			
			紙媒体	電子媒体	その他の媒体
情報処理推進機構		26,478 (100.0)	1,301 (4.9)	25,177 (95.1)	0 (-)
	うち令和元年度新規 作成・取得したもの	6,061 (100.0)	0 (-)	6,061 (100.0)	0 (-)
沖縄科学技術大学院大学学 園		4,535 (100.0)	2,995 (66.0)	1,540 (34.0)	0 (-)
	うち令和元年度新規 作成・取得したもの	359 (100.0)	96 (26.7)	263 (73.3)	0 (-)
日本学生支援機構		10,757 (100.0)	7,155 (66.5)	3,602 (33.5)	0 (-)
	うち令和元年度新規 作成・取得したもの	1,765 (100.0)	1,053 (59.7)	712 (40.3)	0 (-)
福井大学		16,246 (100.0)	10,995 (67.7)	5,249 (32.3)	2 (0.0)
	うち令和元年度新規 作成・取得したもの	2,364 (100.0)	1,210 (51.2)	1,154 (48.8)	0 (-)
住宅金融支援機構		29,225 (100.0)	19,955 (68.3)	9,270 (31.7)	0 (-)
	うち令和元年度新規 作成・取得したもの	6,268 (100.0)	2,121 (33.8)	4,147 (66.2)	0 (-)

(注) () 内は、法人文書ファイル等数に占める割合を表す。

(2) 保存期間が満了したときの措置（レコードスケジュール）の設定状況

独立行政法人等は、行政文書ファイル等に係る公文書管理法第5条第5項の規定に準じて、その保有する法人文書ファイル等について、保存期間の満了前のできる限り早い時期に、保存期間が満了したときの措置（レコードスケジュール）として、歴史公文書等に該当するものにあつては国立公文書館等への移管の措置を、それ以外のものにあつては廃棄の措置をとるべきことを定めなければならない（公文書管理法第11条第1項）こととされ、その措置について法人文書ファイル管理簿に記載しなければならないこととされている（同条第2項）。

令和元年度における独立行政法人等が保有する法人文書ファイル等 6,899,284 ファイルについて、保存期間が満了したときの措置（移管又は廃棄）の設定状況をみると、表2のとおり、保存期間が満了したときの措置を設定済みとしているものが 6,606,465 ファイル（95.8%）、未設定としているものが 292,819 ファイル（4.2%）となっている。

また、保存期間が満了したときの措置を設定済みとしている 6,606,465 ファイルについて、措置区分を「移管」としているものが 284,826 ファイル（4.3%）、措置区分を「廃棄」としているものが 6,321,639 ファイル（95.7%）となっているが、平成30年度と比べると移管としているものが 10,556 ファイル増加している（参考4参照）。

表2 保存期間が満了したときの措置（レコードスケジュール）の設定状況

（単位：ファイル、％）

	法人文書ファイル等数（再掲）		
		設定済み	未設定
令和元年度	6,899,284 (100.0)	6,606,465 (95.8)	292,819 (4.2)
うち令和元年度新規 作成・取得したもの	694,332 (100.0)	685,144 (98.7)	9,188 (1.3)
平成30年度	6,857,573 (100.0)	6,561,781 (95.7)	295,792 (4.3)
平成29年度	6,905,066 (100.0)	6,610,415 (95.7)	294,651 (4.3)
平成28年度	6,753,235 (100.0)	6,453,251 (95.6)	299,984 (4.4)
平成27年度	6,745,314 (100.0)	6,013,550 (89.2)	731,764 (10.8)
平成26年度	6,619,113 (100.0)	5,864,390 (88.6)	754,723 (11.4)
平成25年度	6,531,929 (100.0)	5,766,570 (88.3)	765,359 (11.7)
平成24年度	6,935,380 (100.0)	6,150,063 (88.7)	785,317 (11.3)
平成23年度	7,059,354 (100.0)	5,558,998 (78.7)	1,500,356 (21.3)

（注）（ ）内は、法人文書ファイル等数に占める割合を表す。

(参考4) 保存期間が満了したときの措置(レコードスケジュール)を設定済みとしている法人文書ファイル等の措置区分状況

(単位: ファイル、%)

	設定済みとしている法人文書ファイル等数		
		移管	廃棄
令和元年度	6,606,465 (100.0)	284,826 (4.3)	6,321,639 (95.7)
平成30年度	6,561,781 (100.0)	274,270 (4.2)	6,287,511 (95.8)
平成29年度	6,610,415 (100.0)	264,814 (4.0)	6,345,601 (96.0)
平成28年度	6,453,251 (100.0)	248,287 (3.8)	6,204,964 (96.2)
平成27年度	6,013,550 (100.0)	235,206 (3.9)	5,778,344 (96.1)
平成26年度	5,864,390 (100.0)	219,297 (3.7)	5,645,093 (96.3)
平成25年度	5,766,570 (100.0)	201,534 (3.5)	5,565,036 (96.5)
平成24年度	6,150,063 (100.0)	161,585 (2.6)	5,988,478 (97.4)

(注) () 内は、法人文書ファイル等数に占める割合を表す。

(3) 保存期間が満了した法人文書ファイル等の移管・廃棄等の状況

ア 移管又は廃棄

独立行政法人等は、保存期間が満了した法人文書ファイル等について、歴史公文書等に該当するものにあつては国立公文書館等に移管し、それ以外のものにあつては廃棄することとされている(公文書管理法第11条第4項)。

各独立行政法人等において、令和元年度に保存期間が満了した法人文書ファイル等(当初満了予定であつたが保存期間を延長したものを含む。)は、表3のとおり1,142,775ファイルで、このうち、国立公文書館等に「移管」することとされたものは9,025ファイル(0.8%)、「廃棄」することとされたものは684,966ファイル(59.9%)となっている。残る448,784ファイル(39.3%)は、保存期間を「延長」し、新たな保存期間が満了するまで保有を継続することとされている。

表 3 保存期間が満了した法人文書ファイル等の移管・廃棄等の状況

(単位：ファイル、％)

保存期間が満了した法人文書ファイル等数		移管	廃棄	延長
令和元年度	1, 142, 775 (100. 0)	9, 025 (0. 8)	684, 966 (59. 9)	448, 784 (39. 3)
平成30年度	1, 146, 068 (100. 0)	9, 400 (0. 8)	744, 664 (65. 0)	392, 004 (34. 2)
平成29年度	1, 009, 635 (100. 0)	10, 902 (1. 1)	717, 347 (71. 1)	281, 386 (27. 9)
平成28年度	991, 492 (100. 0)	8, 759 (0. 9)	742, 740 (74. 9)	239, 993 (24. 2)
平成27年度	912, 278 (100. 0)	12, 124 (1. 3)	706, 524 (77. 4)	193, 630 (21. 2)
平成26年度	849, 986 (100. 0)	8, 015 (0. 9)	659, 934 (77. 6)	182, 037 (21. 4)
平成25年度	886, 982 (100. 0)	10, 825 (1. 2)	719, 482 (81. 1)	156, 675 (17. 7)
平成24年度	945, 976 (100. 0)	7, 046 (0. 8)	758, 007 (80. 1)	180, 923 (19. 1)
平成23年度	969, 678 (100. 0)	6, 252 (0. 7)	736, 246 (75. 9)	227, 180 (23. 4)

(注) () 内は、保存期間が満了した法人文書ファイル等数に占める割合を表す。

保存期間が満了した法人文書ファイル等の移管先の国立公文書館等としては、独立行政法人国立公文書館の設置する公文書館（以下単に「国立公文書館」という。）のほかに、内閣総理大臣の指定（公文書管理法施行令第2条第1項第3号）を受けた施設（13施設）がある。内閣総理大臣の指定を受けた施設を設置した独立行政法人等においては、保存期間が満了した当該法人の保有する法人文書ファイル等を当該施設へ移管し、その他の独立行政法人等は国立公文書館へ移管することとされている（同施行令第18条）。

令和元年度に保存期間が満了した法人文書ファイル等のうち移管することとされた9,025ファイルの移管先をみると、表4のとおり、国立公文書館へ移管することとされたものは15ファイルであり、それ以外は、内閣総理大臣の指定を受けた施設を設置した独立行政法人等から当該施設へ移管することとされている。

なお、国立公文書館へ法人文書ファイル等を移管した法人数は5法人となっている。

表 4 移管先及び移管数

国立公文書館等 (移管先)	移管数 (単位：ファイル)								
	令和	平成							
	元年度	30 年度	29 年度	28 年度	27 年度	26 年度	25 年度	24 年度	23 年度
国立公文書館	15	6	6	9	5	3	31	131	9
北海道大学大学文書館 公文書室	42	88	205	30	—	—	—	—	—
東北大学学術資源研究 公開センター史料館公 文書室	509	479	451	373	224	292	68	243	84
筑波大学アーカイブズ	132	108	107	—	—	—	—	—	—
東京大学文書館	111	365	205	263	2,721	—	—	—	—
東京外国語大学文書館	204	0	0	0	—	—	—	—	—
東京工業大学博物館資 史料館部門公文書室	25	355	41	13	7	6	—	—	—
名古屋大学大学文書資 料室	647	455	486	400	498	476	394	447	176
京都大学大学文書館	3,574	3,435	3,478	3,027	4,322	1,443	3,009	2,685	3,159
大阪大学アーカイブズ	1,133	1,304	1,423	1,430	931	1,566	2,954	—	—
神戸大学大学文書史料 室	514	560	439	567	601	619	448	288	192
広島大学文書館	223	322	1,936	530	847	1,147	900	657	0
九州大学大学文書館	489	441	457	290	85	36	36	354	27
日本銀行金融研究所ア ーカイブ	1,407	1,482	1,668	1,827	1,883	2,427	2,985	2,241	2,605
計	9,025	9,400	10,902	8,759	12,124	8,015	10,825	7,046	6,252

(注) 実際の移管受入は翌年度に行われる。

なお、「名古屋大学大学文書資料室」は、令和 2 年 4 月 1 日付で「東海国立大学機構大学文書資料室」に名称変更。

(参考5) 国立公文書館へ移管したファイルの概要

(単位：ファイル、冊)

(注)「簿冊数」は、国立公文書館における受入冊数を表す。

	法人文書ファイル等	ファイル数	簿冊数
国立公文書館	写真週報 鉄道省文書	2	9
情報処理推進機構	調査/2014 年度ニューヨークだより/2014 情総第 9001 号	1	1
鉄道建設・運輸施設整備支援機構	工事誌（仙台高速鉄道南北線）（昭和 61 年度） 工事誌（丸森線）（昭和 63 年度） 工事誌（津軽海峡線）（昭和 63 年度） 工事誌（鷹角線）（平成 1 年度）	4	5
日本スポーツ振興センター	平成 24 年度東日本大震災復旧・復興支援助成交付申請書 平成 24 年度東日本大震災復旧・復興支援助成実績報告書 平成 25 年度東日本大震災復旧・復興支援助成交付申請書 平成 25 年度東日本大震災復旧・復興支援助成実績報告書 平成 26 年度東日本大震災復旧・復興支援助成交付申請書 平成 26 年度東日本大震災復旧・復興支援助成実績報告書	6	9
郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構	平成 26 年度 東日本大震災関係 地方公共団体等貸付債権の管理に関する事項（報告関係）	2	2

イ 保存期間の延長状況

独立行政法人等が保有する法人文書ファイル等においても、行政文書ファイル等と同様に（公文書管理法第11条第1項に基づき同法第5条第4項に準じて）、現に監査、検査等の対象になっているもの、訴訟や不服申立てにおける手続上の行為に必要とされるもの、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）に基づく開示請求があったものといった特別な事情がある場合には、保存期間満了後も、それぞれに対応するため当該事情が終了するまで法人文書ファイル等を保存しなければならないこととされている（公文書管理法施行令第9条第1項）。

また、独立行政法人等が職務の遂行上必要があると認める場合についても、その必要な限度において、一定の期間を定めて延長することができることとされている（同条第2項）。

令和元年度に保存期間が満了する予定であった法人文書ファイル等のうち、保存期間を延長することとした448,784ファイルについて、その延長理由をみると、表5のとおり、445,990ファイル（99.4%）が公文書管理法施行令第9条第2項に基づくものとなっている。

この職務遂行上の必要性の内訳をみると、監査、検査、取締り用務、契約、交渉、争訟用務ないし調査研究用務に必要とするため、としている例が多い。その他の理由としては、事業（業務）において過去の経緯を確認する必要がある、事業（業務）に係る根拠や基礎となる文書のため、などとしている。

表5 保存期間の延長理由

（単位：ファイル、%）

延長ファイル等数（再掲）		公文書管理法施行令第9条第1項に基づく延長					公文書管理法施行令第9条第2項に基づく延長
			第1号 （監査・検査）	第2号 （係属する訴訟）	第3号 （不服申立て）	第4号 （開示請求）	
令和元年度	448,784 (100.0)	2,794 (0.6)	1,552 (0.3)	984 (0.2)	223 (0.0)	35 (0.0)	445,990 (99.4)
平成30年度	392,004 (100.0)	2,329 (0.6)	1,235 (0.3)	773 (0.2)	166 (0.0)	155 (0.0)	389,675 (99.4)
平成29年度	281,386 (100.0)	1,435 (0.5)	689 (0.2)	632 (0.2)	105 (0.0)	9 (0.0)	279,951 (99.5)
平成28年度	239,993 (100.0)	2,005 (0.8)	964 (0.4)	992 (0.4)	0 (0.0)	49 (0.0)	237,988 (99.2)
平成27年度	193,630 (100.0)	1,062 (0.5)	663 (0.3)	385 (0.2)	3 (0.0)	11 (0.0)	192,568 (99.5)
平成26年度	182,037 (100.0)	1,167 (0.6)	823 (0.5)	244 (0.1)	53 (0.0)	47 (0.0)	180,870 (99.4)
平成25年度	156,675 (100.0)	1,517 (1.0)	995 (0.6)	394 (0.3)	83 (0.1)	45 (0.0)	155,158 (99.0)
平成24年度	180,923 (100.0)	2,448 (1.4)	2,216 (1.2)	147 (0.1)	6 (0.0)	79 (0.0)	178,475 (98.6)
平成23年度	227,180 (100.0)	2,300 (1.0)	2,033 (0.9)	211 (0.1)	0 (-)	56 (0.0)	224,880 (99.0)

（注）（ ）内は、延長ファイル等数に占める割合を表す。

(4) 法人文書ファイル保存要領及び集中管理の推進に関する方針の整備状況

行政文書の管理に関するガイドライン(平成23年4月1日内閣総理大臣決定。以下「ガイドライン」という。)では、総括文書管理者は、行政文書ファイル等の適切な保存に資するよう、行政文書ファイル保存要領を作成するものとする」とされている。また、集中管理の推進について、当初は「総括文書管理者は、遅くとも平成25年度までに、当該行政機関における集中管理の推進に関する方針を定めるものとする」とされ、平成27年1月23日付け改正により「行政文書ファイル等の集中管理については、総括文書管理者が定めるところにより、推進するものとする」とされているところである。

独立行政法人等の場合についても、これに準じて法人文書ファイル保存要領及び集中管理の推進に関する方針を定めることとされている。

その整備状況については、表6のとおり、法人文書ファイル保存要領については、193法人中183法人(94.8%)が作成している。

また、集中管理の推進に関する方針については、193法人中103法人(53.4%)が策定しているが、約半数が未策定の状況となっている。これは、集中管理を行うことのできる十分な書庫スペースの確保ができない、事務所が各地に点在しているなどの理由により、集中管理の目途が立っていないことから方針策定が進んでいないものである。

表6 法人文書ファイル保存要領及び集中管理の推進に関する方針の整備状況

	法人数	法人文書ファイル保存要領	集中管理の推進に関する方針
令和元年度	193	183(94.8%)	103(53.4%)
平成30年度	193	183(94.8%)	103(53.4%)
平成29年度	193	181(93.8%)	103(53.4%)
平成28年度	193	176(91.2%)	103(53.4%)
平成27年度	202	180(89.1%)	94(46.5%)
平成26年度	202	175(86.6%)	89(44.1%)
平成25年度	203	169(83.3%)	81(39.9%)
平成24年度	206	170(82.5%)	52(25.2%)

4 研修の実施状況

公文書等の管理を適正かつ効果的に行うためには、文書管理の意義を十分に理解するとともに、文書管理に必要な知識・技能を習得させ、及び向上させることが重要であり、公文書管理法第32条第1項では、独立行政法人等は職員に必要な研修を行うこととされている。

令和元年度における各独立行政法人等における研修の実施状況を見ると、表7のとおり、他の機関が実施する研修への参加も含め183法人（94.8％）が研修を実施しており、研修に参加した人数は、延べ154,768人となっている。研修の内容としては、公文書管理制度の目的・概要、法人文書管理規則の内容、文書管理状況の点検方法等に関するものなどとなっている。研修方法としては、本部等での集合研修だけでなく、内閣府が作成・配布したeラーニング教材を利用した研修が多く、独立行政法人等において実施された。

表7 研修の実施状況

（単位：法人、回、人）

研修の実施法人数（他の機関への参加を含む。）	令和元年度	183 法人
	平成30年度	187 法人
	平成29年度	187 法人
	平成28年度	187 法人
	平成27年度	192 法人
	平成26年度	193 法人
	平成25年度	198 法人
	平成24年度	196 法人
	平成23年度	187 法人
各独立行政法人等が行う研修の実施回数		3,631
	一般職員	1,326
	新規採用職員	471
	文書管理者	640
	文書管理担当者	611
	監査担当者	122
	転入者	247
	その他	214
研修に参加した職員数		154,768
	各独立行政法人等が行う研修に参加した職員数	153,669
	他の機関が実施する研修に参加した職員数	1,099

5 点検及び監査の実施状況

ガイドラインでは、各行政機関における文書管理の実施責任者たる文書管理者は、自ら管理責任を有する行政文書の管理状況について、少なくとも毎年度1回、点検を行うこととされている。また、各行政機関における文書管理に関するコンプライアンスを確保するための責任者たる監査責任者は、行政文書の管理状況について、少なくとも毎年度1回、監査を行うこととされている。

独立行政法人等においても、行政文書管理規則を参酌して、法人文書管理規則に点検及び監査の実施について規定することとされている。

(1) 点検の実施状況

令和元年度における各独立行政法人等の点検の実施状況をみると、表8のとおり、193 法人に設置されている文書管理者 14,612 人のうち、192 法人の 14,416 人（98.7%）の文書管理者が点検を実施したとしている。点検の内容としては、「作成すべき法人文書が適切に作成されているか」、「法人文書ファイル等の保存場所は適切か」、「保存場所において法人文書と個人文書の混在はないか」、「保存期間満了時の措置が適切か」、「保存期間延長が適切か」、「法人文書ファイル管理簿に分類、名称等が適切に記載されているか」などである。

一方、点検未実施の文書管理者は 18 法人の 196 人（1.3%）であり、このうち法人内全ての文書管理者が点検を行っていないのは、1 法人・5 人である。

未実施の理由としては、現時点で法人文書に該当する文書を所有していない、令和元年度中に点検を実施する体制が準備できなかったことなどが挙げられている。

なお、点検により、指摘された主な事項と各文書管理者等において実施された改善措置等は資料9のとおりである。

また、点検は、大半の法人が「年に1回」実施（13,254 人、90.7%）としているが、「半年に1回」実施（800 人、5.5%）や「毎月」実施（140 人、1.0%）としている法人もある。

表 8 点検の実施状況

(単位：人、％)

文書管理者数		点検を実施							点検を未 実施
		点検の実施頻度							
		毎月	3 か月 に 1 回	4 か月 に 1 回	半年に 1 回	年に 1 回	その他		
令和元年度	14,612 (100.0)	14,416 (98.7)	140 (1.0)	47 (0.3)	65 (0.4)	800 (5.5)	13,254 (90.7)	110 (0.8)	196 (1.3)
平成 30 年度	14,565 (100.0)	14,395 (98.8)	112 (0.8)	37 (0.3)	5 (0.0)	824 (5.7)	13,342 (91.6)	75 (0.5)	170 (1.2)
平成 29 年度	14,723 (100.0)	14,510 (98.6)	102 (0.7)	39 (0.3)	29 (0.2)	625 (4.2)	13,589 (92.3)	126 (0.9)	213 (1.4)
平成 28 年度	13,318 (100.0)	13,148 (98.7)	90 (0.7)	44 (0.3)	19 (0.1)	474 (3.6)	12,245 (91.9)	276 (2.1)	170 (1.3)
平成 27 年度	12,992 (100.0)	12,711 (97.8)	96 (0.7)	46 (0.4)	22 (0.2)	626 (4.8)	11,692 (90.0)	229 (1.8)	281 (2.2)
平成 26 年度	12,613 (100.0)	12,184 (96.6)	97 (0.8)	33 (0.3)	17 (0.1)	547 (4.3)	11,301 (89.6)	189 (1.5)	429 (3.4)
平成 25 年度	12,418 (100.0)	11,998 (96.6)	94 (0.8)	38 (0.3)	140 (1.1)	474 (3.9)	11,124 (89.6)	128 (1.0)	420 (3.4)
平成 24 年度	12,128 (100.0)	11,129 (91.8)	66 (0.5)	26 (0.2)	22 (0.2)	263 (2.2)	10,512 (86.7)	240 (2.0)	999 (8.2)
平成 23 年度	11,746 (100.0)	10,482 (89.2)	71 (0.6)	56 (0.4)	－ (－)	412 (3.5)	9,608 (81.8)	294 (2.5)	1,264 (10.7)

(注) () 内は、文書管理者数に占める割合を表す。

(2) 監査の実施状況

令和元年度における各独立行政法人等における監査の実施状況をみると、表 9 のとおり、187 法人 (96.9%) で文書管理に係る監査が実施されたとしている。未実施の理由としては、監査体制が十分に整っておらず実施できなかった等が挙げられている。

実施した監査の結果、法人文書ファイル管理簿への誤記載・記載漏れがある、法人文書ファイル背表紙の記載内容の情報が不足又は不正確である、個人の執務参考資料が共用の書棚で保存されている、保存期間が満了している文書が廃棄されていなかったなどの指摘事項があり、これら指摘事項に対して改善措置等が行われたとしている (資料 9 参照)。なお、いずれの法人も、監査はおおむ

ね年1回実施されていた。

表9 監査の実施状況

(単位：法人)

監査を実施した法人 (() 内は全法人数)	令和元年度	187 法人(193 法人)
	平成 30 年度	188 法人(193 法人)
	平成 29 年度	183 法人(193 法人)
	平成 28 年度	179 法人(193 法人)
	平成 27 年度	182 法人(202 法人)
	平成 26 年度	171 法人(202 法人)
	平成 25 年度	172 法人(203 法人)
	平成 24 年度	172 法人(206 法人)
	平成 23 年度	143 法人(205 法人)

6 法人文書ファイル等の紛失等の状況

ガイドラインでは、行政文書ファイル等の紛失及び誤廃棄については、被害の拡大防止や業務への影響の最小化等の観点から、組織的に対応すべき重大な事態であることに鑑み、紛失及び誤廃棄が明らかとなった場合は、直ちに総括文書管理者に報告することとされており、独立行政法人等においても、法人文書ファイル等の紛失、誤廃棄等が判明した場合には、同様に措置されることが望ましい。

令和元年度に独立行政法人等において、法人文書ファイル等の紛失・誤廃棄等があったとして各独立行政法人等の総括文書管理者に報告された事案は、表 10 のとおり、46 件である。これらの事案は、点検等の結果、ファイルの紛失が判明したものや、文書を探索していたところ、ファイルの所在が不明であり紛失が判明したものなどであり、いずれも各独立行政法人等において、関係者等への注意喚起、指導等の再発防止策のための措置が講じられたとしている（表 11 参照）。

○紛失等及び再発防止策の事例

- ・ 所定の場所に保存されていない法人文書ファイルが点検時に発覚し、調査したところ、より保存期間の短い別のファイルと一緒に綴っていたため、本来の保存期間の満了前に誤廃棄したことが判明した。
⇒ 本来作成すべきファイルを作成し、法人文書ファイル管理簿と齟齬が生じないように指導した。また、当該法人文書ファイルの保存期間について見直しの検討を行った。さらに、文書の分類、保存について課内会議等において周知徹底を図った。
- ・ 不正アクセス事案の発生を機に、サーバー内のデータを全て削除することとなった際、電子媒体で保存している法人文書ファイルは削除されないよう隔離し

たはずだったが、データ移行がうまくいかず紛失していることが判明した。

⇒電子媒体で作成する文書管理者が多い各年度の決裁管理簿及び文書収受簿は、紛失を避けるため、年度終了とともに本部にコピー（電子媒体）を提出させ、バックアップとして保存することとした。

- ・複数年度に作成した法人文書ファイルを、年度ごとに仕切りを入れて単一のドッチファイルで保存していたところ、ある年度に保存期間が満了したファイルを廃棄する際、誤ってドッチファイル内の全ファイルを廃棄してしまったことが判明した。

⇒ドッチファイル内の一部のファイルのみが廃棄対象となるドッチファイルについては、他の廃棄対象ドッチファイルと別の場所に隔離し、速やかに廃棄対象ファイルのみを取り出すこととした。その上で、物理的廃棄作業を行う際、課長級を含む複数名で廃棄対象ファイルに誤りがないか確認することとした。

表 10 紛失等の状況

(単位：件、人)

紛失等事案の件数		紛失	誤廃棄	焼失等の 毀損	その他(文 書の不適切 管理)	職員の処分者数	
						本人	監督者
令和元年度	46	12	34	0	0	1	0
平成 30 年度	38	13	24	0	1	1	0
平成 29 年度	35	19	14	2	0	1	0
平成 28 年度	50	22	28	0	0	0	0
平成 27 年度	53	23	30	0	0	0	0
平成 26 年度	68	56	12	0	0	1	2
平成 25 年度	97	74	22	0	1	2	8
平成 24 年度	96	79	17	0	0	0	0
平成 23 年度	37	21	16	0	0	4	0

(注)「処分」とは、国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 82 条による懲戒処分及び懲戒処分相当によるものを表す。

表 11 事案への対応

(単位：件)

紛失等事案の件数		再発防止のための措置				復旧措置 を行った 件数	事案の公 表を行っ た件数
		関係者等 への注意 喚起、指 導等	法人内への 注意喚起、 適正管理の 徹底周知等	業務手順、 マニュアル 等の見直し	その他		
令和元年度	46	45	24	23	1	20	9
平成 30 年度	38	38	16	14	4	11	9
平成 29 年度	35	34	25	20	6	12	3
平成 28 年度	50	50	33	30	5	17	1
平成 27 年度	53	53	27	28	0	15	1
平成 26 年度	68	68	52	19	0	36	37
平成 25 年度	97	97	90	31	0	75	63
平成 24 年度	96	96	77	25	4	71	41
平成 23 年度	37	37	37	4	5	3	1

(法人文書の管理の状況)

<資料>

独立行政法人等別内訳表

資料1 法人文書ファイル等の保有数等（総数、媒体の種別数、新規作成・取得数）

資料2 保存期間が満了したときの措置（レコードスケジュール）の設定状況

資料3 移管又は廃棄等の状況

資料4 保存期間の延長理由

資料5 研修の実施状況

資料6 点検の実施状況

資料7 監査の実施状況

資料8 紛失等の状況

資料9 点検及び監査の実施状況（主な指摘事項及び改善等措置状況）

資料1 法人文書ファイル等の保有数等(総数、媒体の種別数、新規作成・取得数(1/4))

(単位：ファイル)

独立行政法人等	法人文書ファイル等	媒体の種別			令和元年度 新規作成・ 取得法人文書 ファイル 数
		紙媒体	電子媒体	その他の媒体	
奄美群島振興開発基金	474	474	0	0	85
医薬基盤・健康・栄養研究所	1,906	1,898	8	0	240
医薬品医療機器総合機構	11,137	8,966	2,171	0	1,790
宇宙航空研究開発機構	337,724	263,629	34,698	39,397	13,032
海技教育機構	12,337	11,865	472	0	1,823
海上・港湾・航空技術研究所	3,540	3,385	155	0	534
海洋研究開発機構	19,213	18,443	768	2	1,139
科学技術振興機構	86,623	81,389	5,144	90	4,864
家畜改良センター	10,652	10,611	41	0	1,325
環境再生保全機構	7,138	7,091	42	5	649
教職員支援機構	623	615	8	0	112
勤労者退職金共済機構	18,743	18,304	439	0	1,460
空港周辺整備機構	934	805	129	0	169
経済産業研究所	2,109	1,685	424	0	288
建築研究所	2,336	2,126	210	0	313
工業所有権情報・研修館	1,020	856	164	0	195
航空大学校	2,671	2,590	81	0	410
高齢・障害・求職者雇用支援機構	153,826	149,619	4,200	7	24,737
国際観光振興機構	2,875	2,474	401	0	531
国際協力機構	222,255	221,346	909	0	21,623
国際交流基金	35,469	35,326	90	53	3,184
国際農林水産業研究センター	1,838	1,838	0	0	209
国民生活センター	2,653	2,376	277	0	350
国立印刷局	14,163	13,834	329	0	1,797
国立科学博物館	2,897	2,877	20	0	346
国立環境研究所	2,969	2,953	16	0	514
国立がん研究センター	18,885	18,064	821	0	3,579
国立高等専門学校機構	144,315	138,864	5,449	2	17,573
国立公文書館	2,271	2,082	189	0	311
国立国際医療研究センター	2,342	2,077	265	0	509
国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	880	877	3	0	171
国立循環器病研究センター	1,825	1,732	93	0	303
国立女性教育会館	1,244	1,069	175	0	168
国立成育医療研究センター	1,389	1,356	33	0	284
国立青少年教育振興機構	32,740	32,545	194	1	3,599
国立精神・神経医療研究センター	1,052	1,041	11	0	235
国立長寿医療研究センター	991	888	103	0	212
国立特別支援教育総合研究所	2,843	2,736	105	2	323
国立美術館	6,917	6,897	20	0	755
国立病院機構	122,197	116,138	6,049	10	24,503
国立文化財機構	12,587	12,385	90	112	1,032
産業技術総合研究所	109,644	108,484	1,160	0	9,371
自動車技術総合機構	35,548	25,527	10,021	0	4,903
自動車事故対策機構	13,563	13,411	152	0	2,138
住宅金融支援機構	29,225	19,955	9,270	0	6,268
酒類総合研究所	1,176	1,167	9	0	198
情報処理推進機構	26,478	1,301	25,177	0	6,061
情報通信研究機構	26,210	18,147	8,063	0	1,592
新エネルギー・産業技術総合開発機構	26,277	24,338	1,939	0	2,845
森林研究・整備機構	80,410	80,407	3	0	8,070
水産研究・教育機構	9,159	8,770	389	0	1,291
製品評価技術基盤機構	9,114	7,606	1,508	0	1,279
石油天然ガス・金属鉱物資源機構	35,697	33,424	2,273	0	2,070

資料1 法人文書ファイル等の保有数等(総数、媒体の種別数、新規作成・取得数(2/4))

(単位：ファイル)

独立行政法人等	法人文書ファイル等	媒体の種別			令和元年度 新規作成・ 取得法人文書 ファイル 数
		紙媒体	電子媒体	その他の媒体	
造幣局	5,347	5,292	55	0	1,105
大学改革支援・学位授与機構	3,664	3,534	130	0	457
大学入試センター	4,444	4,441	3	0	406
地域医療機能推進機構	51,362	47,060	4,284	18	10,405
中小企業基盤整備機構	195,836	191,633	4,203	0	11,364
駐留軍等労働者労務管理機構	6,406	5,313	1,093	0	1,212
鉄道建設・運輸施設整備支援機構	36,307	35,835	451	21	3,408
統計センター	2,294	1,854	440	0	382
都市再生機構	1,261,963	1,214,531	47,432	0	48,759
土木研究所	9,259	8,563	696	0	1,405
日本医療研究開発機構	8,996	6,951	2,045	0	2,280
日本学術振興会	7,150	6,939	211	0	990
日本学生支援機構	10,757	7,155	3,602	0	1,765
日本芸術文化振興会	8,695	8,348	291	56	516
日本原子力研究開発機構	81,133	79,226	1,892	15	7,699
日本高速道路保有・債務返済機構	1,417	1,092	325	0	172
日本スポーツ振興センター	9,890	9,505	385	0	1,190
日本貿易振興機構	33,366	30,292	2,958	116	4,577
年金積立金管理運用独立行政法人	2,135	1,561	574	0	557
農業者年金基金	2,625	1,760	52	813	182
農業・食品産業技術総合研究機構	32,391	31,659	732	0	5,357
農畜産業振興機構	5,325	5,325	0	0	697
農林漁業信用基金	2,110	2,004	106	0	329
農林水産消費安全技術センター	24,839	24,714	125	0	1,115
福祉医療機構	59,908	57,613	2,241	54	3,518
物質・材料研究機構	30,480	22,110	8,370	0	3,474
防災科学技術研究所	12,802	12,776	26	0	1,126
北方領土問題対策協会	1,084	1,084	0	0	186
水資源機構	147,348	122,039	23,920	1,389	16,689
郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構	18,696	17,128	32	1,536	883
理化学研究所	19,366	15,954	3,410	2	2,373
量子科学技術研究開発機構	15,670	15,204	428	38	1,802
労働者健康安全機構	124,179	121,464	2,609	106	14,048
労働政策研究・研修機構	2,350	2,292	58	0	314
北海道大学	62,981	61,269	1,709	3	7,986
北海道教育大学	25,836	25,485	347	4	2,795
室蘭工業大学	5,090	4,950	139	1	636
小樽商科大学	2,832	2,672	160	0	428
帯広畜産大学	5,477	5,061	414	2	666
旭川医科大学	6,801	6,647	154	0	693
北見工業大学	4,128	4,069	58	1	610
弘前大学	26,838	26,210	626	2	2,824
岩手大学	9,226	9,142	84	0	1,384
東北大学	52,457	51,963	492	2	6,396
宮城教育大学	3,690	3,575	115	0	514
秋田大学	19,384	18,408	976	0	2,595
山形大学	12,888	12,827	61	0	1,645
福島大学	7,791	7,551	240	0	899
茨城大学	18,685	18,497	188	0	2,381
筑波大学	36,690	36,690	0	0	2,808
筑波技術大学	7,607	7,240	367	0	656
宇都宮大学	9,544	9,240	304	0	1,284
群馬大学	31,592	31,096	496	0	4,161

(単位：ファイル)

独立行政法人等	法人文書ファイル等	媒体の種別			令和元年度 新規作成・ 取得法人文書 ファイル 数
		紙媒体	電子媒体	その他の媒体	
埼玉大学	10,120	9,002	1,114	4	1,553
千葉大学	24,295	23,855	436	4	2,836
東京大学	90,916	88,168	2,705	43	5,696
東京医科歯科大学	7,900	7,375	525	0	1,106
東京外国語大学	8,798	8,737	61	0	1,128
東京学芸大学	11,783	11,291	491	1	1,608
東京農工大学	10,052	9,916	136	0	1,098
東京藝術大学	8,781	8,740	39	2	585
東京工業大学	22,856	19,592	3,264	0	3,325
東京海洋大学	5,520	5,448	72	0	729
お茶の水女子大学	5,507	5,444	63	0	621
電気通信大学	4,549	4,420	129	0	605
一橋大学	10,313	10,076	236	1	1,252
横浜国立大学	14,934	14,592	342	0	1,656
新潟大学	30,063	29,312	678	73	4,340
長岡技術科学大学	6,060	5,680	380	0	918
上越教育大学	7,976	7,922	54	0	697
富山大学	37,290	37,016	270	4	4,361
金沢大学	27,887	27,360	526	1	2,874
福井大学	16,246	10,995	5,249	2	2,364
山梨大学	15,645	12,786	2,858	1	2,059
信州大学	15,587	14,573	1,013	1	2,020
岐阜大学	15,420	15,178	222	20	2,007
静岡大学	23,903	22,236	1,667	0	2,423
浜松医科大学	7,687	7,432	255	0	939
名古屋大学	90,425	90,352	60	13	10,482
愛知教育大学	13,882	13,614	268	0	1,691
名古屋工業大学	8,570	8,289	280	1	1,121
豊橋技術科学大学	6,983	6,864	119	0	809
三重大学	17,546	16,298	1,247	1	1,825
滋賀大学	12,254	12,210	44	0	1,263
滋賀医科大学	14,790	14,390	400	0	2,035
京都大学	134,427	134,369	41	17	8,226
京都教育大学	6,919	6,868	51	0	865
京都工芸繊維大学	8,826	8,702	116	8	1,037
大阪大学	85,433	81,812	3,596	25	11,439
大阪教育大学	11,505	11,235	265	5	1,590
兵庫教育大学	6,339	6,164	175	0	931
神戸大学	28,319	27,568	751	0	3,570
奈良教育大学	3,104	3,099	5	0	426
奈良女子大学	7,324	7,299	25	0	936
和歌山大学	8,864	8,770	94	0	1,316
鳥取大学	16,690	16,349	341	0	2,360
島根大学	27,451	26,554	896	1	4,419
岡山大学	26,877	25,943	934	0	3,201
広島大学	52,461	52,306	124	31	4,693
山口大学	27,632	26,124	1,508	0	3,171
徳島大学	26,791	25,642	1,149	0	4,109
鳴門教育大学	7,925	7,698	223	4	1,041
香川大学	14,865	14,843	19	3	2,028
愛媛大学	14,523	14,282	241	0	1,760
高知大学	19,690	18,924	594	172	2,877
福岡教育大学	8,407	8,383	24	0	1,424

(単位：ファイル)

独立行政法人等	法人文書ファイル等	媒体の種別			令和元年度 新規作成・ 取得法人文書 ファイル 数
		紙媒体	電子媒体	その他の媒体	
九州大学	57,647	56,511	1,136	0	4,519
九州工業大学	6,615	6,410	205	0	809
佐賀大学	15,746	15,338	408	0	2,124
長崎大学	43,697	43,088	592	17	6,303
熊本大学	31,672	25,855	5,640	177	5,271
大分大学	19,357	18,985	372	0	2,863
宮崎大学	16,948	16,302	645	1	1,612
鹿児島大学	29,278	28,478	800	0	3,742
鹿屋体育大学	4,662	4,606	56	0	351
琉球大学	22,523	22,022	501	0	2,542
政策研究大学院大学	3,130	2,947	183	0	339
総合研究大学院大学	6,950	6,950	0	0	629
北陸先端科学技術大学院大学	5,276	5,082	170	24	748
奈良先端科学技術大学院大学	7,166	5,742	1,424	0	944
人間文化研究機構	14,038	13,668	370	0	1,892
自然科学研究機構	18,240	17,557	436	247	2,182
高エネルギー加速器研究機構	4,802	4,342	460	0	736
情報・システム研究機構	10,244	9,427	817	0	1,106
沖縄科学技術大学院大学学園	4,535	2,995	1,540	0	359
沖縄振興開発金融公庫	12,977	12,953	24	0	2,399
株式会社国際協力銀行	50,712	50,711	1	0	7,095
株式会社日本政策金融公庫	33,355	27,841	5,501	13	7,483
株式会社日本貿易保険	24,518	24,493	25	0	1,894
新関西国際空港株式会社	2,949	2,566	383	0	29
日本私立学校振興・共済事業団	2,337	2,336	1	0	370
日本中央競馬会	46,753	46,527	165	61	8,399
日本年金機構	698,318	673,948	24,370	0	80,870
放送大学学園	26,345	26,191	154	0	3,823
外国人技能実習機構	3,103	2,976	127	0	1,117
原子力損害賠償・廃炉等支援機構	797	711	86	0	138
日本銀行	162,796	155,248	4,794	2,754	28,631
農水産業協同組合貯金保険機構	666	666	0	0	83
預金保険機構	5,827	5,655	172	0	760
日本司法支援センター	54,160	52,277	1,883	0	9,260
計	6,899,284	6,517,007	334,685	47,592	694,332

資料2 保存期間が満了したときの措置(レコードスケジュール)の設定状況(1/4)

(単位: ファイル)

独立行政法人等	法人文書 ファイル等 数	保存期間満了時の措置の設定状況			
		設定済み	区分		未設定
			移管	廃棄	
奄美群島振興開発基金	474	474	0	474	0
医薬基盤・健康・栄養研究所	1,906	1,906	0	1,906	0
医薬品医療機器総合機構	11,137	11,137	27	11,110	0
宇宙航空研究開発機構	337,724	159,722	682	159,040	178,002
海技教育機構	12,337	12,337	0	12,337	0
海上・港湾・航空技術研究所	3,540	3,540	4	3,536	0
海洋研究開発機構	19,213	19,213	0	19,213	0
科学技術振興機構	86,623	86,623	688	85,935	0
家畜改良センター	10,652	10,652	0	10,652	0
環境再生保全機構	7,138	7,138	2	7,136	0
教職員支援機構	623	623	0	623	0
勤労者退職金共済機構	18,743	18,743	0	18,743	0
空港周辺整備機構	934	934	6	928	0
経済産業研究所	2,109	2,102	6	2,096	7
建築研究所	2,336	2,336	2	2,334	0
工業所有権情報・研修館	1,020	1,020	0	1,020	0
航空大学校	2,671	2,671	0	2,671	0
高齢・障害・求職者雇用支援機構	153,826	153,826	3,418	150,408	0
国際観光振興機構	2,875	2,875	7	2,868	0
国際協力機構	222,255	222,255	0	222,255	0
国際交流基金	35,469	35,469	51	35,418	0
国際農林水産業研究センター	1,838	1,838	12	1,826	0
国民生活センター	2,653	2,653	13	2,640	0
国立印刷局	14,163	14,163	29	14,134	0
国立科学博物館	2,897	2,463	57	2,406	434
国立環境研究所	2,969	2,969	19	2,950	0
国立がん研究センター	18,885	17,554	692	16,862	1,331
国立高等専門学校機構	144,315	141,601	99	141,502	2,714
国立公文書館	2,271	2,271	193	2,078	0
国立国際医療研究センター	2,342	2,218	0	2,218	124
国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	880	880	0	880	0
国立循環器病研究センター	1,825	1,825	0	1,825	0
国立女性教育会館	1,244	1,244	0	1,244	0
国立成育医療研究センター	1,389	1,376	0	1,376	13
国立青少年教育振興機構	32,740	32,740	0	32,740	0
国立精神・神経医療研究センター	1,052	1,052	0	1,052	0
国立長寿医療研究センター	991	991	0	991	0
国立特別支援教育総合研究所	2,843	2,843	0	2,843	0
国立美術館	6,917	6,917	0	6,917	0
国立病院機構	122,197	122,197	842	121,355	0
国立文化財機構	12,587	12,587	0	12,587	0
産業技術総合研究所	109,644	109,644	1	109,643	0
自動車技術総合機構	35,548	35,548	44	35,504	0
自動車事故対策機構	13,563	13,563	0	13,563	0
住宅金融支援機構	29,225	29,225	0	29,225	0
酒類総合研究所	1,176	1,169	51	1,118	7
情報処理推進機構	26,478	26,478	5	26,473	0
情報通信研究機構	26,210	26,029	22	26,007	181
新エネルギー・産業技術総合開発機構	26,277	26,277	0	26,277	0
森林研究・整備機構	80,410	80,410	1	80,409	0
水産研究・教育機構	9,159	9,159	1	9,158	0
製品評価技術基盤機構	9,114	9,114	49	9,065	0

資料2 保存期間が満了したときの措置(レコードスケジュール)の設定状況(2/4)

(単位: ファイル)

独立行政法人等	法人文書 ファイル等 数	保存期間満了時の措置の設定状況			
		設定済み	区分		未設定
			移管	廃棄	
石油天然ガス・金属鉱物資源機構	35,697	35,697	0	35,697	0
造幣局	5,347	5,347	0	5,347	0
大学改革支援・学位授与機構	3,664	3,664	9	3,655	0
大学入試センター	4,444	4,444	0	4,444	0
地域医療機能推進機構	51,362	51,326	0	51,326	36
中小企業基盤整備機構	195,836	195,836	0	195,836	0
駐留軍等労働者労務管理機構	6,406	6,406	2	6,404	0
鉄道建設・運輸施設整備支援機構	36,307	36,307	31	36,276	0
統計センター	2,294	2,294	1	2,293	0
都市再生機構	1,261,963	1,261,963	10,756	1,251,207	0
土木研究所	9,259	9,258	11	9,247	1
日本医療研究開発機構	8,996	8,996	8	8,988	0
日本学術振興会	7,150	7,150	18	7,132	0
日本学生支援機構	10,757	10,642	6	10,636	115
日本芸術文化振興会	8,695	8,695	0	8,695	0
日本原子力研究開発機構	81,133	81,133	8,561	72,572	0
日本高速道路保有・債務返済機構	1,417	1,417	20	1,397	0
日本スポーツ振興センター	9,890	9,890	6	9,884	0
日本貿易振興機構	33,366	33,366	43	33,323	0
年金積立金管理運用独立行政法人	2,135	2,135	0	2,135	0
農業者年金基金	2,625	2,625	0	2,625	0
農業・食品産業技術総合研究機構	32,391	32,391	0	32,391	0
農畜産業振興機構	5,325	5,325	0	5,325	0
農林漁業信用基金	2,110	2,110	0	2,110	0
農林水産消費安全技術センター	24,839	24,839	21	24,818	0
福祉医療機構	59,908	59,908	0	59,908	0
物質・材料研究機構	30,480	30,480	400	30,080	0
防災科学技術研究所	12,802	12,802	71	12,731	0
北方領土問題対策協会	1,084	1,084	0	1,084	0
水資源機構	147,348	147,348	1	147,347	0
郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構	18,696	18,696	113	18,583	0
理化学研究所	19,366	19,366	445	18,921	0
量子科学技術研究開発機構	15,670	15,670	61	15,609	0
労働者健康安全機構	124,179	124,179	0	124,179	0
労働政策研究・研修機構	2,350	2,350	0	2,350	0
北海道大学	62,981	41,724	0	41,724	21,257
北海道教育大学	25,836	25,836	0	25,836	0
室蘭工業大学	5,090	5,090	29	5,061	0
小樽商科大学	2,832	2,832	36	2,796	0
帯広畜産大学	5,477	5,477	3	5,474	0
旭川医科大学	6,801	6,801	0	6,801	0
北見工業大学	4,128	4,128	0	4,128	0
弘前大学	26,838	26,838	0	26,838	0
岩手大学	9,226	9,226	15	9,211	0
東北大学	52,457	6,321	501	5,820	46,136
宮城教育大学	3,690	3,690	70	3,620	0
秋田大学	19,384	19,299	0	19,299	85
山形大学	12,888	12,888	0	12,888	0
福島大学	7,791	7,683	107	7,576	108
茨城大学	18,685	18,685	6	18,679	0
筑波大学	36,690	36,254	2,458	33,796	436
筑波技術大学	7,607	7,607	103	7,504	0

資料2 保存期間が満了したときの措置(レコードスケジュール)の設定状況(3/4)

(単位: ファイル)

独立行政法人等	法人文書 ファイル等 数	保存期間満了時の措置の設定状況			
		設定済み	区分		未設定
			移管	廃棄	
宇都宮大学	9,544	9,544	0	9,544	0
群馬大学	31,592	31,592	5	31,587	0
埼玉大学	10,120	10,120	1	10,119	0
千葉大学	24,295	23,090	0	23,090	1,205
東京大学	90,916	89,824	3,327	86,497	1,092
東京医科歯科大学	7,900	7,900	0	7,900	0
東京外国語大学	8,798	8,096	585	7,511	702
東京学芸大学	11,783	11,783	0	11,783	0
東京農工大学	10,052	10,052	0	10,052	0
東京藝術大学	8,781	8,781	0	8,781	0
東京工業大学	22,856	22,853	1,030	21,823	3
東京海洋大学	5,520	5,520	0	5,520	0
お茶の水女子大学	5,507	5,008	0	5,008	499
電気通信大学	4,549	4,070	0	4,070	479
一橋大学	10,313	10,313	0	10,313	0
横浜国立大学	14,934	14,934	22	14,912	0
新潟大学	30,063	30,063	9	30,054	0
長岡技術科学大学	6,060	6,060	2	6,058	0
上越教育大学	7,976	7,976	0	7,976	0
富山大学	37,290	37,290	407	36,883	0
金沢大学	27,887	27,887	0	27,887	0
福井大学	16,246	16,246	923	15,323	0
山梨大学	15,645	15,052	145	14,907	593
信州大学	15,587	15,587	0	15,587	0
岐阜大学	15,420	15,420	0	15,420	0
静岡大学	23,903	23,903	0	23,903	0
浜松医科大学	7,687	7,687	0	7,687	0
名古屋大学	90,425	90,425	18,248	72,177	0
愛知教育大学	13,882	13,882	10	13,872	0
名古屋工業大学	8,570	8,570	0	8,570	0
豊橋技術科学大学	6,983	6,983	72	6,911	0
三重大学	17,546	17,546	0	17,546	0
滋賀大学	12,254	12,251	1,842	10,409	3
滋賀医科大学	14,790	14,790	97	14,693	0
京都大学	134,427	134,427	120,205	14,222	0
京都教育大学	6,919	6,919	103	6,816	0
京都工芸繊維大学	8,826	8,826	214	8,612	0
大阪大学	85,433	85,433	27,064	58,369	0
大阪教育大学	11,505	9,660	0	9,660	1,845
兵庫教育大学	6,339	6,339	0	6,339	0
神戸大学	28,319	24,636	4,912	19,724	3,683
奈良教育大学	3,104	3,104	0	3,104	0
奈良女子大学	7,324	6,112	0	6,112	1,212
和歌山大学	8,864	8,864	0	8,864	0
鳥取大学	16,690	15,240	10	15,230	1,450
島根大学	27,451	27,451	49	27,402	0
岡山大学	26,877	26,874	99	26,775	3
広島大学	52,461	52,461	25,236	27,225	0
山口大学	27,632	20,630	0	20,630	7,002
徳島大学	26,791	26,791	162	26,629	0
鳴門教育大学	7,925	7,925	22	7,903	0
香川大学	14,865	14,865	79	14,786	0

資料2 保存期間が満了したときの措置(レコードスケジュール)の設定状況(4/4)

(単位：ファイル)

独立行政法人等	法人文書 ファイル等 数	保存期間満了時の措置の設定状況			
		設定済み	区分		未設定
			移管	廃棄	
愛媛大学	14,523	14,523	0	14,523	0
高知大学	19,690	19,690	1	19,689	0
福岡教育大学	8,407	8,407	4	8,403	0
九州大学	57,647	36,125	3,579	32,546	21,522
九州工業大学	6,615	6,615	625	5,990	0
佐賀大学	15,746	15,746	0	15,746	0
長崎大学	43,697	43,697	0	43,697	0
熊本大学	31,672	31,672	0	31,672	0
大分大学	19,357	18,818	0	18,818	539
宮崎大学	16,948	16,948	2	16,946	0
鹿児島大学	29,278	29,278	0	29,278	0
鹿屋体育大学	4,662	4,662	0	4,662	0
琉球大学	22,523	22,523	0	22,523	0
政策研究大学院大学	3,130	3,130	0	3,130	0
総合研究大学院大学	6,950	6,950	732	6,218	0
北陸先端科学技術大学院大学	5,276	5,276	209	5,067	0
奈良先端科学技術大学院大学	7,166	7,166	1	7,165	0
人間文化研究機構	14,038	14,038	1	14,037	0
自然科学研究機構	18,240	18,240	1,446	16,794	0
高エネルギー加速器研究機構	4,802	4,802	19	4,783	0
情報・システム研究機構	10,244	10,244	3	10,241	0
沖縄科学技術大学院大学学園	4,535	4,535	1	4,534	0
沖縄振興開発金融公庫	12,977	12,977	0	12,977	0
株式会社国際協力銀行	50,712	50,712	0	50,712	0
株式会社日本政策金融公庫	33,355	33,355	0	33,355	0
日本貿易保険	24,518	24,518	0	24,518	0
新関西国際空港株式会社	2,949	2,949	487	2,462	0
日本私立学校振興・共済事業団	2,337	2,337	0	2,337	0
日本中央競馬会	46,753	46,753	4	46,749	0
日本年金機構	698,318	698,318	0	698,318	0
放送大学学園	26,345	26,345	0	26,345	0
外国人技能実習機構	3,103	3,103	2	3,101	0
原子力損害賠償・廃炉等支援機構	797	797	0	797	0
日本銀行	162,796	162,796	41,549	121,247	0
農水産業協同組合貯金保険機構	666	666	52	614	0
預金保険機構	5,827	5,827	272	5,555	0
日本司法支援センター	54,160	54,160	22	54,138	0
計	6,899,284	6,606,465	284,826	6,321,639	292,819

資料3 移管又は廃棄等の状況(1/4)

(単位：ファイル)

独立行政法人等	保存期間が満了した法人文書ファイル等数			
		移管	廃棄	延長
奄美群島振興開発基金	80	0	80	0
医薬基盤・健康・栄養研究所	270	0	269	1
医薬品医療機器総合機構	1,193	0	1,163	30
宇宙航空研究開発機構	17,890	0	11,589	6,301
海技教育機構	1,457	0	1,457	0
海上・港湾・航空技術研究所	386	0	386	0
海洋研究開発機構	1,722	0	1,517	205
科学技術振興機構	9,002	0	8,524	478
家畜改良センター	1,566	0	1,566	0
環境再生保全機構	860	0	387	473
教職員支援機構	95	0	95	0
勤労者退職金共済機構	1,410	0	1,159	251
空港周辺整備機構	148	0	148	0
経済産業研究所	253	0	209	44
建築研究所	262	0	262	0
工業所有権情報・研修館	176	0	176	0
航空大学校	346	0	346	0
高齢・障害・求職者雇用支援機構	23,927	0	23,119	808
国際観光振興機構	388	0	387	1
国際協力機構	30,299	0	25,355	4,944
国際交流基金	2,661	0	2,086	575
国際農林水産業研究センター	183	0	183	0
国民生活センター	376	0	296	80
国立印刷局	1,664	0	1,589	75
国立科学博物館	332	0	332	0
国立環境研究所	320	0	300	20
国立がん研究センター	1,905	0	1,905	0
国立高等専門学校機構	28,334	0	28,116	218
国立公文書館	418	2	232	184
国立国際医療研究センター	461	0	461	0
国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	198	0	198	0
国立循環器病研究センター	374	0	374	0
国立女性教育会館	190	0	189	1
国立成育医療研究センター	241	0	241	0
国立青少年教育振興機構	3,575	0	3,575	0
国立精神・神経医療研究センター	428	0	428	0
国立長寿医療研究センター	207	0	207	0
国立特別支援教育総合研究所	462	0	242	220
国立美術館	638	0	542	96
国立病院機構	28,796	0	28,597	199
国立文化財機構	1,064	0	1,025	39
産業技術総合研究所	8,115	0	7,815	300
自動車技術総合機構	4,437	0	4,437	0
自動車事故対策機構	2,026	0	1,953	73
住宅金融支援機構	4,712	0	4,323	389
酒類総合研究所	0	0	0	0
情報処理推進機構	4,806	1	4,495	310
情報通信研究機構	3,839	0	3,294	545
新エネルギー・産業技術総合開発機構	4,244	0	3,622	622
森林研究・整備機構	7,944	0	7,912	32
水産研究・教育機構	1,463	0	1,461	2
製品評価技術基盤機構	1,255	0	1,104	151
石油天然ガス・金属鉱物資源機構	7,920	0	1,886	6,034
造幣局	208	0	208	0

資料3 移管又は廃棄等の状況(2/4)

(単位：ファイル)

独立行政法人等	保存期間が満了した法人文書ファイル等数			
		移管	廃棄	延長
大学改革支援・学位授与機構	418	0	418	0
大学入試センター	375	0	364	11
地域医療機能推進機構	8,812	0	8,500	312
中小企業基盤整備機構	27,134	0	24,201	2,933
駐留軍等労働者労務管理機構	861	0	836	25
鉄道建設・運輸施設整備支援機構	3,722	4	3,585	133
統計センター	398	0	360	38
都市再生機構	72,558	0	54,136	18,422
土木研究所	1,672	0	1,666	6
日本医療研究開発機構	72	0	72	0
日本学術振興会	1,072	0	1,015	57
日本学生支援機構	1,536	0	1,522	14
日本芸術文化振興会	658	0	491	167
日本原子力研究開発機構	6,520	0	6,497	23
日本高速道路保有・債務返済機構	234	0	95	139
日本スポーツ振興センター	1,552	6	1,206	340
日本貿易振興機構	6,672	0	5,899	773
年金積立金管理運用独立行政法人	179	0	176	3
農業者年金基金	186	0	130	56
農業・食品産業技術総合研究機構	5,614	0	5,525	89
農畜産業振興機構	1,389	0	1,035	354
農林漁業信用基金	226	0	215	11
農林水産消費安全技術センター	2,059	0	2,012	47
福祉医療機構	4,200	0	4,196	4
物質・材料研究機構	3,114	0	3,084	30
防災科学技術研究所	1,706	0	1,208	498
北方領土問題対策協会	127	0	127	0
水資源機構	13,172	0	11,594	1,578
郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構	1,073	2	1,043	28
理化学研究所	2,845	0	2,782	63
量子科学技術研究開発機構	20,563	0	20,561	2
労働者健康安全機構	25,301	0	21,805	3,496
労働政策研究・研修機構	412	0	370	42
北海道大学	6,258	42	5,869	347
北海道教育大学	2,733	0	2,731	2
室蘭工業大学	672	0	672	0
小樽商科大学	360	0	360	0
帯広畜産大学	713	0	683	30
旭川医科大学	820	0	820	0
北見工業大学	644	0	632	12
弘前大学	4,149	0	3,473	676
岩手大学	1,071	0	1,070	1
東北大学	5,250	509	4,719	22
宮城教育大学	550	0	550	0
秋田大学	2,335	0	2,328	7
山形大学	1,522	0	1,519	3
福島大学	4,048	0	3,716	332
茨城大学	1,870	0	1,868	2
筑波大学	13,295	132	2,474	10,689
筑波技術大学	707	0	701	6
宇都宮大学	1,210	0	1,210	0
群馬大学	2,846	0	2,846	0
埼玉大学	1,627	0	1,624	3
千葉大学	2,360	0	2,354	6

資料3 移管又は廃棄等の状況(3/4)

(単位：ファイル)

独立行政法人等	保存期間が満了した法人文書ファイル等数			
		移管	廃棄	延長
東京大学	16,310	111	5,334	10,865
東京医科歯科大学	7,564	0	7,540	24
東京外国語大学	1,318	204	1,032	82
東京学芸大学	1,555	0	1,555	0
東京農工大学	905	0	896	9
東京藝術大学	685	0	611	74
東京工業大学	3,431	25	3,316	90
東京海洋大学	657	0	657	0
お茶の水女子大学	797	0	365	432
電気通信大学	497	0	497	0
一橋大学	1,290	0	1,290	0
横浜国立大学	2,240	0	1,634	606
新潟大学	3,722	0	3,717	5
長岡技術科学大学	1,056	0	1,056	0
上越教育大学	559	0	559	0
富山大学	3,245	0	3,242	3
金沢大学	2,640	0	2,563	77
福井大学	2,122	0	2,122	0
山梨大学	1,773	0	1,773	0
信州大学	2,195	0	2,191	4
岐阜大学	1,761	0	1,758	3
静岡大学	2,546	0	2,546	0
浜松医科大学	805	0	802	3
名古屋大学	8,238	647	7,344	247
愛知教育大学	1,487	0	1,479	8
名古屋工業大学	1,108	0	1,006	102
豊橋技術科学大学	800	0	800	0
三重大学	1,674	0	1,673	1
滋賀大学	1,074	0	702	372
滋賀医科大学	1,379	0	1,379	0
京都大学	16,827	3,574	9,607	3,646
京都教育大学	1,022	0	1,022	0
京都工芸繊維大学	834	0	771	63
大阪大学	15,005	1,133	9,240	4,632
大阪教育大学	1,285	0	1,285	0
兵庫教育大学	908	0	897	11
神戸大学	3,062	514	2,390	158
奈良教育大学	273	0	273	0
奈良女子大学	758	0	758	0
和歌山大学	1,628	0	1,625	3
鳥取大学	1,830	0	1,830	0
島根大学	3,738	0	3,627	111
岡山大学	3,105	0	3,054	51
広島大学	6,706	223	4,954	1,529
山口大学	3,318	0	3,318	0
徳島大学	3,133	0	3,133	0
鳴門教育大学	1,055	0	983	72
香川大学	1,936	0	1,822	114
愛媛大学	1,449	0	1,374	75
高知大学	2,895	0	2,839	56
福岡教育大学	1,317	0	1,313	4
九州大学	4,717	489	3,614	614
九州工業大学	731	0	731	0
佐賀大学	1,538	0	1,538	0

資料3 移管又は廃棄等の状況(4/4)

(単位：ファイル)

独立行政法人等	保存期間が満了した法人文書ファイル等数			
		移管	廃棄	延長
長崎大学	4,244	0	4,244	0
熊本大学	2,161	0	1,940	221
大分大学	2,764	0	2,515	249
宮崎大学	2,157	0	1,443	714
鹿児島大学	3,434	0	2,842	592
鹿屋体育大学	1,458	0	1,458	0
琉球大学	3,231	0	2,275	956
政策研究大学院大学	299	0	299	0
総合研究大学院大学	1,223	0	954	269
北陸先端科学技術大学院大学	630	0	630	0
奈良先端科学技術大学院大学	712	0	668	44
人間文化研究機構	1,616	0	1,616	0
自然科学研究機構	9,628	0	9,625	3
高エネルギー加速器研究機構	524	0	524	0
情報・システム研究機構	4,010	0	4,010	0
沖縄科学技術大学院大学学園	282	0	282	0
沖縄振興開発金融公庫	2,321	0	2,309	12
株式会社国際協力銀行	9,812	0	7,451	2,361
株式会社日本政策金融公庫	7,568	0	7,097	471
株式会社日本貿易保険	2,615	0	2,598	17
新関西国際空港株式会社	89	0	60	29
日本私立学校振興・共済事業団	191	0	132	59
日本中央競馬会	6,619	0	6,356	263
日本年金機構	382,525	0	36,564	345,961
放送大学学園	3,306	0	3,291	15
外国人技能実習機構	60	0	60	0
原子力損害賠償・廃炉等支援機構	41	0	38	3
日本銀行	36,011	1,407	28,043	6,561
農水産業協同組合貯金保険機構	81	0	81	0
預金保険機構	792	0	487	305
日本司法支援センター	10,870	0	10,870	0
計	1,142,775	9,025	684,966	448,784

- (注) 1. 太字の独立行政法人等は、国立公文書館等が設置されている法人
2. 欄外の○印は、国立公文書館へ移管されたファイル（15ファイル）

資料4 保存期間の延長理由(1/4)

(単位：ファイル)

独立行政法人等	保存期間を延長したファイル数															
		公文書管理法施行令9条1項に基づく延長					公文書管理法施行令9条2項に基づく延長									
		第1号に基づくもの (監査、検査等)	第2号に基づくもの (訴訟手続)	第3号に基づくもの (不服申立手続)	第4号に基づくもの (開示請求)		延長理由(複数回答あり)									
							災害等の緊急事態対応のため	国会関係業務に必要とするため	法令や内規の制定又は改廃に必要とするため	監査、検査、取締り業務に必要とするため	試験業務に必要とするため	契約、交渉、争訟業務に必要とするため	調査研究業務に必要とするため	人事管理業務に必要とするため	その他	
奄美群島振興開発基金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
医薬基盤・健康・栄養研究所	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0
医薬品医療機器総合機構	30	0	0	0	0	0	30	0	0	0	0	0	0	0	30	0
宇宙航空研究開発機構	6,301	0	0	0	0	0	6,301	0	0	0	6	0	0	0	0	6,295
海技教育機構	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
海上・港湾・航空技術研究所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
海洋研究開発機構	205	0	0	0	0	0	205	0	0	0	0	1	0	4	0	200
科学技術振興機構	478	0	0	0	0	0	478	0	4	0	38	15	48	239	42	92
家畜改良センター	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
環境再生保全機構	473	188	7	0	181	0	285	0	0	1	16	0	6	3	2	257
教職員支援機構	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
勤労者退職金共済機構	251	0	0	0	0	0	251	0	0	31	24	0	151	32	7	6
空港周辺整備機構	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
経済産業研究所	44	0	0	0	0	0	44	0	0	0	8	0	0	9	2	25
建築研究所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
工業所有権情報・研修館	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
航空大学校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高齢・障害・求職者雇用支援機構	808	0	0	0	0	0	808	1	2	14	5	5	20	15	27	723
国際観光振興機構	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国際協力機構	4,944	141	119	3	19	0	4,803	149	63	836	1,032	0	111	721	70	1,821
国際交流基金	575	0	0	0	0	0	575	5	0	0	0	0	0	0	0	570
国際農林水産業研究センター	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国民生活センター	80	0	0	0	0	0	80	1	2	5	48	1	2	1	18	2
国立印刷局	75	0	0	0	0	0	75	0	0	0	0	1	15	7	8	44
国立科学博物館	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国立環境研究所	20	0	0	0	0	0	20	0	0	0	0	0	0	0	20	0
国立がん研究センター	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国立高等専門学校機構	218	0	0	0	0	0	218	2	0	0	0	0	15	93	106	15
国立公文書館	184	0	0	0	0	0	184	0	0	0	0	0	0	0	71	113
国立国際医療研究センター	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国立循環器病研究センター	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国立女性教育会館	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0
国立成育医療研究センター	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国立青少年教育振興機構	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国立精神・神経医療研究センター	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国立長寿医療研究センター	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国立特別支援教育総合研究所	220	0	0	0	0	0	220	0	0	0	214	0	2	4	0	0
国立美術館	96	0	0	0	0	0	96	0	0	0	0	0	0	0	0	96
国立病院機構	199	0	0	0	0	0	199	0	0	0	123	0	3	70	3	0
国立文化財機構	39	0	0	0	0	0	39	0	0	0	0	0	0	0	0	39
産業技術総合研究所	300	0	0	0	0	0	300	0	0	1	230	44	2	22	1	0
自動車技術総合機構	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
自動車事故対策機構	73	0	0	0	0	0	73	0	0	0	0	0	73	0	0	0
住宅金融支援機構	389	0	0	0	0	0	389	11	20	2	30	0	0	0	0	326
酒類総合研究所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
情報処理推進機構	310	0	0	0	0	0	310	0	0	0	0	0	0	0	0	310
情報通信研究機構	545	112	112	0	0	0	433	1	0	1	20	0	155	247	9	0
新エネルギー・産業技術総合開発機構	622	0	0	0	0	0	622	0	0	5	1	0	0	578	38	0
森林研究・整備機構	32	0	0	0	0	0	32	0	0	4	2	0	14	12	0	0
水産研究・教育機構	2	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	2	0	0
製品評価技術基盤機構	151	0	0	0	0	0	151	0	0	0	17	0	49	87	0	0
石油天然ガス・金属鉱物資源機構	6,034	944	788	141	0	15	5,090	23	100	5	651	0	1,401	1,784	118	1,008
造幣局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大学改革支援・学位授与機構	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大学入試センター	11	0	0	0	0	0	11	0	0	0	11	0	0	0	0	0
地域医療機能推進機構	312	156	156	0	0	0	156	0	0	0	23	0	45	0	79	9
中小企業基盤整備機構	2,933	42	42	0	0	0	2,891	0	0	173	964	42	1,624	73	15	0

資料4 保存期間の延長理由(2/4)

(単位：ファイル)

独立行政法人等	保存期間を延長したファイル数																
		公文書管理法施行令9条1項に基づく延長						公文書管理法施行令9条2項に基づく延長									
		第1号に基づくもの (監査、検査等)	第2号に基づくもの (訴訟手続)	第3号に基づくもの (不服申立手続)	第4号に基づくもの (開示請求)	延長理由（複数回答あり）											
						災害等の緊急事態対応のため		国会関係業務に必要とするため	法令や内規の制定又は改廃に必要とするため	監査、検査、取締り業務に必要とするため	試験職務に必要とするため	契約、交渉、争訟業務に必要とするため	調査研究職務に必要とするため	人事管理職務に必要とするため	その他		
駐留軍等労働者労務管理機構	25	0	0	0	0	0	25	0	0	25	0	0	0	0	0	0	0
鉄道建設・運輸施設整備支援機構	133	0	0	0	0	0	133	0	0	26	13	0	0	0	0	0	94
統計センター	38	0	0	0	0	0	38	0	0	0	0	0	0	10	28	0	0
都市再生機構	18,422	69	0	56	0	13	18,353	8	34	30	46	0	1,208	266	70	16,691	0
土木研究所	6	0	0	0	0	0	6	0	0	0	0	0	0	6	0	0	0
日本医療研究開発機構	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日本学術振興会	57	0	0	0	0	0	57	0	0	0	0	0	0	57	0	0	0
日本学生支援機構	14	0	0	0	0	0	14	2	0	0	0	0	12	0	0	0	0
日本芸術文化振興会	167	1	0	0	0	1	166	81	3	1	24	0	14	42	1	0	0
日本原子力研究開発機構	23	1	0	1	0	0	22	0	0	1	18	0	0	3	0	0	0
日本高速道路保有・債務返済機構	139	0	0	0	0	0	139	0	0	0	51	0	88	0	0	0	0
日本スポーツ振興センター	340	0	0	0	0	0	340	0	0	1	28	0	28	4	0	279	0
日本貿易振興機構	773	1	0	0	0	1	772	0	0	4	185	0	67	23	50	443	0
年金積立金管理運用独立行政法人	3	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	1	0	0	2	0
農業者年金基金	56	0	0	0	0	0	56	0	0	1	0	0	53	1	1	0	0
農業・食品産業技術総合研究機構	89	0	0	0	0	0	89	0	0	0	0	0	89	0	0	0	0
農畜産業振興機構	354	1	1	0	0	0	353	9	0	13	0	0	7	0	41	283	0
農林漁業信用基金	11	0	0	0	0	0	11	0	0	0	2	0	6	3	0	0	0
農林水産消費安全技術センター	47	2	2	0	0	0	45	0	0	29	3	3	0	1	0	12	0
福祉医療機構	4	0	0	0	0	0	4	0	0	1	0	0	0	0	0	3	0
物質・材料研究機構	30	0	0	0	0	0	30	0	0	0	0	0	10	0	16	4	0
防災科学技術研究所	498	0	0	0	0	0	498	0	0	0	19	0	0	61	418	0	0
北方領土問題対策協会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
水資源機構	1,578	0	0	0	0	0	1,578	0	0	15	0	0	2	2	0	1,559	0
郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構	28	0	0	0	0	0	28	0	0	10	18	0	0	0	0	0	0
理化学研究所	63	6	6	0	0	0	57	0	0	0	2	0	0	1	0	54	0
量子科学技術研究開発機構	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
労働者健康安全機構	3,496	0	0	0	0	0	3,496	6	0	170	1,367	2	116	285	627	987	0
労働政策研究・研修機構	42	0	0	0	0	0	42	0	0	4	0	0	0	0	32	6	0
北海道大学	347	0	0	0	0	0	347	0	0	0	0	0	0	37	5	305	0
北海道教育大学	2	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0
室蘭工業大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小樽商科大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
帯広畜産大学	30	0	0	0	0	0	30	0	0	0	0	0	0	0	0	30	0
旭川医科大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北見工業大学	12	0	0	0	0	0	12	0	0	0	0	0	0	0	0	12	0
弘前大学	676	1	1	0	0	0	675	0	0	45	112	0	0	0	319	199	0
岩手大学	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
東北大学	22	0	0	0	0	0	22	0	0	0	10	0	0	0	0	12	0
宮城教育大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
秋田大学	7	7	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山形大学	3	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0
福島大学	332	0	0	0	0	0	332	3	0	0	0	53	5	25	0	251	0
茨城大学	2	0	0	0	0	0	2	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0
筑波大学	10,689	0	0	0	0	0	10,689	0	0	0	0	0	0	0	0	10,689	0
筑波技術大学	6	0	0	0	0	0	6	0	0	1	0	0	0	0	0	5	0
宇都宮大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
群馬大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
埼玉大学	3	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0
千葉大学	6	0	0	0	0	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	6	0
東京大学	10,865	1	1	0	0	0	10,864	0	0	0	0	0	0	0	0	10,864	0
東京医科歯科大学	24	4	4	0	0	0	20	0	0	0	0	0	0	0	0	20	0
東京外国語大学	82	0	0	0	0	0	82	0	0	0	0	0	0	0	0	82	0
東京学芸大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東京農工大学	9	0	0	0	0	0	9	0	0	0	0	0	0	0	0	9	0
東京藝術大学	74	0	0	0	0	0	74	0	0	0	0	0	0	0	0	74	0
東京工業大学	90	0	0	0	0	0	90	0	0	5	5	0	33	7	0	40	0
東京海洋大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

資料4 保存期間の延長理由(3/4)

(単位：ファイル)

独立行政法人等	保存期間を延長したファイル数																
		公文書管理法施行令9条1項に基づく延長						公文書管理法施行令9条2項に基づく延長									
		第1号に基づくもの (監査、検査等)	第2号に基づくもの (訴訟手続)	第3号に基づくもの (不服申立手続)	第4号に基づくもの (開示請求)	延長理由（複数回答あり）											
						災害等の緊急事態対応のため		国会関係業務に必要とするため	法令や内規の制定又は改廃に必要とするため	監査、検査、取締り業務に必要とするため	試験業務に必要とするため	契約、交渉、争訟業務に必要とするため	調査研究業務に必要とするため	人事管理業務に必要とするため	その他		
お茶の水女子大学	432	0	0	0	0	0	432	0	0	0	0	0	0	0	0	0	432
電気通信大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一橋大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
横浜国立大学	606	0	0	0	0	0	606	0	0	0	0	0	0	0	0	0	606
新潟大学	5	0	0	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
長岡技術科学大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上越教育大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
富山大学	3	2	2	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
金沢大学	77	0	0	0	0	0	77	0	0	1	0	19	0	0	2	55	
福井大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山梨大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
信州大学	4	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	2	0	0	2	
岐阜大学	3	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0
静岡大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
浜松医科大学	3	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
名古屋大学	247	0	0	0	0	0	247	0	0	0	0	0	0	0	0	0	247
愛知教育大学	8	0	0	0	0	0	8	0	0	0	0	0	0	8	0	0	0
名古屋工業大学	102	0	0	0	0	0	102	0	0	0	0	0	0	0	0	0	102
豊橋技術科学大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
三重大学	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
滋賀大学	372	0	0	0	0	0	372	0	0	0	0	0	15	1	0	356	
滋賀医科大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
京都大学	3,646	361	183	178	0	0	3,285	0	0	0	0	0	2	157	20	3,106	
京都教育大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
京都工芸繊維大学	63	0	0	0	0	0	63	0	0	0	0	0	59	0	0	4	
大阪大学	4,632	1	0	1	0	0	4,631	5	0	134	242	479	241	1,541	873	1,261	
大阪教育大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
兵庫教育大学	11	0	0	0	0	0	11	0	0	0	0	0	2	0	9	0	0
神戸大学	158	0	0	0	0	0	158	0	0	0	0	0	0	0	0	158	
奈良教育大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
奈良女子大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
和歌山大学	3	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	3	
鳥取大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
島根大学	111	0	0	0	0	0	111	0	0	0	40	0	0	0	2	69	
岡山大学	51	0	0	0	0	0	51	0	0	0	0	2	0	0	1	48	
広島大学	1,529	0	0	0	0	0	1,529	0	0	0	0	0	0	0	0	1,529	
山口大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
徳島大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鳴門教育大学	72	0	0	0	0	0	72	0	0	0	0	0	0	0	69	3	
香川大学	114	0	0	0	0	0	114	0	0	11	0	0	0	1	44	58	
愛媛大学	75	0	0	0	0	0	75	0	0	5	25	0	0	1	6	38	
高知大学	56	0	0	0	0	0	56	0	0	0	0	20	2	4	0	30	
福岡教育大学	4	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	1	2	1	0	0
九州大学	614	0	0	0	0	0	614	0	0	0	4	1	38	0	1	570	
九州工業大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
佐賀大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長崎大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
熊本大学	221	0	0	0	0	0	221	0	0	60	0	0	0	0	0	161	
大分大学	249	145	99	23	23	0	104	0	0	0	2	0	0	26	6	70	
宮崎大学	714	0	0	0	0	0	714	114	0	0	0	0	0	5	0	595	
鹿児島大学	592	581	0	581	0	0	11	0	0	1	0	4	2	4	0	0	0
鹿児島体育大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
琉球大学	956	0	0	0	0	0	956	0	0	9	27	27	99	761	33	0	
政策研究大学院大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総合研究大学院大学	269	0	0	0	0	0	269	1	0	0	0	0	84	115	15	54	
北陸先端科学技術大学院大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
奈良先端科学技術大学院大学	44	0	0	0	0	0	44	0	0	0	13	0	0	31	0	0	0
人間文化研究機構	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

資料4 保存期間の延長理由(4/4)

(単位：ファイル)

独立行政法人等	保存期間を延長したファイル数														
	公文書管理法施行令9条1項に基づく延長						公文書管理法施行令9条2項に基づく延長								
		延長理由（複数回答あり）													
		第1号に基づくもの (監査、検査等)	第2号に基づくもの (訴訟手続)	第3号に基づくもの (不服申立手続)	第4号に基づくもの (開示請求)										
自然科学研究機構	3	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	3
高エネルギー加速器研究機構	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
情報・システム研究機構	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
沖縄科学技術大学院大学学園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
沖縄振興開発金融公庫	12	0	0	0	0	0	12	0	0	0	2	2	1	0	7
株式会社国際協力銀行	2,361	0	0	0	0	0	2,361	0	0	0	0	0	0	0	2,361
株式会社日本政策金融公庫	471	0	0	0	0	0	471	0	345	29	1	0	4	2	90
株式会社日本貿易保険	17	0	0	0	0	0	17	0	0	2	0	0	15	0	0
新関西国際空港株式会社	29	0	0	0	0	0	29	0	0	0	0	0	0	29	0
日本私立学校振興・共済事業団	59	0	0	0	0	0	59	0	0	2	1	0	11	0	45
日本中央競馬会	263	0	0	0	0	0	263	0	0	3	65	0	10	3	99
日本年金機構	345,961	0	0	0	0	0	345,961	0	0	0	0	0	0	0	345,961
放送大学学園	15	0	0	0	0	0	15	0	0	0	0	0	0	0	15
外国人技能実習機構	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
原子力損害賠償・廃炉等支援機構	3	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	3
日本銀行	6,561	5	2	0	0	3	6,556	37	0	293	599	0	110	321	78
農水産業協同組合貯金保険機構	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
預金保険機構	305	19	18	0	0	1	286	0	14	3	0	0	0	0	269
日本司法支援センター	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	448,784	2,794	1,552	984	223	35	445,990	459	587	2,013	6,390	724	6,175	7,852	418,506

(注) 公文書管理法施行令第9条第2項に基づく延長で、理由が重複しているものは1件で計算している。

(単位：回、人)

独立行政法人等	研修の実施状況										
	研修 の実 施 回 数	対象者別							研修に 参加し た職員 数	統括文書 管理者が 実施する 研修に参 加した職 員数	他の機関 が実施す る研修に 参加した 職員数
		一般 職員	新規 採用 職員	文書 管理者	文書 管理 担当者	監査 担当者	転入 者	その他			
奄美群島振興開発基金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
医薬基盤・健康・栄養研究所	1	1	0	0	0	0	0	0	100	100	0
医薬品医療機器総合機構	9	2	1	1	1	1	1	2	900	900	0
宇宙航空研究開発機構	127	86	41	0	0	0	0	0	228	228	0
海技教育機構	1	0	0	1	0	0	0	0	17	9	8
海上・港湾・航空技術研究所	16	2	3	3	2	2	2	2	1,235	1,233	2
海洋研究開発機構	2	0	2	0	0	0	0	0	29	29	0
科学技術振興機構	66	6	18	6	6	6	18	6	428	426	2
家畜改良センター	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
環境再生保全機構	3	0	1	1	1	0	0	0	33	24	9
教職員支援機構	0	0	0	0	0	0	0	0	5		5
勤労者退職金共済機構	10	1	4	1	1	1	1	1	416	413	3
空港周辺整備機構	13	1	2	2	2	1	2	3	51	48	3
経済産業研究所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
建築研究所	8	1	2	1	1	1	1	1	122	120	2
工業所有権情報・研修館	11	1	1	2	2	1	1	3	92	92	0
航空大学校	3	0	3	0	0	0	0	0	18	17	1
高齢・障害・求職者雇用支援機構	19	7	4	2	2	1	1	2	9,149	9,146	3
国際観光振興機構	25	2	9	5	1	2	0	6	420	418	2
国際協力機構	18	6	1	0	0	0	11	0	251	249	2
国際交流基金	28	21	1	5	1	0	0	0	132	127	5
国際農林水産業研究センター	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国民生活センター	7	1	2	1	2	0	0	1	194	188	6
国立印刷局	15	1	2	2	5	1	1	3	3,062	3,054	8
国立科学博物館	7	1	1	1	1	1	1	1	134	130	4
国立環境研究所	15	2	3	2	2	2	2	2	1,300	1,291	9
国立がん研究センター	2	1	1	0	0	0	0	0	368	367	1
国立高等専門学校機構	11	1	6	1	0	1	1	1	743	702	41
国立公文書館	2	0	1	0	0	0	1	0	70	18	52
国立国際医療研究センター	7	1	1	1	1	1	1	1	70	68	2
国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2
国立循環器病研究センター	3	1	0	1	0	0	0	1	73	73	0
国立女性教育会館	2	0	1	0	0	0	1	0	13	6	7
国立成育医療研究センター	1	0	0	1	0	0	0	0	13	10	3
国立青少年教育振興機構	3	1	1	0	1	0	0	0	65	59	6
国立精神・神経医療研究センター	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国立長寿医療研究センター	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国立特別支援教育総合研究所	1	0	1	0	0	0	0	0	9	8	1
国立美術館	9	1	1	2	1	1	1	2	320	314	6
国立病院機構	229	96	63	38	30	0	2	0	7,464	7,462	2
国立文化財機構	1	0	1	0	0	0	0	0	68	61	7
産業技術総合研究所	8	1	2	1	1	1	1	1	6,580	6,578	2
自動車技術総合機構	8	1	1	1	2	1	1	1	1,060	1,060	0
自動車事故対策機構	12	1	1	3	2	1	1	3	645	645	0
住宅金融支援機構	11	1	5	1	1	1	1	1	1,076	1,075	1
酒類総合研究所	1	1	0	0	0	0	0	0	77	77	0
情報処理推進機構	14	4	4	1	1	0	4	0	142	141	1
情報通信研究機構	12	1	2	2	2	1	1	3	1,552	1,552	0
新エネルギー・産業技術総合開発機構	18	1	2	1	1	1	11	1	1,222	1,220	2
森林研究・整備機構	11	4	2	1	1	1	1	1	1,260	1,242	18
水産研究・教育機構	7	1	1	1	1	1	1	1	1,467	1,451	16
製品評価技術基盤機構	8	2	2	1	1	1	0	1	758	758	0

(単位：回、人)

独立行政法人等	研修の実施状況										
	研修 の実 施 回 数	対象者別							研修に 参加し た職員 数	統括文書 管理者が 実施する 研修に参 加した職 員数	他の機関 が実施す る研修に 参加した 職員数
		対象者別									
		一般 職員	新規 採用 職員	文書 管理者	文書 管理 担当者	監査 担当者	転入 者	その他			
石油天然ガス・金属鉱物資源機構	9	3	2	2	2	0	0	0	1,160	1,153	7
造幣局	9	7	1	1	0	0	0	0	118	106	12
大学改革支援・学位授与機構	11	1	1	2	2	1	1	3	187	183	4
大学入試センター	14	2	2	2	2	2	2	2	142	141	1
地域医療機能推進機構	1	0	1	0	0	0	0	0	117	112	5
中小企業基盤整備機構	3	1	2	0	0	0	0	0	68	64	4
駐留軍等労働者労務管理機構	19	18	1	0	0	0	0	0	356	294	62
鉄道建設・運輸施設整備支援機構	13	1	2	2	3	1	1	3	2,034	2,032	2
統計センター	1	0	1	0	0	0	0	0	28	18	10
都市再生機構	11	10	1	0	0	0	0	0	349	336	13
土木研究所	8	1	2	1	1	1	1	1	492	487	5
日本医療研究開発機構	21	3	3	3	3	3	3	3	708	707	1
日本学術振興会	7	1	1	1	1	1	1	1	115	93	22
日本学生支援機構	5	1	0	1	1	1	0	1	830	809	21
日本芸術文化振興会	1	0	1	0	0	0	0	0	45	40	5
日本原子力研究開発機構	9	1	2	1	1	2	1	1	5,032	5,024	8
日本高速道路保有・債務返済機構	2	1	0	0	1	0	0	0	65	63	2
日本スポーツ振興センター	7	1	3	1	1	1	0	0	201	168	33
日本貿易振興機構	30	16	8	1	1	1	1	2	3,010	3,010	0
年金積立金管理運用独立行政法人	60	8	12	8	8	8	8	8	379	351	28
農業者年金基金	11	1	1	2	2	1	1	3	103	103	0
農業・食品産業技術総合研究機構	0	0	0	0	0	0	0	0	13	0	13
農畜産業振興機構	2	0	2	0	0	0	0	0	15	13	2
農林漁業信用基金	9	2	2	1	1	1	1	1	107	105	2
農林水産消費安全技術センター	9	1	1	2	2	1	1	1	732	730	2
福祉医療機構	7	1	2	1	1	1	0	1	294	287	7
物質・材料研究機構	1	1	0	0	0	0	0	0	34	33	1
防災科学技術研究所	7	1	1	1	1	1	1	1	75	75	0
北方領土問題対策協会	19	2	1	4	4	2	0	6	33	32	1
水資源機構	12	2	2	2	2	1	1	2	1,856	1,854	2
郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構	6	1	1	1	1	1	1	0	50	49	1
理化学研究所	3	0	1	1	1	0	0	0	226	224	2
量子科学技術研究開発機構	7	1	1	1	1	1	1	1	1,704	1,698	6
労働者健康安全機構	28	5	16	0	7	0	0	0	951	945	6
労働政策研究・研修機構	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北海道大学	12	1	2	2	2	1	1	3	2,504	2,502	2
北海道教育大学	12	1	2	2	2	1	1	3	331	330	1
室蘭工業大学	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
小樽商科大学	11	1	1	2	2	1	1	3	100	99	1
帯広畜産大学	9	1	1	2	1	1	1	2	109	108	1
旭川医科大学	1	0	1	0	0	0	0	0	110	107	3
北見工業大学	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
弘前大学	1	1	0	0	0	0	0	0	32	31	1
岩手大学	1	0	1	0	0	0	0	0	5	5	0
東北大学	5	1	2	1	1	0	0	0	75	69	6
宮城教育大学	11	1	1	2	2	1	1	3	112	112	0
秋田大学	19	2	3	2	2	2	2	6	3,047	3,046	1
山形大学	9	2	2	1	1	1	1	1	311	311	0
福島大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
茨城大学	8	1	2	1	1	1	1	1	263	258	5
筑波大学	8	1	2	1	1	1	1	1	1,139	1,131	8
筑波技術大学	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1

(単位：回、人)

独立行政法人等	研修の実施状況										
	研修 の実 施 回 数	対象者別							研修に 参加し た職員 数	統括文書 管理者が 実施する 研修に参 加した職 員数	他の機関 が実施す る研修に 参加した 職員数
		対象者別									
		一般 職員	新規 採用 職員	文書 管理者	文書 管理 担当者	監査 担当者	転入 者	その他			
宇都宮大学	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	4
群馬大学	8	1	2	1	1	1	1	1	549	543	6
埼玉大学	14	1	4	2	2	1	1	3	501	499	2
千葉大学	2	0	0	1	0	0	0	1	1,008	1,003	5
東京大学	1	0	0	0	1	0	0	0	77	63	14
東京医科歯科大学	1	0	1	0	0	0	0	0	46	24	22
東京外国語大学	1	0	0	0	1	0	0	0	19	15	4
東京学芸大学	2	0	1	0	0	0	1	0	6	5	1
東京農工大学	1	1	0	0	0	0	0	0	6	4	2
東京藝術大学	1	0	1	0	0	0	0	0	11	6	5
東京工業大学	3	0	1	1	1	0	0	0	82	75	7
東京海洋大学	14	2	1	3	3	1	1	3	239	237	2
お茶の水女子大学	11	1	2	2	1	1	1	3	67	67	0
電気通信大学	11	1	1	2	2	1	1	3	73	70	3
一橋大学	11	1	1	2	2	1	1	3	130	126	4
横浜国立大学	7	1	0	1	2	0	0	3	824	823	1
新潟大学	1	0	1	0	0	0	0	0	27	15	12
長岡技術科学大学	5	1	1	1	1	1	0	0	97	95	2
上越教育大学	8	1	1	2	2	1	1	0	13	11	2
富山大学	2	0	0	1	1	0	0	0	106	105	1
金沢大学	12	1	2	2	2	1	1	3	2,695	2,694	1
福井大学	8	1	2	1	1	1	1	1	519	518	1
山梨大学	15	2	3	2	2	2	2	2	361	361	0
信州大学	1	0	1	0	0	0	0	0	22	21	1
岐阜大学	0	0	0	0	0	0	0	0	23	0	23
静岡大学	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	5
浜松医科大学	0	0	0	0	0	0	0	0	6	0	6
名古屋大学	11	2	2	2	2	1	1	1	9,261	9,248	13
愛知教育大学	11	2	2	2	2	1	1	1	350	340	10
名古屋工業大学	11	3	2	1	1	1	1	2	580	574	6
豊橋技術科学大学	1	1	0	0	0	0	0	0	10	8	2
三重大学	8	1	1	2	1	1	1	1	2,053	2,025	28
滋賀大学	11	1	1	2	2	1	1	3	659	652	7
滋賀医科大学	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	3
京都大学	1	0	0	0	0	0	0	1	80	75	5
京都教育大学	2	0	0	1	1	0	0	0	83	83	0
京都工芸繊維大学	13	2	1	2	2	2	1	3	225	223	2
大阪大学	9	1	1	2	1	1	1	2	4,058	4,052	6
大阪教育大学	11	1	1	2	2	1	1	3	239	238	1
兵庫教育大学	1	0	1	0	0	0	0	0	42	39	3
神戸大学	7	1	1	1	1	1	1	1	220	210	10
奈良教育大学	10	1	1	2	1	1	1	3	114	111	3
奈良女子大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
和歌山大学	8	1	1	1	2	1	1	1	154	150	4
鳥取大学	1	0	1	0	0	0	0	0	18	18	0
島根大学	7	1	1	1	1	1	1	1	2,176	2,174	2
岡山大学	5	1	2	1	1	0	0	0	158	158	0
広島大学	8	1	2	1	1	1	1	1	90	78	12
山口大学	13	1	2	3	2	1	1	3	291	291	0
徳島大学	11	1	1	2	2	1	1	3	358	357	1
鳴門教育大学	12	1	2	2	2	1	1	3	421	420	1
香川大学	2	0	0	0	1	0	0	1	74	73	1

(単位：回、人)

独立行政法人等	研修の実施状況										
	研修 の実 施 回 数	対象者別							研修に 参加し た職員 数	統括文書 管理者が 実施する 研修に参 加した職 員数	他の機関 が実施す る研修に 参加した 職員数
		対象者別									
		一般 職員	新規 採用 職員	文書 管理者	文書 管理 担当者	監査 担当者	転入 者	その他			
愛媛大学	12	1	2	2	2	1	1	3	937	935	2
高知大学	7	1	1	1	1	1	1	1	1,917	1,917	0
福岡教育大学	12	1	2	2	2	1	1	3	218	215	3
九州大学	12	1	2	2	2	1	1	3	180	166	14
九州工業大学	11	1	1	2	2	1	1	3	323	321	2
佐賀大学	1	0	1	0	0	0	0	0	25	21	4
長崎大学	11	1	1	2	2	1	1	3	312	305	7
熊本大学	1	0	1	0	0	0	0	0	20	19	1
大分大学	2	1	1	0	0	0	0	0	31	30	1
宮崎大学	4	0	4	0	0	0	0	0	23	20	3
鹿児島大学	11	1	1	2	2	1	1	3	1,424	1,424	0
鹿屋体育大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
琉球大学	1	0	1	0	0	0	0	0	34	32	2
政策研究大学院大学	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
総合研究大学院大学	0	0	0	0	0	0	0	0	3		3
北陸先端科学技術大学院大学	1	0	1	0	0	0	0	0	5	4	1
奈良先端科学技術大学院大学	11	1	1	2	2	1	1	3	190	188	2
人間文化研究機構	5	0	2	1	1	0	0	1	163	139	24
自然科学研究機構	13	2	2	2	2	1	1	3	1,496	1,485	11
高エネルギー加速器研究機構	12	1	2	2	2	1	1	3	319	291	28
情報・システム研究機構	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	3
沖縄科学技術大学院大学学園	33	11	22	0	0	0	0	0	279	273	6
沖縄振興開発金融公庫	1	0	0	0	1	0	0	0	37	37	0
株式会社国際協力銀行	14	3	2	2	2	1	1	3	870	867	3
株式会社日本政策金融公庫	260	252	4	0	4	0	0	0	7,368	7,361	7
株式会社日本貿易保険	2	0	1	0	0	0	1	0	9	9	0
新関西国際空港株式会社	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
日本私立学校振興・共済事業団	11	1	1	2	2	1	1	3	231	228	3
日本中央競馬会	10	1	2	5	2	0	0	0	2,079	2,070	9
日本年金機構	1,142	380	0	380	380	1	0	1	22,275	22,271	4
放送大学学園	1	0	1	0	0	0	0	0	121	120	1
外国人技能実習機構	16	2	2	3	3	2	2	2	1,117	1,110	7
原子力損害賠償・廃炉等支援機構	1	0	1	0	0	0	0	0	30	26	4
日本銀行	413	254	56	2	2	3	96	0	9,653	9,562	91
農水産業協同組合貯金保険機構	1	1	0	0	0	0	0	0	18	18	0
預金保険機構	9	1	3	1	1	1	1	1	489	487	2
日本司法支援センター	22	1	1	20	0	0	0	0	131	104	27
計	3,631	1,326	471	640	611	122	247	214	154,768	153,669	1,099

資料6 点検の実施状況(1/4)

独立行政法人等	文書管理者数	令和元年度に点検を実施した文書管理者数	実施頻度別						未実施数	令和元年度文書管理の推進期間の実施(実施は1、未実施は0)	令和元年度監査の実施状況(実施は1、未実施は0)
			毎月実施	3か月に1回実施	4か月に1回実施	半年に1回実施	1回実施	その他			
奄美群島振興開発基金	5	5	0	0	0	0	5	0	0	0	1
医薬基盤・健康・栄養研究所	36	36	0	0	0	0	36	0	0	0	1
医薬品医療機器総合機構	33	33	0	0	0	0	33	0	0	0	1
宇宙航空研究開発機構	29	29	0	0	0	0	29	0	0	0	1
海技教育機構	48	48	0	0	0	0	48	0	0	0	1
海上・港湾・航空技術研究所	30	30	0	0	0	0	30	0	0	0	1
海洋研究開発機構	31	31	0	0	0	0	30	1	0	0	1
科学技術振興機構	126	126	0	0	0	0	126	0	0	0	1
家畜改良センター	12	12	0	0	0	0	12	0	0	0	1
環境再生保全機構	19	19	0	0	0	0	19	0	0	0	1
教職員支援機構	4	4	0	0	0	0	4	0	0	0	0
勤労者退職金共済機構	27	27	27	0	0	0	0	0	0	0	1
空港周辺整備機構	5	5	0	0	0	0	5	0	0	0	1
経済産業研究所	15	14	0	0	0	0	14	0	1	0	1
建築研究所	12	12	0	0	0	0	12	0	0	0	1
工業所有権情報・研修館	9	9	0	0	0	0	9	0	0	1	1
航空大学校	16	16	0	0	0	0	16	0	0	0	1
高齢・障害・求職者雇用支援機構	466	466	0	0	0	0	466	0	0	0	1
国際観光振興機構	29	28	0	0	0	0	28	0	1	0	1
国際協力機構	390	389	0	0	0	0	389	0	1	1	1
国際交流基金	67	67	0	0	0	0	67	0	0	1	1
国際農林水産業研究センター	2	2	0	0	0	0	2	0	0	0	1
国民生活センター	12	12	0	0	0	12	0	0	0	0	1
国立印刷局	15	15	0	0	0	0	15	0	0	1	1
国立科学博物館	12	12	0	0	0	0	12	0	0	0	1
国立環境研究所	15	15	0	0	0	0	15	0	0	0	1
国立がん研究センター	56	56	0	0	0	0	56	0	0	0	1
国立高等専門学校機構	530	530	0	0	0	0	507	23	0	0	1
国立公文書館	6	6	0	0	0	0	6	0	0	0	1
国立国際医療研究センター	36	36	0	0	0	0	36	0	0	0	1
国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	6	6	0	0	0	0	6	0	0	0	1
国立循環器病研究センター	24	24	0	0	0	0	24	0	0	0	1
国立女性教育会館	4	4	0	0	0	0	4	0	0	0	1
国立成育医療研究センター	14	14	0	0	0	0	14	0	0	0	1
国立青少年教育振興機構	41	41	0	0	0	0	41	0	0	0	1
国立精神・神経医療研究センター	14	14	0	0	0	0	14	0	0	0	1
国立長寿医療研究センター	15	15	0	0	0	0	15	0	0	0	1
国立特別支援教育総合研究所	25	25	0	0	0	0	25	0	0	0	1
国立美術館	15	15	0	0	0	0	15	0	0	1	1
国立病院機構	1,391	1,391	1	0	0	19	1,342	29	0	0	1
国立文化財機構	44	44	0	0	0	0	44	0	0	0	1
産業技術総合研究所	93	93	0	0	0	0	93	0	0	0	1
自動車技術総合機構	107	107	0	0	0	0	107	0	0	1	1
自動車事故対策機構	85	85	0	0	0	0	85	0	0	0	1
住宅金融支援機構	126	126	0	0	0	0	126	0	0	0	1
酒類総合研究所	7	7	0	0	0	0	7	0	0	0	1
情報処理推進機構	14	14	0	0	0	0	14	0	0	0	1
情報通信研究機構	75	75	0	0	0	0	75	0	0	1	1
新エネルギー・産業技術総合開発機構	27	27	0	0	0	0	27	0	0	0	1
森林研究・整備機構	100	100	0	0	0	0	100	0	0	1	1
水産研究・教育機構	11	11	0	0	0	0	11	0	0	0	1
製品評価技術基盤機構	85	85	0	0	0	0	85	0	0	1	1
石油天然ガス・金属鉱物資源機構	68	68	0	0	0	0	68	0	0	1	0
造幣局	43	43	0	0	0	0	43	0	0	0	1
大学改革支援・学位授与機構	14	10	0	0	0	0	10	0	4	0	1
大学入試センター	7	7	0	0	0	0	7	0	0	0	0
地域医療機能推進機構	718	718	0	1	0	0	702	15	0	0	1
中小企業基盤整備機構	116	116	0	0	0	0	116	0	0	0	1
駐留軍等労働者労務管理機構	23	23	0	0	0	0	23	0	0	0	1
鉄道建設・運輸施設整備支援機構	214	214	0	0	0	6	207	1	0	0	1

資料6 点検の実施状況(2/4)

独立行政法人等	文書管理者数	令和元年度に点検を実施した文書管理者数	実施頻度別						未実施数	令和元年度文書管理推進期間の実施(実施は1、未実施は0)	令和元年度監査の実施状況(実施は1、未実施は0)
			毎月実施	3か月に1回実施	4か月に1回実施	半年に1回実施	1回実施	その他			
統計センター	14	14	0	0	0	0	14	0	0	0	1
都市再生機構	88	88	0	0	0	0	88	0	0	1	1
土木研究所	27	27	0	0	0	0	27	0	0	0	1
日本医療研究開発機構	13	13	0	0	0	0	13	0	0	0	1
日本学術振興会	19	19	0	0	0	0	19	0	0	0	1
日本学生支援機構	22	22	0	0	0	3	19	0	0	0	1
日本芸術文化振興会	43	43	0	0	0	0	43	0	0	0	1
日本原子力研究開発機構	364	364	1	9	8	190	156	0	0	1	1
日本高速道路保有・債務返済機構	8	8	0	0	0	0	8	0	0	0	1
日本スポーツ振興センター	69	69	0	0	0	0	69	0	0	1	1
日本貿易振興機構	197	176	0	0	0	0	176	0	21	0	1
年金積立金管理運用独立行政法人	18	18	0	0	0	0	18	0	0	0	1
農業者年金基金	9	9	0	0	0	0	9	0	0	0	1
農業・食品産業技術総合研究機構	58	58	0	0	0	0	58	0	0	0	1
農畜産業振興機構	35	35	0	0	0	0	35	0	0	0	1
農林漁業信用基金	12	12	0	0	0	0	12	0	0	0	1
農林水産消費安全技術センター	8	8	0	0	0	0	8	0	0	0	1
福祉医療機構	34	34	0	0	0	34	0	0	0	0	1
物質・材料研究機構	33	33	0	0	0	0	33	0	0	0	1
防災科学技術研究所	31	31	0	0	0	0	31	0	0	0	1
北方領土問題対策協会	4	4	0	0	0	0	4	0	0	0	1
水資源機構	236	236	0	0	0	236	0	0	0	1	1
郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構	8	8	0	0	0	0	8	0	0	0	1
理化学研究所	69	69	0	0	0	0	69	0	0	0	1
量子科学技術研究開発機構	194	194	0	0	0	0	194	0	0	0	1
労働者健康安全機構	793	793	0	0	0	0	793	0	0	1	1
労働政策研究・研修機構	6	6	0	0	0	0	6	0	0	0	1
北海道大学	148	148	0	0	0	0	148	0	0	0	1
北海道教育大学	44	38	4	2	1	6	25	0	6	0	1
室蘭工業大学	32	8	0	0	0	0	8	0	24	0	1
小樽商科大学	7	7	0	0	0	0	7	0	0	0	1
帯広畜産大学	12	12	0	0	0	0	12	0	0	0	1
旭川医科大学	13	13	0	0	0	0	13	0	0	0	1
北見工業大学	8	8	0	0	0	0	8	0	0	0	1
弘前大学	101	101	0	0	0	0	101	0	0	0	1
岩手大学	26	26	0	0	0	0	26	0	0	0	1
東北大学	79	79	0	0	0	0	79	0	0	0	1
宮城教育大学	42	42	0	0	0	0	42	0	0	0	1
秋田大学	48	22	0	0	0	0	22	0	26	1	1
山形大学	33	33	0	0	0	0	33	0	0	0	1
福島大学	42	42	0	0	0	0	42	0	0	0	1
茨城大学	23	23	0	0	0	0	23	0	0	0	1
筑波大学	72	52	0	0	0	0	52	0	20	0	1
筑波技術大学	6	6	0	0	0	0	6	0	0	0	1
宇都宮大学	25	25	0	0	0	0	25	0	0	0	1
群馬大学	24	24	0	0	0	0	24	0	0	0	1
埼玉大学	23	23	0	0	0	0	23	0	0	0	1
千葉大学	54	54	0	0	0	0	54	0	0	0	1
東京大学	99	99	0	0	0	0	99	0	0	0	1
東京医科歯科大学	35	35	0	0	0	0	35	0	0	0	1
東京外国語大学	14	14	0	0	0	0	14	0	0	0	1
東京学芸大学	36	36	0	0	0	0	36	0	0	0	1
東京農工大学	25	25	0	0	0	0	25	0	0	0	1
東京藝術大学	12	12	0	0	0	0	12	0	0	0	1
東京工業大学	66	66	0	0	0	0	66	0	0	0	1
東京海洋大学	15	15	0	0	0	0	15	0	0	0	1
お茶の水女子大学	15	15	0	0	0	0	15	0	0	0	1
電気通信大学	13	13	0	0	0	0	13	0	0	0	1
一橋大学	23	23	0	0	0	0	23	0	0	0	1
横浜国立大学	19	19	0	0	0	0	19	0	0	0	1

独立行政法人等	文書管理者数	令和元年度に点検を実施した文書管理者数	実施頻度別						未実施数	令和元年度文書管理推進期間の実施(実施は1、未実施は0)	令和元年度監査の実施状況(実施は1、未実施は0)
			毎月実施	3か月に1回実施	4か月に1回実施	半年に1回実施	1回実施	その他			
新潟大学	81	81	0	0	0	0	81	0	0	0	1
長岡技術科学大学	22	11	0	0	0	0	11	0	11	0	0
上越教育大学	32	31	0	0	0	0	31	0	1	0	1
富山大学	37	37	0	0	0	0	37	0	0	0	1
金沢大学	67	67	0	0	0	0	67	0	0	0	1
福井大学	74	74	0	0	0	0	74	0	0	0	1
山梨大学	30	30	0	0	0	0	30	0	0	1	1
信州大学	30	30	0	0	0	0	30	0	0	0	1
岐阜大学	50	29	0	0	0	0	29	0	21	0	1
静岡大学	76	76	0	0	0	0	76	0	0	0	1
浜松医科大学	12	12	0	0	0	0	12	0	0	0	1
名古屋大学	47	47	0	0	0	0	47	0	0	0	1
愛知教育大学	19	19	0	0	0	0	19	0	0	0	1
名古屋工業大学	16	16	0	0	0	0	16	0	0	0	1
豊橋技術科学大学	9	9	0	0	0	0	9	0	0	0	1
三重大学	59	42	42	0	0	0	0	0	17	0	1
滋賀大学	14	14	0	0	0	0	14	0	0	0	1
滋賀医科大学	14	14	0	0	0	0	14	0	0	0	1
京都大学	158	158	0	0	0	158	0	0	0	0	1
京都教育大学	46	46	0	0	0	0	46	0	0	0	1
京都工芸繊維大学	13	13	0	1	0	0	12	0	0	0	1
大阪大学	78	78	0	0	0	1	77	0	0	0	1
大阪教育大学	50	50	0	0	0	0	50	0	0	0	1
兵庫教育大学	27	27	0	0	0	0	27	0	0	0	1
神戸大学	49	49	0	0	0	0	49	0	0	0	1
奈良教育大学	8	8	0	0	0	0	8	0	0	0	1
奈良女子大学	34	34	0	0	0	0	34	0	0	0	1
和歌山大学	12	12	0	0	0	0	12	0	0	0	1
鳥取大学	33	33	0	0	0	0	33	0	0	0	1
島根大学	43	43	0	0	0	0	43	0	0	0	1
岡山大学	87	78	0	0	0	0	78	0	9	0	1
広島大学	44	44	0	0	0	0	44	0	0	0	1
山口大学	34	34	0	0	0	0	34	0	0	0	1
徳島大学	47	47	0	0	0	0	47	0	0	0	1
鳴門教育大学	27	27	0	0	0	0	27	0	0	0	1
香川大学	34	34	0	0	0	0	34	0	0	0	1
愛媛大学	42	42	0	0	0	0	42	0	0	0	1
高知大学	45	39	0	0	0	0	39	0	6	0	1
福岡教育大学	11	11	0	0	0	0	11	0	0	0	1
九州大学	194	194	0	0	0	0	194	0	0	0	1
九州工業大学	22	22	0	0	0	0	22	0	0	0	1
佐賀大学	64	64	0	0	0	0	64	0	0	1	1
長崎大学	38	38	0	0	38	0	0	0	0	0	1
熊本大学	66	66	0	0	0	0	66	0	0	0	1
大分大学	42	42	0	0	0	0	42	0	0	0	1
宮崎大学	28	28	0	0	0	0	28	0	0	0	1
鹿児島大学	40	40	0	0	0	0	40	0	0	0	1
鹿児島大学	19	19	0	0	0	0	19	0	0	0	1
琉球大学	36	36	0	0	0	0	36	0	0	0	1
政策研究大学院大学	5	5	0	0	0	0	5	0	0	0	1
総合研究大学院大学	6	6	0	0	0	0	6	0	0	0	1
北陸先端科学技術大学院大学	32	14	0	0	0	14	0	0	18	0	1
奈良先端科学技術大学院大学	20	20	0	0	0	20	0	0	0	1	1
人間文化研究機構	33	33	0	0	0	0	33	0	0	0	1
自然科学研究機構	147	147	1	1	0	21	124	0	0	1	1
高エネルギー加速器研究機構	25	25	0	0	0	0	25	0	0	0	1
情報・システム研究機構	24	24	0	0	0	0	24	0	0	0	1
沖縄科学技術大学院大学学園	72	72	0	0	0	0	72	0	0	0	1
沖縄振興開発金融公庫	19	19	0	0	0	0	19	0	0	0	1
株式会社国際協力銀行	48	44	0	0	0	0	44	0	4	1	1

資料6 点検の実施状況(4/4)

独立行政法人等	文書管理 者数	令和元年 度に点検 を実施し た文書管 理者数	実施頻度別						未実施 数	令和元年 度文書管 理推進期 間の実施 (実施は 1、未実 施は0)	令和元 年度監 査の実 施状況 (実施は 1、未実 施は0)
			毎月実 施	3 か月 に 1 回 実施	4 か月 に 1 回 実施	半年に 1 回実 施	1 回実施	その他			
株式会社日本政策金融公庫	396	396	0	0	0	0	396	0	0	1	1
株式会社日本貿易保険	33	33	0	0	0	0	33	0	0	1	1
新関西国際空港株式会社	11	11	0	0	0	0	11	0	0	0	0
日本私立学校振興・共済事業団	28	28	0	0	0	0	28	0	0	0	1
日本中央競馬会	194	194	0	0	0	0	194	0	0	0	1
日本年金機構	1,759	1,759	57	28	16	52	1,566	40	0	0	1
放送大学学園	67	67	0	0	0	0	67	0	0	0	1
外国人技能実習機構	23	23	0	0	0	0	23	0	0	0	1
原子力損害賠償・廃炉等支援機構	10	10	0	0	0	10	0	0	0	0	1
日本銀行	114	114	7	5	2	18	81	1	0	1	1
農水産業協同組合貯金保険機構	5	0	0	0	0	0	0	0	5	0	1
預金保険機構	46	46	0	0	0	0	46	0	0	0	0
日本司法支援センター	70	70	0	0	0	0	70	0	0	0	1
計	14,612	14,416	140	47	65	800	13,254	110	196	24	187

独立行政法人等	監査の実施状況			監査の実施頻度
	実施した	指摘事項の有無		
		指摘事項の有無	改善措置の実施の有無	
奄美群島振興開発基金	○	—	—	年に1回
医薬基盤・健康・栄養研究所	○	—	—	年に1回
医薬品医療機器総合機構	○	○	○	年に1回
宇宙航空研究開発機構	○	—	—	年に1回
海技教育機構	○	—	—	年に1回
海上・港湾・航空技術研究所	○	—	—	年に1回
海洋研究開発機構	○	—	—	年に1回
科学技術振興機構	○	—	—	年に1回
家畜改良センター	○	—	—	年に1回
環境再生保全機構	○	○	○	年に1回
教職員支援機構	—	—	—	—
勤労者退職金共済機構	○	—	—	年に1回
空港周辺整備機構	○	—	—	年に1回
経済産業研究所	○	○	○	年に1回
建築研究所	○	○	○	年に1回
工業所有権情報・研修館	○	○	○	年に1回
航空大学校	○	—	—	年に1回
高齢・障害・求職者雇用支援機構	○	○	○	年に1回
国際観光振興機構	○	○	○	年に1回
国際協力機構	○	○	○	年に1回
国際交流基金	○	○	○	年に1回
国際農林水産業研究センター	○	○	○	年に1回
国民生活センター	○	—	—	年に1回
国立印刷局	○	○	○	年に1回
国立科学博物館	○	—	—	年に1回
国立環境研究所	○	○	○	年に1回
国立がん研究センター	○	○	○	年に1回
国立高等専門学校機構	○	—	—	年に1回
国立公文書館	○	—	—	年に1回
国立国際医療研究センター	○	○	○	年に1回
国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	○	—	—	年に1回
国立循環器病研究センター	○	—	—	年に1回
国立女性教育会館	○	○	○	年に2回
国立成育医療研究センター	○	—	—	年に1回
国立青少年教育振興機構	○	—	—	年に1回
国立精神・神経医療研究センター	○	—	—	年に1回
国立長寿医療研究センター	○	—	—	年に1回
国立特別支援教育総合研究所	○	○	○	年に1回
国立美術館	○	—	—	年に1回
国立病院機構	○	○	○	年に1回
国立文化財機構	○	○	○	年に1回
産業技術総合研究所	○	—	—	年に1回
自動車技術総合機構	○	—	—	年に1回
自動車事故対策機構	○	○	○	年に1回
住宅金融支援機構	○	○	○	年に1回
酒類総合研究所	○	—	—	年に1回
情報処理推進機構	○	—	—	年に1回
情報通信研究機構	○	—	—	年に1回
新エネルギー・産業技術総合開発機構	○	○	○	年に1回
森林研究・整備機構	○	○	○	年に1回
水産研究・教育機構	○	○	○	年に1回
製品評価技術基盤機構	○	○	○	年に2回
石油天然ガス・金属鉱物資源機構	—	—	—	—
造幣局	○	—	—	年に2回
大学改革支援・学位授与機構	○	—	—	年に1回
大学入試センター	—	—	—	—
地域医療機能推進機構	○	—	—	年に1回
中小企業基盤整備機構	○	—	—	年に1回
駐留軍等労働者労務管理機構	○	—	—	年に1回
鉄道建設・運輸施設整備支援機構	○	○	○	年に1回

独立行政法人等	監査の実施状況			監査の実施頻度
	実施した	指摘事項の有無		
		指摘事項の有無	改善措置の実施の有無	
統計センター	○	—	—	年に1回
都市再生機構	○	—	—	年に1回
土木研究所	○	—	—	年に1回
日本医療研究開発機構	○	—	—	年に1回
日本学術振興会	○	○	○	年に1回
日本学生支援機構	○	○	○	年に1回
日本芸術文化振興会	○	○	○	年に1回
日本原子力研究開発機構	○	○	○	年に1回
日本高速道路保有・債務返済機構	○	—	—	年に1回
日本スポーツ振興センター	○	○	○	年に1回
日本貿易振興機構	○	○	○	年に1回
年金積立金管理運用独立行政法人	○	—	—	年に1回
農業者年金基金	○	—	—	年に1回
農業・食品産業技術総合研究機構	○	○	○	年に1回
農畜産業振興機構	○	○	○	年に1回
農林漁業信用基金	○	○	○	年に1回
農林水産消費安全技術センター	○	○	○	年に1回
福祉医療機構	○	○	○	年に1回
物質・材料研究機構	○	○	○	年に1回
防災科学技術研究所	○	—	—	年に1回
北方領土問題対策協会	○	—	—	年に1回
水資源機構	○	—	—	年に1回
郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構	○	○	○	年に1回
理化学研究所	○	○	○	年に1回
量子科学技術研究開発機構	○	—	—	年に1回
労働者健康安全機構	○	○	○	年に1回
労働政策研究・研修機構	○	—	—	年に1回
北海道大学	○	○	○	年に1回
北海道教育大学	○	—	—	年に1回
室蘭工業大学	○	○	○	年に1回
小樽商科大学	○	—	—	年に1回
帯広畜産大学	○	—	—	年に1回
旭川医科大学	○	—	—	年に1回
北見工業大学	○	—	—	年に1回
弘前大学	○	—	—	年に1回
岩手大学	○	—	—	年に1回
東北大学	○	○	○	年に1回
宮城教育大学	○	—	—	年に1回
秋田大学	○	○	○	年に1回
山形大学	○	○	○	年に1回
福島大学	○	○	○	年に1回
茨城大学	○	○	○	年に1回
筑波大学	○	—	—	年に1回
筑波技術大学	○	○	○	年に1回
宇都宮大学	○	○	○	年に1回
群馬大学	○	○	○	年に1回
埼玉大学	○	○	○	年に1回
千葉大学	○	○	○	年に1回
東京大学	○	—	—	年に1回
東京医科歯科大学	○	—	—	年に1回
東京外国語大学	○	○	○	年に1回
東京学芸大学	○	○	○	年に1回
東京農工大学	○	○	○	年に1回
東京藝術大学	○	—	—	年に1回
東京工業大学	○	○	○	年に1回
東京海洋大学	○	○	○	年に1回
お茶の水女子大学	○	○	○	年に1回
電気通信大学	○	—	—	年に1回
一橋大学	○	○	○	年に1回
横浜国立大学	○	—	—	年に1回

独立行政法人等	監査の実施状況			監査の実施頻度
	実施した	指摘事項の有無		
			改善措置の実施の有無	
新潟大学	○	○	○	年に1回
長岡技術科学大学	—	—	—	—
上越教育大学	○	—	—	年に1回
富山大学	○	○	○	年に1回
金沢大学	○	○	○	年に1回
福井大学	○	—	—	年に1回
山梨大学	○	○	○	年に1回
信州大学	○	○	○	年に1回
岐阜大学	○	○	○	年に1回
静岡大学	○	—	—	年に1回
浜松医科大学	○	○	○	年に1回
名古屋大学	○	—	—	年に1回
愛知教育大学	○	○	○	年に1回
名古屋工業大学	○	○	○	年に1回
豊橋技術科学大学	○	—	—	年に1回
三重大学	○	○	○	年に1回
滋賀大学	○	—	—	年に1回
滋賀医科大学	○	○	○	年に1回
京都大学	○	○	○	年に1回
京都教育大学	○	—	—	年に1回
京都工芸繊維大学	○	○	○	年に1回
大阪大学	○	○	○	年に1回
大阪教育大学	○	—	—	年に1回
兵庫教育大学	○	—	—	年に1回
神戸大学	○	○	○	年に1回
奈良教育大学	○	—	—	年に1回
奈良女子大学	○	—	—	年に1回
和歌山大学	○	—	—	年に1回
鳥取大学	○	○	○	年に1回
島根大学	○	○	○	年に1回
岡山大学	○	○	○	年に1回
広島大学	○	○	○	年に1回
山口大学	○	○	○	年に1回
徳島大学	○	○	○	年に1回
鳴門教育大学	○	○	○	年に1回
香川大学	○	○	○	年に1回
愛媛大学	○	—	—	年に1回
高知大学	○	—	—	年に1回
福岡教育大学	○	○	○	年に1回
九州大学	○	○	○	年に1回
九州工業大学	○	—	—	年に1回
佐賀大学	○	○	○	年に1回
長崎大学	○	○	○	年に1回
熊本大学	○	○	○	年に1回
大分大学	○	○	○	年に1回
宮崎大学	○	—	—	年に1回
鹿児島大学	○	○	○	年に1回
鹿屋体育大学	○	—	—	年に1回
琉球大学	○	○	○	年に1回
政策研究大学院大学	○	○	○	年に1回
総合研究大学院大学	○	—	—	年に1回
北陸先端科学技術大学院大学	○	—	—	年に1回
奈良先端科学技術大学院大学	○	○	○	年に1回
人間文化研究機構	○	—	—	年に1回
自然科学研究機構	○	—	—	年に1回
高エネルギー加速器研究機構	○	○	○	年に1回
情報・システム研究機構	○	—	—	年に1回
沖縄科学技術大学院大学学園	○	—	—	年に1回
沖縄振興開発金融公庫	○	○	○	年に1回
株式会社国際協力銀行	○	—	—	年に1回

独立行政法人等	監査の実施状況			監査の実施頻度
	実施した	指摘事項の有無	改善措置の実施の有無	
株式会社日本政策金融公庫	○	○	○	年に1回
株式会社日本貿易保険	○	—	—	年に1回
新関西国際空港株式会社	—	—	—	—
日本私立学校振興・共済事業団	○	○	○	年に1回
日本中央競馬会	○	○	○	年に1回
日本年金機構	○	○	○	年に1回
放送大学学園	○	—	—	年に1回
外国人技能実習機構	○	○	○	年に1回
原子力損害賠償・廃炉等支援機構	○	○	○	年に1回
日本銀行	○	○	○	年に複数回
農水産業協同組合貯金保険機構	○	○	○	年に1回
預金保険機構	—	—	—	—
日本司法支援センター	○	○	○	年に1回
計	187	103	103	

資料8 紛失等の状況

(単位：件)

独立行政法人等	紛失等事案の件数													
	事案の内容					事案への対応								
	紛失	誤廃棄	毀損	その他不適切な文書管理	再発防止のための措置 関係者等への注意喚起、指導等	法人内への注意喚起、適正管理の徹底等	業務手順、マニュアル等の見直し	その他	復旧措置を行った事案の件数	事案の公表を行った件数	懲戒処分を行った事案の件数	処分者数		
												本人	監督者	
高齢・障害・求職者雇用支援機構	3	0	3	0	0	3	3	1	0	2	0	0	0	0
国際協力機構	1	1	0	0	0	1	1	1	1	0	0	0	0	0
国立高等専門学校機構	1	0	1	0	0	1	1	0	0	0	1	1	1	0
住宅金融支援機構	6	5	1	0	0	6	6	5	0	2	5	0	0	0
水産研究・教育機構	1	0	1	0	0	1	1	1	0	1	0	0	0	0
石油天然ガス・金属鉱物資源機構	3	2	1	0	0	3	0	1	0	2	0	0	0	0
造幣局	1	0	1	0	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0
日本貿易振興機構	4	2	2	0	0	4	0	4	0	4	0	0	0	0
農林水産消費安全技術センター	1	0	1	0	0	1	1	1	0	1	0	0	0	0
福祉医療機構	2	0	2	0	0	2	2	2	0	2	2	0	0	0
千葉大学	1	1	0	0	0	0	1	0	0	1	1	0	0	0
情報・システム研究機構	1	1	0	0	0	1	1	1	0	1	0	0	0	0
沖縄振興開発金融公庫	1	0	1	0	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0
株式会社国際協力銀行	1	0	1	0	0	1	1	0	0	1	0	0	0	0
日本年金機構	15	0	15	0	0	15	0	0	0	0	0	0	0	0
日本司法支援センター	4	0	4	0	0	4	4	4	0	3	0	0	0	0
計	46	12	34	0	0	45	24	23	1	20	9	1	1	0

(注) 件数は、総括文書管理者に同時期に報告したものを1件とカウントしている。

区分		指摘事項	改善等措置状況
管理体制		文書管理担当者を指名していない部局がある。	文書管理担当者を指名するよう指示した。
作成		作成すべき文書(打合せ記録)が作成できていない。	規定について再周知を図り対応。
整理	分類	作成又は取得した法人文書を分類し、法人文書ファイルにまとめていないものがある。	法人文書としての取扱いを指導し、法人文書ファイルにまとめるよう指導した。
		複数年度の法人文書を一つのファイルに綴っている。	法人文書管理研修において、年度ごとに分類するよう指導を行った。
	名称	法人文書ファイル等に分かりやすい名称を付していない。	名称にファイルの内容を端的に示すキーワードを記載することとした。
		法人文書ファイルの名称とファイルの内容等が一致していないものがある。	ファイルの内容を再度確認し、正しいタイトルに修正するよう指導した。
	保存期間	文書管理システムの登録において保存期間設定の誤りがある。	速やかに修正した。
		法人文書ファイルについて、標準文書保存期間基準と異なる保存期間となっている。	法人文書ファイルの保存期間及び背表紙の様式等を修正した。
保存	紙文書の保存場所・方法	法人文書ファイル等と個人文書との保存場所が明確に区分されていない。	法人文書置き場に一部不適切なファイルが保管されていたため、再整理を行った。
		新年度の法人文書ファイル等の保存スペースを空けていない。	旧年度の法人文書ファイル等を文書庫等へ移動して保存スペースを確保した。
		背表紙に保存期間、文書管理者等の記載がないものがある。	速やかに背表紙の修正を行った。
		年度ごとにまとめられた法人文書ファイル等について、書架等に年度ごとに区分して保存していない。	年度ごとにまとめることを原則とし、複数年度のファイルを一つのファイリング用具に格納する場合は、インデックス等で区分することとした。
	電子文書の保存場所・方法	共有サーバ上の電子化された法人文書について、相互に密接な関連を有する法人文書として、年度又は内容ごとに法人文書ファイルとして階層化して保存していない。	法人文書として保存する電子文書について、業務の種別等に応じて階層構造にするなど、整理を進めた。
		電子文書の正本・原本は、文書の改ざんや漏えい等の防止の観点から、適切なアクセス制限を講じていなかったものがある。	アクセス制限方法を指導した。
		一部の課等で、長期に保存する電子文書について、利活用が可能な状態で保存していない。	長期に保存する電子文書は、保存要領に記載の、長期保存フォーマットの国際標準等で保存するなど、適切に保存するよう周知徹底を行った。
	引継ぎ	文書管理者の異動の際、法人文書ファイルの引継ぎはなされたが、保存場所の確認や法人文書ファイル管理簿と照合は行わなかった部局がある。	法人文書ファイル等について、保存場所の確認や法人文書ファイル管理簿との照合を行うよう改善指導を行った。
		法人文書を別部署へ引き継いだにも関わらず、システム上は未処理のものがあった。	システムを修正するよう指示し、修正(削除)を行ったことを確認した。

法人文書 ファイル管 理簿		実際には作成していないファイルを、法人文書ファイル管理簿に掲載していた。	管理簿から当該ファイルを削除するとともに、文書管理者から担当部署への指導を行った。
		法人文書ファイルが管理簿に二重掲載されていた。	管理簿から当該ファイルを削除した。
		保存されている法人文書ファイルの中に、法人文書ファイル管理簿に掲載されていないものがあった。	速やかに法人文書ファイル管理簿に掲載した。
		作成・取得年度等が法人文書ファイル等を作成・取得した日の属する年度となっていなかった。	速やかに改善を行った。
		法人文書ファイル管理簿の管理者が法人文書ファイル等を現に管理している文書管理者となっていなかった。	速やかに改善を行った。
		保存期間満了文書がファイル管理簿に記載されたままになっている。	保存期間満了日を超過した法人文書ファイルについては移管・廃棄簿に記載し、適切に廃棄するよう指導した。
		常用文書とされている法人文書について、法人文書ファイル管理簿への記載がないものがあった。	適正な手続きを行うよう指導し、直ちに修正された。
		法人文書ファイル管理簿に個人情報が表示されていた。	速やかに適切な名称に訂正するよう指示し、その後改善状況を確認した。
移管、廃棄 又は保存 期間の延 長	保存期間満了時の措置	法人文書ファイル管理簿の保存期間満了時の措置を設定していなかった。	速やかに改善を行った。
	移管	移管すべき法人文書ファイルが、移管されていない。	移管の手続を行った。
	廃棄	移管・廃棄簿に記載された文書が廃棄されていない。	速やかに廃棄を行った。
		廃棄した法人文書ファイル等で法人文書ファイル管理簿から削除し、移管・廃棄簿に記載していないものがあった。	速やかに改善を行った。
	延長	延長理由として合理性を欠くあいまいなものがある。	延長の結果長期保存となっている当該案件について再度確認するよう指導した。
研修		統括文書管理者は、職員等に対し必要な研修を行うとともに各職員等が少なくとも毎年度1回、研修を受けられる環境を提供すべきところ、対象年度の研修実績は一部の職員等が参加する研修及び外部研修のみであった。今後は、各職員等が毎年度1回以上、平等かつ適正に研修が受けられるよう適切に対応されたい。	全職員を対象に、部内向けeラーニングにて「法人文書管理研修」を実施。また、その受講結果について総括文書管理者に報告することとした。

(特定歴史公文書等の保存及び利用の状況)

令和元年度における特定歴史公文書等の保存及び利用の状況について

I 対象施設

公文書等の管理に関する法律（平成 21 年法律第 66 号。以下「公文書管理法」という。）第 2 条第 3 項各号及び公文書等の管理に関する法律施行令（平成 22 年政令第 250 号。以下「公文書管理法施行令」という。）第 2 条第 1 項各号に規定する「国立公文書館等」（16 施設）

○ 公文書管理法第 2 条第 3 項第 1 号

独立行政法人国立公文書館の設置する公文書館（以下単に「国立公文書館」という。）

○ 公文書管理法第 2 条第 3 項第 2 号

行政機関の施設及び独立行政法人等の施設であって、前号に掲げる施設に類する機能を有するものとして政令で定めるもの

（公文書管理法施行令第 2 条第 1 項）

第 1 号 宮内庁の施設であって、法第 15 条から第 27 条までの規定による特定歴史公文書等の管理を行う施設として宮内庁長官が指定したもの

宮内庁書陵部図書課宮内公文書館（以下「宮内公文書館」という。）

第 2 号 外務省の施設であって、法第 15 条から第 27 条までの規定による特定歴史公文書等の管理を行う施設として外務大臣が指定したもの

外務省大臣官房総務課外交史料館（以下「外交史料館」という。）

第 3 号 独立行政法人等の施設であって、法第 15 条から第 27 条までの規定による特定歴史公文書等の適切な管理を行うために必要な設備及び体制が整備されていることにより法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる施設に類する機能を有するものとして内閣総理大臣が指定したもの

国立大学法人北海道大学大学文書館公文書室（以下「北海道大学」という。）

国立大学法人東北大学学術資源研究公開センター史料館公文書室（以下「東北大学」という。）

国立大学法人筑波大学アーカイブズ（以下「筑波大学」という。）

国立大学法人東京大学文書館（以下「東京大学」という。）

国立大学法人東京外国語大学文書館（以下「東京外国語大学」という。）

国立大学法人東京工業大学博物館資料館部門公文書室（以下「東京工業大学」という。）

国立大学法人名古屋大学大学文書資料室（以下「名古屋大学」という。）

※令和 2 年 4 月 1 日より国立大学法人東海国立大学機構大学文書資料室

国立大学法人京都大学大学文書館（以下「京都大学」という。）

国立大学法人大阪大学アーカイブズ（以下「大阪大学」という。）

国立大学法人神戸大学大学文書史料室（以下「神戸大学」という。）

国立大学法人広島大学文書館（以下「広島大学」という。）

国立大学法人九州大学大学文書館（以下「九州大学」という。）

日本銀行金融研究所アーカイブ（以下「日銀アーカイブ」という。）

Ⅱ 対象期間

令和元年度（平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日まで）

時点を問うものは、令和 2 年 3 月 31 日時点の状況

Ⅲ 報告の概要

公文書管理法は、行政文書等の適正な管理、歴史資料として重要な公文書その他の文書（以下「歴史公文書等」という。）の適切な保存及び利用等を図り、国及び独立行政法人等の有するその諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務を全うされるようにするため、公文書等のライフサイクルに沿った基本的な管理のルールを定めている。

このうち、歴史公文書等の適切な保存及び利用等に係るルールとして、国立公文書館等においては、歴史公文書等について、

- ① 行政機関からの移管（第 8 条第 1 項）
- ② 独立行政法人等からの移管（第 11 条第 4 項）
- ③ 国の機関（行政機関を除く。）からの移管（第 14 条第 4 項）
- ④ 法人その他の団体（国及び独立行政法人等を除く。以下「法人等」という。）又は個人からの寄贈又は寄託（第 2 条第 7 項第 4 号）による受入れを行い、「特定歴史公文書等」として永久に保存するとともに、国民から利用の請求があった場合には、これを利用させなければならないこと等が規定されている。

1 保存の状況

(1) 特定歴史公文書等の所蔵件数及び目録の記載状況

国立公文書館等の長は、受け入れた特定歴史公文書等について、その内容、保存状態、時の経過、利用の状況等に応じ、適切な保存及び利用を確保するために必要な場所において、適切な記録媒体により、識別を容易にするための措置を講じた上で、永久に保存しなければならないとされている（公文書管理法第 15 条第 1 項及び第 2 項）。

「特定歴史公文書等の保存、利用及び廃棄に関するガイドライン」（平成 23 年 4 月 1 日内閣総理大臣決定、令和元年 7 月 1 日一部改正。以下「特定歴史公文書等ガイドライン」という。）では、行政機関及び独立行政法人等から受入れを行った歴史公文書等は、生物被害への対処、簡単な措置（例えば、ドライクリーニング、皺伸ばし、不要な付せん・クリップ・ホチキスの針の取外し、綴じ直し）、電子媒体へのコンピュータウイルス対策、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）の見読性を確保するための媒

体変換等、保存に必要な措置を施した上で、識別番号の付与、利用制限事由の該当性の事前審査を行い、目録を作成した上で、原則１年以内に排架を行うこととされている（第２章第１節第３条(留意事項)）。また、法人等又は個人から受入れを行った歴史公文書等については、利用の制限に関する設定を済ませた後は、行政機関及び独立行政法人等から受け入れた場合と同様、生物被害への対処、簡単な措置（綴じ直し、皺伸ばし、不要な付せん・クリップ・ホチキスの針の取外し等）、電子媒体へのコンピュータウイルス対策、電磁的記録の見読性を確保するための媒体変換等、保存に必要な措置を施し、識別番号の付与を行い、目録を作成した上で、原則１年以内に排架を行うこととされている(第２章第１節第４条(留意事項))。

令和２年３月３１日現在、国立公文書館等において所蔵されている特定歴史公文書等は、表１のとおり、合計で 2,105,798 件である。このうち、2,075,939 件（98.6％）は既に目録に記載され排架されており、その媒体の種別をみると、「文書又は図画」が 2,065,829 件（99.5％）と大多数を占めており、「電磁的記録」は 9,397 件（0.5％）となっている。

平成 30 年度と比べると、総所蔵数が 76,318 件（対前年度比 3.8％）の増加、目録に記載され排架されているものが 77,885 件（対前年度比 3.9％）の増加となり、媒体別では「文書又は図画」が 76,907 件（対前年度比 3.9％）の増加となっている。（令和元年度中に新たに目録公開した主な特定歴史公文書等については、別添資料 1 を参照）

なお、国立公文書館等において所蔵されているもののうち、目録に記載されていないものが 29,859 件（1.4％）ある。このうち、24,373 件はその多くが、令和元年度の下半期に移管されたものであって、令和２年３月３１日現在では、受入れからまだ１年を経過しておらず、保存のために必要な措置等を行っているところである。また、残りのものについては、分類・整理や目録の作成に時間を要していることなどから、目録に記載されていないものである。

表 1 所蔵件数及び目録の記載状況

(単位：件)

施設名	特定歴史公文書等の総所蔵件数						
		目録に記載された件数				目録未記載の件数	
		媒体の種別					うち令和元年度 移管等受入れ
		文書又は図画	電磁的記録	その他			
国立公文書館	1,537,554	1,517,264	1,514,247	2,834	183	20,290	20,290
宮内公文書館	93,884	93,884	93,879	5	0	0	0
外交史料館	111,497	111,497	111,497	0	0	0	0
北海道大学	6,045	5,957	5,957	0	0	88	88
東北大学	10,327	10,327	10,243	84	0	0	0
筑波大学	9,113	7,985	7,956	1	28	1,128	976
東京大学	10,745	8,830	8,244	585	1	1,915	431
東京外国語大学	6,208	6,208	6,106	102	0	0	0
東京工業大学	502	477	477	0	0	25	25
名古屋大学	35,466	35,466	35,315	151	0	0	0
京都大学	79,707	75,857	75,857	0	0	3,850	0
大阪大学	10,173	8,299	8,234	65	0	1,874	1,874
神戸大学	55,027	55,027	53,114	1,517	396	0	0
広島大学	21,626	21,403	20,883	516	4	223	223
九州大学	13,869	13,403	13,302	0	101	466	466
日銀アーカイブ	104,055	104,055	100,518	3,537	0	0	0
令和元年度 合計	2,105,798	2,075,939	2,065,829	9,397	713	29,859	24,373
総所蔵件数に占める割合	100.0%	98.6%	—	—	—	1.4%	1.2%
目録記載件数に占める割合	—	100.0%	99.5%	0.5%	0.0%	—	—
平成30年度 合計	2,029,480	1,998,054	1,988,922	8,409	723	31,426	28,856
総所蔵件数に占める割合	100.0%	98.5%	—	—	—	1.5%	1.4%
目録記載件数に占める割合	—	100.0%	99.5%	0.4%	0.0%	—	—

(注) 1 「電磁的記録」はCD、DVD等である。
2 「その他」は写真原板、パネル等である。

(2) 利用制限区分の状況

国立公文書館等では、特定歴史公文書等ガイドラインに基づき、受け入れた特定歴史公文書等について、利用制限事由の該当性に関する事前審査を行い、利用制限区分を決定した上で、一般の利用に供している。また、利用請求があった場合等には、「要審査」（事前審査が完了しておらず、利用制限事由の該当性の有無の審査が必要なもの）文書等の審査を行い、随時、目録上の利用制限区分の変更を行っている。

表2のとおり、目録に記載された特定歴史公文書等 2,075,939 件のうち、事前審査等を行った結果、「全部利用」（特定歴史公文書等の全てが利用可能なもの）とされているものは 1,006,618 件（48.5%）、「一部利用」（特定歴史公文書等の一部に利用制限事由が含まれるもの）とされているものは 47,188 件（2.3%）、「全部利用制限」（特定歴史公文書等の全部が利用制限事由に該当するもの）とされているものは 86,849 件（4.2%）であり、合計 1,140,655 件（54.9%）が審査を完了している。また、「要審査」とされているものは 935,284 件（45.1%）となっている。

なお、平成30年度と比べ、審査済みの件数は、14,535件(対前年度比1.3%)の増加となっている。

表2 利用制限区分の状況

(単位：件)

施 設 名	目録に記載された件数（再掲）					
		利用制限区分の別				
		審査済み				要審査
		全部利用	一部利用	全部利用制限	（総計）	
国 立 公 文 書 館	1,517,264	855,379	7,311	82,581	945,271	571,993
宮 内 公 文 書 館	93,884	47,003	2,594	89	49,686	44,198
外 交 史 料 館	111,497	60,623	5,179	0	65,802	45,695
北 海 道 大 学	5,957	1,463	0	1	1,464	4,493
東 北 大 学	10,327	1,322	70	0	1,392	8,935
筑 波 大 学	7,985	618	4,912	8	5,538	2,447
東 京 大 学	8,830	2,537	87	887	3,511	5,319
東京外国語大学	6,208	748	0	0	748	5,460
東京工業大学	477	24	5	0	29	448
名 古 屋 大 学	35,466	1,098	116	3	1,217	34,249
京 都 大 学	75,857	5,418	18,377	0	23,795	52,062
大 阪 大 学	8,299	260	32	0	292	8,007
神 戸 大 学	55,027	27,254	8,156	2,873	38,283	16,744
広 島 大 学	21,403	1,475	263	0	1,738	19,665
九 州 大 学	13,403	645	8	407	1,060	12,343
日銀アーカイブ	104,055	751	78	0	829	103,226
令和元年度 合計	2,075,939	1,006,618	47,188	86,849	1,140,655	935,284
（割 合）	100.0%	48.5%	2.3%	4.2%	54.9%	45.1%
平成30年度 合計	1,998,054	998,400	41,047	86,673	1,126,120	871,933
（割 合）	100.0%	50.0%	2.1%	4.3%	56.4%	43.6%

(注)1 「割合」は、目録に記載された件数に占める割合を表す。

(3) 特定歴史公文書等の所在不明事案の状況

平成30年度に所在不明であることが判明した宮内公文書館における特定歴史公文書等1件（平成30年8月17日宮内庁公表）については、同館における調査により、同館が保存していないものを特定歴史公文書等として誤って目録に登録していたことが判明した（令和3年3月5日に宮内庁から内閣府へ最終報告書を提出）。

同館においては、同様の事案の再発を防ぐため、より適切な特定歴史公文書等の保存、移管手続きにおける確認作業の徹底、同館職員向け研修において正確性に留意した移管作業を周知する等に取り組んでいる。

また、内閣府においては、本事案を踏まえ、国立公文書館等において特定歴史公文書等の紛失・誤廃棄等が発生した場合に必要な対処手続きを明確化するため、特定歴史公文書等ガイドラインの改正に向けた検討を行って

いる。

2 移管等受入れの状況

令和元年度に国立公文書館等が受け入れた特定歴史公文書等は、表3のとおり、71,401件（総所蔵件数の3.4%）となっている。

その内訳をみると、①行政機関から移管されたものが38,959件(54.6%)、②独立行政法人等から移管されたものが21,990件(30.8%)、③司法機関から移管されたものが1,860件(2.6%)、④民間その他の団体等から寄贈・寄託されたものが8,592件(12.0%)となっており、地方公共団体から寄贈・寄託されたものはなかった。

表3 移管等受入れ件数

(単位：件)

施設名	移管等受入れ件数					
		移管元機関の別				
		行政機関	独立行政法人等	司法機関	地方公共団体	民間その他の団体等
国立公文書館	38,756	36,398	6	1,860	0	492
宮内公文書館	417	417	斜線部分	斜線部分	0	0
外交史料館	2,144	2,144			0	0
北海道大学	88				0	0
東北大学	947				0	0
筑波大学	5,095				0	973
東京大学	885				0	0
東京外国語大学	781				0	394
東京工業大学	355				0	0
名古屋大学	4,632				0	0
京都大学	9,923				0	6,349
大阪大学	1,874				0	0
神戸大学	2,313				0	179
広島大学	223				0	0
九州大学	466				0	0
日銀アーカイブ	2,502				0	205
令和元年度 合計	71,401	38,959	21,990	1,860	0	8,592
(割合)	100.0%	54.6%	30.8%	2.6%	—	12.0%
平成30年度 合計	63,711	41,847	11,818	727	0	9,319
(割合)	100.0%	65.7%	18.5%	1.1%	—	14.6%

(注) 1 「割合」は、移管等受入れ件数に占める割合を表す。

2 斜線部分は、制度上、当該移管元機関からの移管が想定されない場合を表す。

3 立法機関については、移管の定めが未締結のため、移管受入れはない。

4 行政機関等からの報告による「行政文書の管理の状況」「法人文書の管理の状況」上の移管数との相違については、行政機関等では行政（法人）文書ファイル管理簿上のファイル数で計上しているのに対し、本表では目録に記載された特定歴史公文書等の単位（識別番号単位）ごとに計上しているためである。

3 利用請求及び処理の状況

(1) 利用請求件数

国立公文書館等の長は、当該国立公文書館等において保存されている特定歴史公文書等について目録の記載に従い利用の請求があった場合には、利用制限事由に該当する場合を除き、これを利用させなければならないこととされている（公文書管理法第16条第1項）。

令和元年度中に、国立公文書館等になされた利用請求は、表4のとおり、10,338件であり、平成30年度と比べて587件(対前年度比6.0%)の増加となっている。

なお、個人に関する情報が記録されている特定歴史公文書等に対して本人から利用請求があった場合については、公文書管理法第17条に別途の取扱いが規定されており、当該規定による本人請求として取り扱ったものは10,338件のうち68件となっている。

また、これらの利用請求とは別に、特定歴史公文書等を移管した行政機関の長又は独立行政法人等がそれぞれの所掌事務又は業務を遂行するために必要であるとして当該特定歴史公文書等の利用を請求する場合については、公文書管理法第24条に移管元行政機関等による利用の特例が規定されており、当該特例による利用請求が7,661件行われている。

表4 利用請求件数

(単位：件)

(単位：件)

施設名	利用請求件数（移管元行政機関等による利用の特例を除く）				（参考）移管元行政機関等による利用の特例の件数	
	うち本人からの利用請求の件数					
年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度	平成30年度
国立公文書館	3,590	3,248	6	8	759	468
宮内公文書館	1,518	2,048	0	0	3,067	2,924
外交史料館	1,795	1,404	0	1	512	878
北海道大学	62	12	62	0	6	0
東北大学	36	176	0	0	20	13
筑波大学	2	0	0	0	0	0
東京大学	107	108	0	0	12	0
東京外国語大学	510	540	0	0	0	0
東京工業大学	4	8	0	0	0	0
名古屋大学	1,207	306	0	0	267	76
京都大学	823	1,200	0	0	303	250
大阪大学	40	0	0	0	28	4
神戸大学	394	355	0	0	45	50
広島大学	5	0	0	0	102	0
九州大学	147	243	0	0	0	0
日銀アーカイブ	98	103	0	0	2,540	2,802
合計	10,338	9,751	68	9	7,661	7,465

(2) 利用請求の処理状況

国立公文書館等の長は、利用請求があった特定歴史公文書等について、公文書管理法第16条第1項第1号から第5号までに掲げる利用制限事由に該当するかどうかを審査した上で、利用の可否について決定(利用請求に対する処分。以下「利用決定」という。)を行うこととなる。

表5のとおり、令和元年度になされた利用請求及び前年度に利用請求があったもので処理中であった11,884件に対し、9,512件(80.0%)が利用決定によりその処理を完了(処理済み)しており、令和2年3月31日現在、処理が完了していないもの(処理中)は1,792件(15.1%)となっている。

表5 利用請求の処理状況

(単位：件)

施設名	利用請求件数 (再掲)	平成30年度に利用請求があり、繰り越されたもの	利用請求の処理状況		
			処理済み	取下げ	処理中
国立公文書館	3,590	406	3,598	39	359
宮内公文書館	1,518	251	1,388	24	357
外交史料館	1,795	871	1,079	517	1,070
北海道大学	62	0	62	0	0
東北大学	36	0	36	0	0
筑波大学	2	0	2	0	0
東京大学	107	0	107	0	0
東京外国語大学	510	0	510	0	0
東京工業大学	4	0	4	0	0
名古屋大学	1,207	0	1,207	0	0
京都大学	823	0	823	0	0
大阪大学	40	0	40	0	0
神戸大学	394	0	394	0	0
広島大学	5	0	5	0	0
九州大学	147	0	147	0	0
日銀アーカイブ	98	18	110	0	6
令和元年度 合計	11,884		9,512	580	1,792
(割合)	100.0%		80.0%	4.9%	15.1%
平成30年度 合計	11,359		9,458	355	1,546
(割合)	100.0%		83.3%	3.1%	13.6%

(注) 1 「取下げ」は、利用決定前に利用請求者が利用請求を取り下げたことにより、その処理を完了しているものを表す。

2 「割合」は、利用請求件数に占める割合を表す。

4 利用決定の状況

(1) 利用決定件数

令和元年度には、表6のとおり、9,723件の利用決定が行われており、その内訳をみると、全部利用決定(全部を利用できる旨の決定)は8,074件(83.0%)、一部利用決定(利用制限情報を除いた部分を利用できる旨の決定)は1,649件(17.0%)となっている。全部利用制限(全部に利用制限情報が含まれており利用できない旨の決定)はなかった。

また、一部利用決定がなされた1,649件について、利用制限事由の内訳をみると、個人に関する情報(公文書管理法第16条第1項第1号イ及び第2号イ)が1,301件(78.9%)と最も多く、次いで国の安全等に関する情報(同項第1号ハ)357件(21.6%)、法人等に関する情報(同項第1号ロ及び第2号ロ)180件(10.9%)、公共の安全等に関する情報(同項第1号ニ)165件(10.0%)となっている。

表6 利用決定の状況

(単位:件)

施設名	利用決定件数																			
	利用決定	全部利用決定	一部利用決定										全部利用制限							
			利用制限事由(法16条該当性)										利用制限事由(法16条該当性)							
			1号				2号		3号	4号	5号	形式不備	1号				2号		3号	4号
			イ	ロ	ハ	ニ	イ	ロ					イ	ロ	ハ	ニ	イ	ロ		
国立公文書館	3,613	3,161	452	410	54	1	2	5	4	19	1	31	0	0	0	0	0	0	0	0
宮内公文書館	1,388	1,131	257	252	0	2	106	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
外交史料館	1,275	703	572	267	98	354	57	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北海道大学	62	52	10	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東北大学	36	21	15	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
筑波大学	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東京大学	107	81	26	26	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東京外国語大学	510	500	10	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東京工業大学	4	0	4	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
名古屋大学	1,207	1,196	11	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
京都大学	823	671	152	152	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大阪大学	40	0	40	40	19	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
神戸大学	394	307	87	87	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
広島大学	5	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
九州大学	147	147	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日銀アーカイブ	110	97	13	12	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
令和元年度 合計	9,723	8,074	1,649	929	152	357	165	372	28	19	1	32	0	0	0	0	0	0	0	0
(割合)	100.0%	83.0%	17.0%	—										0.00%						
平成30年度 合計	9,652	7,687	1,956	1,012	130	298	147	609	5	17	1	34	9	0	0	0	0	0	0	9
(割合)	100.0%	79.6%	20.3%	—										0.09%						

- (注) 1 利用制限事由欄の数は延べ数である(1文書に複数の利用制限事由が含まれる場合があるため)。
2 1件の利用請求に対し複数の利用決定がなされることがあるため、利用決定件数は処理済み件数(表5:9,512件)と必ずしも一致しない。
3 「形式不備」とは、目録に記載のない特定歴史公文書等について利用請求をした場合などである。
4 「割合」は、利用決定件数に占める割合を表す。
5 斜線部分は、制度上、当該利用制限事由が適用されないものを表す。

(2) 利用決定までの期間の状況

特定歴史公文書等ガイドライン（第3章第1節第15条）では、利用決定までの期間について、以下のとおり定められている。

- ① 利用請求があった場合：速やかな利用決定
- ② 利用制限事由の存否確認作業が必要な場合等：30日以内の利用決定
- ③ 事務処理上の困難等の場合：②(30日)に加え30日以内の延長
- ④ 著しく大量の利用請求の場合：相当の部分について60日以内に利用決定し、残りの部分については相当の期間内に利用決定(特例延長)

ア 利用決定までの期間

令和元年度中になされた利用決定9,723件について、その利用決定までの期間をみると、表7のとおり、延長をしなかった7,352件(75.6%)については、即日に利用決定は行ったものは2,816件(29.0%)、30日以内に利用決定を行ったものは4,474件(46.0%)であった。

また、30日以内の延長を行った374件(3.8%)については、全て期限内に利用決定がなされた。特例延長を行った1,997件(20.5%)については、期限内に利用決定がなされたものは1,963件(20.2%)、期限を超過したものは34件(0.3%)であった。

上記の期限超過34件は国立公文書館で発生した事案であるが、これは特例延長を適用した当該事案と同時期に別の著しく大量の利用請求があったことに加え、利用請求に係る特定歴史公文書等に判読困難なくせ字や外国語の記述が多くあったことから、当初の想定以上に審査に時間を要し、期限超過をしたものである。同様の事案の再発を防止するため、同館においては、利用請求に係る特定歴史公文書等の量、利用制限事由に関する審査の難易度、劣化の状況等をより慎重に考慮し、利用決定までの審査のスケジュールを立てることとしている。

表 7 利用決定までの期間

(単位:件)

施設名	利用決定件数(再掲)										
		延長をしなかったもの				30日以内の延長			特例延長		
		即日	30日以内	期限超過		期限内	期限超過		期限内	期限超過	
国立公文書館	3,613	3,087	406	2,681	0	42	42	0	484	450	34
宮内公文書館	1,388	820	0	820	0	302	302	0	266	266	0
外交史料館	1,275	28	0	28	0	0	0	0	1,247	1,247	0
北海道大学	62	62	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東北大学	36	36	18	18	0	0	0	0	0	0	0
筑波大学	2	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0
東京大学	107	106	4	102	0	1	1	0	0	0	0
東京外国語大学	510	510	0	510	0	0	0	0	0	0	0
東京工業大学	4	4	0	4	0	0	0	0	0	0	0
名古屋大学	1,207	1,207	1,207	0	0	0	0	0	0	0	0
京都大学	823	823	823	0	0	0	0	0	0	0	0
大阪大学	40	17	0	17	0	23	23	0	0	0	0
神戸大学	394	394	353	41	0	0	0	0	0	0	0
広島大学	5	5	5	0	0	0	0	0	0	0	0
九州大学	147	147	0	147	0	0	0	0	0	0	0
日銀アーカイブ	110	104	0	104	0	6	6	0	0	0	0
令和元年度 合計	9,723	7,352	2,816	4,474	0	374	374	0	1,997	1,963	34
(割合)	100.0%	75.6%	29.0%	46.0%	0.0%	3.8%	3.8%	0.0%	20.5%	20.2%	0.3%
平成30年度 合計	9,652	7,462	2,344	5,111	7	313	313	0	1,877	1,876	1
(割合)	100.0%	77.3%	24.3%	53.0%	0.1%	3.2%	3.2%	0.0%	19.4%	19.4%	0.01%

(注) 「割合」は、利用決定件数に占める割合を表す。

イ 30日以内の延長をした理由

特定歴史公文書等ガイドラインでは、事務処理上の困難その他の正当な理由があるときは、利用決定する期限を30日以内に限り延長することができる（第3章第1節第15条第3項）。

令和元年度に30日以内の延長を行った374件について、その適用理由をみると、表8のとおり、利用請求の対象となった文書が大量であることにより審査に時間を要したものが286件（76.5%）、審査が困難で時間を要したものが88件（23.5%）であった。

表 8 30 日以内の延長をした理由

(単位：件)

施 設 名	30 日以内の延長を行った件数(再掲)					
		審査困難	対象文書が大量	第三者からの意見書 提出に時間を要した	複製物の作成に時間 を要した	その他の理由
国 立 公 文 書 館	42	42	0	0	0	0
宮 内 公 文 書 館	302	42	260	0	0	0
外 交 史 料 館	0	0	0	0	0	0
北 海 道 大 学	0	0	0	0	0	0
東 北 大 学	0	0	0	0	0	0
筑 波 大 学	0	0	0	0	0	0
東 京 大 学	1	0	1	0	0	0
東京外国語大学	0	0	0	0	0	0
東京工業大学	0	0	0	0	0	0
名古屋大学	0	0	0	0	0	0
京 都 大 学	0	0	0	0	0	0
大 阪 大 学	23	0	23	0	0	0
神 戸 大 学	0	0	0	0	0	0
広 島 大 学	0	0	0	0	0	0
九 州 大 学	0	0	0	0	0	0
日 銀 ア ー カ イ ブ	6	4	2	0	0	0
令和元年度 合計	374	88	286	0	0	0
(割 合)	100.0%	23.5%	76.5%	0.0%	0.0%	0.0%
平成30年度 合計	313	110	203	0	0	0
(割 合)	100.0%	35.1%	64.9%	0.0%	0.0%	0.0%
平成29年度 合計	142	138	4	0	0	0
(割 合)	100.0%	97.2%	2.8%	0.0%	0.0%	0.0%

(注) 1 1 件の延長を行った理由が複数ある場合があるため、各理由別件数の合計は、延長件数(合計)とは必ずしも一致しない。

2 「割合」は、30 日以内の延長をした件数に占める割合を表す。

ウ 特例延長の処理状況

特定歴史公文書等ガイドラインでは、利用請求に係る特定歴史公文書等が著しく大量で、利用請求があった日から 60 日以内にそのすべてについて利用決定をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合、60 日以内に相当の部分につき利用決定をし、残りの部分については相当の期間内に利用決定することができるとしている(第 3 章第 1 節第 15 条第 4 項)。

上記の特例延長を適用して行われた利用決定は 1,997 件あり、その利用決定までの処理状況をみると、表 9 のとおり、637 件(31.9%)については利用請求から 60 日以内に利用決定がなされ、利用決定が 61 日から 90 日以内に行われたものが 102 件(5.1%)、91 日から半年以内が 254 件(12.7%)、半年超から 1 年以内が 780 件(39.1%)となっており、1 年を超えたものが 224 件(11.2%)という状況であった。

表9 特例延長の処理状況

(単位:件)

施設名	特例延長を行った件数(再掲)					
		利用請求から利用決定までに要した日数				
		60日以内	61日～90日	91日～半年	半年超～1年	1年超
国立公文書館	484	108	62	113	55	146
宮内公文書館	266	93	36	119	18	0
外交史料館	1,247	436	4	22	707	78
北海道大学	0	0	0	0	0	0
東北大学	0	0	0	0	0	0
筑波大学	0	0	0	0	0	0
東京大学	0	0	0	0	0	0
東京外国語大学	0	0	0	0	0	0
東京工業大学	0	0	0	0	0	0
名古屋大学	0	0	0	0	0	0
京都大学	0	0	0	0	0	0
大阪大学	0	0	0	0	0	0
神戸大学	0	0	0	0	0	0
広島大学	0	0	0	0	0	0
九州大学	0	0	0	0	0	0
日銀アーカイブ	0	0	0	0	0	0
令和元年度 合計	1,997	637	102	254	780	224
(割合)	100.0%	31.9%	5.1%	12.7%	39.1%	11.2%
平成30年度 合計	1,877	485	51	151	963	227
(割合)	100.0%	25.8%	2.7%	8.0%	51.3%	12.1%

(注) 「割合」は、特例延長を行った件数に占める割合を表す。

5 利用の状況

国立公文書館等における特定歴史公文書等の利用の方法については、公文書管理法第19条及び公文書管理法施行令第24条に基づき、次に掲げる方法のうち国立公文書館等の長が利用等規則で定める方法とされている。

- ① 文書又は図画の閲覧又は写しの交付
- ② 電磁的記録を専用機器により再生又は映写したものの閲覧、視聴又は聴取
- ③ 電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧又は交付
- ④ 電磁的記録を電磁的記録媒体に複製したものの交付

国立公文書館等における特定歴史公文書等の利用の状況をみると、表10のとおり、利用件数8,373件のうち、閲覧・視聴・聴取によるものが4,736件、写しの交付によるものが3,637件となっている。なお、利用件数は平成30年度と比べて、1,158件(対前年度比16.0%)の増加となっている。

表 10 利用の状況

(単位:件)

施設名	利用件数									
		閲覧 視聴 聴取	写しの交付	文書又は図画				電磁的記録		
				用紙への複写 (枚)	スキャニング (枚)	マイクロフィルム (コマ)	その他 (枚)	印画 (枚)	複写 (枚)	その他 (枚)
国立公文書館	453	36	417	4,922	245,693	0	0	0	15	0
宮内公文書館	830	829	1	0	1	0	0	0	0	0
外交史料館	387	387	0	0	0	0	0	0	0	0
北海道大学	62	44	18	0	0	0	18	0	0	0
東北大学	3,135	190	2,945	2,945	0	0	0	0	0	0
筑波大学	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0
東京大学	116	47	69	32	21	0	0	11	5	0
東京外国語大学	510	510	0	0	0	0	0	0	0	0
東京工業大学	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0
名古屋大学	1,286	1,286	0	0	0	0	0	0	0	0
京都大学	823	812	11	850	48	0	0	0	0	0
大阪大学	40	40	0	0	0	0	0	0	0	0
神戸大学	429	348	81	238	1,258	0	0	0	0	0
広島大学	5	5	0	0	0	0	0	0	0	0
九州大学	147	147	0	0	0	0	0	0	0	0
日銀アーカイブ	146	51	95	1,508	18,265	0	0	0	5	0
令和元年度 合計	8,373	4,736	3,637	10,495	265,286	0	18	11	25	0
平成30年度 合計	7,215	4,994	2,221	15,713	190,025	0	0	513	48	0

(注) 令和元年度中に利用決定がなされていても、同年度中に利用請求者が利用していない場合があるため、合計数は利用決定件数(表6:9,723件)を満たしていない。

6 審査請求の状況

利用請求に対する処分又は利用請求に係る不作為について不服がある者は、国立公文書館等の長に対し、行政不服審査法(平成26年法律第68号)による審査請求をすることができる(公文書管理法第21条第1項)。

また、この審査請求がなされた場合、当該審査請求を受けた国立公文書館等の長は、①審査請求が不適法であり却下する場合、②全部利用決定に変更する場合を除き、公文書管理委員会に諮問しなければならないとされている(同条第4項)。

令和元年度には、利用請求に対する処分又は利用請求に係る不作為に係る審査請求は、表11のとおり1件であった。

表 11 審査請求の処理件数

(単位:件)

年 度	施 設 名	利用請求に対する処分に係る審査請求											
		審査請求件数			処理件数				公文書管理委員会に諮問した事件				
		継 続	新 規		却 下	処 理 中	諮 問 準備中	全部利用 に変更	諮 問 中	決 定 準備中	裁 決 済 み	答申と異な る裁決	諮問の取 下げ
令和元年度	宮内公文書館	1	1	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0
平成30年度	宮内公文書館	1	0	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0

(注)「裁決済み」とは、審査請求を受けた国立公文書館等の長が、公文書管理法第 21 条第 4 項に基づき公文書管理委員会に諮問し、その答申を受けて行う審査請求に対する裁決（行政不服審査法第 44 条）がなされていることをいう。

7 訴訟の状況

令和元年度において、国立公文書館等の長が行った利用請求に対する処分又は利用請求に係る不作為に対する訴訟はなかった。

8 利用の促進の状況

国立公文書館等の長は、特定歴史公文書等について、展示その他の方法により積極的に一般の利用に供するよう努めなければならないとされている（公文書管理法第 23 条）。

(1) 簡便な方法による利用の状況

特定歴史公文書等ガイドラインでは、特定歴史公文書等の一層の利用を図るため、公文書管理法第 16 条第 1 項に基づく利用請求の手続を経なくとも、利用可能な範囲で随時、簡便に利用できる仕組みを整えておくことが望ましいとしている（第 3 章第 2 節第 22 条第 1 項(留意事項)）。

国立公文書館等における簡便な方法による利用の実施状況をみると、表 12 のとおり、45,001 件が簡便な方法によって利用に供されており、平成 30 年度と比べると、6,858 件（対前年度比 13.2%）の減少となっている。利用方法の内訳としては、閲覧による利用が 43,688 件（97.1%）、複写物の提供による利用が 1,313 件（2.9%）となっている。

なお、利用請求による利用件数（8,373 件）との合計件数（53,374 件）においても、平成 30 年度（59,074 件）に比べ、5,700 件（対前年度比 9.6%）減少している。また、年間閲覧者は合計 7,322 人であり、前年度から 1,825 人（対前年度比 20.0%）減少している。

表 12 簡便な方法による利用の状況

(単位:件)

施設名	簡便な方法による利用に供した件数							利用請求による利用件数 (再掲)			簡便な方法 + 利用請求	
	閲覧件数			複写物の提供件数								
			閲覧冊数 (冊)	閲覧巻数 (巻)		複写冊数 (冊)	複写巻数 (巻)		閲覧等	写しの 交付	利用件数	年間閲覧 者数(人)
国立公文書館	18,736	18,688	39,694	23	48	64	0	453	36	417	19,189	3,695
宮内公文書館	8,426	8,115	8,115	0	311	311	0	830	829	1	9,256	755
外交史料館	16,067	15,123	15,123	1,259	944	260	333	387	387	0	16,454	1,966
北海道大学	75	75	75	0	0	0	0	62	44	18	137	65
東北大学	154	154	154	0	0	0	0	3,135	190	2,945	3,289	45(史料館)
筑波大学	936	936	936	0	0	0	0	2	2	0	938	95
東京大学	221	221	221	0	0	0	0	116	47	69	337	66
東京外国語大学	0	0	0	0	0	0	0	510	510	0	510	7
東京工業大学	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0	2	2
名古屋大学	188	188	188	0	0	0	0	1,286	1,286	0	1,474	82
京都大学	0	0	0	0	0	0	0	823	812	11	823	89
大阪大学	0	0	0	0	0	0	0	40	40	0	40	3
神戸大学	8	8	8	0	0	0	0	429	348	81	437	44
広島大学	4	4	4	0	0	0	0	5	5	0	9	102
九州大学	186	176	176	0	10	10	0	147	147	0	333	333
日銀アーカイブ	0	0	0	0	0	0	0	146	51	95	146	18
令和元年度 合計	45,001	43,688	64,694	1,282	1,313	645	333	8,373	4,736	3,637	53,374	7,322
(割合)	100.0%	97.1%	—	—	2.9%	—	—	—	—	—	—	—
平成30年度 合計	51,859	50,333	72,045	2,039	1,526	629	456	7,215	4,994	2,221	59,074	9,147
(割合)	100.0%	97.1%	—	—	2.9%	—	—	—	—	—	—	—

(注) 1 「割合」は、簡便な方法による利用に供した件数に占める割合を表す。

(2) 複製物の作成の状況

特定歴史公文書等ガイドラインでは、特定歴史公文書等の保存及び利便性の向上のために、それぞれの特定歴史公文書等の内容、保存状態、時の経過、利用の状況等を踏まえ、適切な記録媒体による複製物を作成するとしている。特に、劣化が進行し、利用に際して破損を招く可能性のある特定歴史公文書等については、早い段階で複製物を作成し、適切な保存と利用の両立を図ることが重要であるとしている。また、電磁的記録による複製物を作成することは、インターネットの利用等により、国民が特定歴史公文書等に触れる機会を提供することにもつながるとしている（第2章第2節第7条（留意事項））。

国立公文書館等において利用に供されている特定歴史公文書等の複製物の作成状況をみると、表13のとおり、令和元年度に新規作成された件数は、「文書又は図画」37,383件、「電磁的記録」60件となっており、前年度までに作成されたものを含めると、「文書又は図画」392,551件、「電磁的記録」3,442件、全体で395,993件となる。

表 13 複製物の作成の状況

(単位:件)

施設名	複製物作成件数										
			文書又は図画						電磁的記録		
			前年度までに作成済み			令和元年度に新規作成				前年度までに作成済み	令和元年度に新規作成
			冊数	コマ数		冊数	コマ数				
国立公文書館	323,288	323,288	288,873	288,873	26,611,048	34,415	34,415	2,100,711	0	0	0
宮内公文書館	8,702	8,702	7,486	0	535,625	1,216	0	84,063	0	0	0
外交史料館	31,506	31,506	30,158	43,424	9,621,836	1,348	1,348	358,485	0	0	0
北海道大学	44	44	7	7	0	37	37	0	0	0	0
東北大学	29	29	12	12	0	17	17	0	0	0	0
筑波大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東京大学	213	0	0	0	0	0	0	0	213	175	38
東京外国語大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東京工業大学	75	0	0	0	0	0	0	0	75	53	22
名古屋大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
京都大学	18,390	18,390	18,376	1,004	816,770	14	12	9,992	0	0	0
大阪大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
神戸大学	921	919	876	9	18,589	43	8	3,359	2	2	0
広島大学	263	263	263	263	47,598	0	0	0	0	0	0
九州大学	55	55	55	55	0	0	0	0	0	0	0
日銀アーカイブ	12,507	9,355	9,062	10,496	0	293	188	0	3,152	3,152	0
令和元年度 合計	395,993	392,551	355,168	344,143	37,651,466	37,383	36,025	2,556,610	3,442	3,382	60
平成30年度 合計	358,498	355,102	312,176	303,600	35,234,589	42,926	40,478	2,416,877	3,396	3,239	157

(注) 1 本表は、目録に記載された特定歴史公文書等の複製物の作成状況を表す。

2 1件の特定歴史公文書等について、紙による複製物が作成された場合には、その作成された簿冊単位で「冊数」をカウントし、マイクロフィルム化又はデジタル化による複製物が作成された場合には、その作成されたコマ単位で「コマ数」をカウントしている。

(3) デジタルアーカイブの実施状況

特定歴史公文書等ガイドラインでは、国立公文書館等は、特定歴史公文書等のデジタル画像等の情報をインターネットの利用により公開すること等の方法により、積極的に一般の利用に供するよう努めなければならないとされている（第3章第2節第22条第2項(留意事項)）。

国立公文書館等において、特定歴史公文書等のデジタル画像等の情報を提供するための方法として、ウェブページ等により不特定多数の者がアクセスし利用することが可能な、いわゆるデジタルアーカイブの実施状況をみると、表14のとおり、実施しているのは、国立公文書館、宮内公文書館、外交史料館、東京大学、京都大学、神戸大学及び日銀アーカイブの7館となっている。

令和元年度における特定歴史公文書等の提供数は336,934件、29,164,973コマであり、これに対して、年間で1,343,987件のアクセスがあった。

なお、デジタルアーカイブへの特定歴史公文書等の提供件数については、平成30年度と比べると、件数で38,370件（対前年度比12.9%）、コマ数で2,160,510コマ（対前年度比8.0%）の増加となっている。

表 14 デジタルアーカイブの実施状況

(単位：件、コマ)

施設名	デジタルアーカイブ						
	実施の有無	特定歴史公文書等の 提供件数		特定歴史公文書等の 提供コマ数		年間アクセス件数	
年度	令和元年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度	平成30年度
国立公文書館	有	323,415	289,000	28,726,946	26,626,235	856,575	428,814
宮内公文書館	有	4,324	3,984	227,504	192,299	234,393	209,131
外交史料館	有	709	709	1,536	1,536	38,938	16,595
北海道大学	無	—					
東北大学	無	—					
筑波大学	無	—					
東京大学	有	1,899	821	118,202	96,433	210,346	41,147
東京外国語大学	無	—					
東京工業大学	無	—					
名古屋大学	無	—					
京都大学	有	5,714	3,214	75,251	72,751	不明	不明
大阪大学	無	—					
神戸大学	有	852	834	15,338	15,088	1,557	1,739
広島大学	無	—					
九州大学	無	—					
日銀アーカイブ	有	21	2	196	121	2,178	29,171
合計	—	336,934	298,564	29,164,973	27,004,463	1,343,987	726,597

(注) 1 京都大学のデジタルアーカイブは、アクセス統計機能を有していないため、年間アクセス件数の値を「不明」としている。

(4) 展示会及び見学会の開催状況

特定歴史公文書等ガイドラインでは、特定歴史公文書等の利用の促進を図るため、展示会の開催や館内の見学会等の取組を行い、国民が歴史公文書等に触れる機会を数多く用意することで、国民の特定歴史公文書等への関心を高めることも重要であるとしている（第3章第2節第23条（留意事項））。

国立公文書館等において、令和元年度に開催された展示会（主催又は共催の展示、外部展示等を含む。）は、表15のとおり、66回開催されており、合わせて530,421人が来場している。また、見学会は287回開催しており、3,336人の見学者を受け入れている。

なお、平成30年度と比べて、展示会の入場者数は72,885人（対前年度比12.1%）、見学会の入場者数は698人（対前年度比17.3%）の減少となっている（展示会の開催状況については、別添資料2を参照）。

表 15 展示会及び見学会の開催状況

(単位：回、人)

施設名	展示会				見学会			
	開催回数		入場者数		開催回数		入場者数	
年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度	平成30年度
国立公文書館	11	12	53,093	62,192	140	191	2,176	2,653
宮内公文書館	4	8	96	7,792	3	1	5	2
外交史料館	6	8	9,277	29,356	38	33	700	582
北海道大学	8	8	1,594	1,575	42	25	169	271
東北大学	5	11	3,697	6,791	0	0	0	0
筑波大学	1	1	25	28	22	18	66	57
東京大学	4	2	415	1,240	7	5	17	38
東京外国語大学	5	11	181,731	203,339	4	3	14	16
東京工業大学	1	2	23	1,187	8	7	49	66
名古屋大学	1	1	1,434	745	4	1	39	1
京都大学	4	5	45,679	45,715	5	9	22	15
大阪大学	1	1	不明	483	1	2	4	4
神戸大学	5	5	10,624	11,511	3	4	28	95
広島大学	3	5	470	4,800	0	2	0	74
九州大学	2	8	408	4,690	10	5	47	160
日銀アーカイブ	5	4	221,855	221,862	0	0	0	0
合計	66	92	530,421	603,306	287	306	3,336	4,034

(注) 1 「東京外国語大学」の展示施設は、同大学の図書館入口に設置され、アーカイブ資料展示部分のみの集計が困難であることから、入場者数については図書館全体の合計数を記載している。また、同展示施設以外で開催された展示会については、アーカイブ資料展示部分のみの集計が困難であることから、入場者数に含めていない。

2 「大阪大学」の展示会は、令和元年度においては、学外施設の展示スペースにて開催し、展示入場者数の集計を行っていないため、「不明」と記載している。

3 「日銀アーカイブ」の展示会は、同アーカイブ独自の展示施設がなく日本銀行の施設において他の資料と併せて同行の展示として行われており、アーカイブ資料展示部分のみの集計が困難であることから、入場者数については、展示会全体の合計数を記載している。

(5) 特定歴史公文書等の貸出し

特定歴史公文書等ガイドラインでは、国立公文書館等以外の機関での展示会、イベント等に対して特定歴史公文書等を貸し出すことは、展示会の開催等と同様に、特定歴史公文書等の利用の促進を図るための重要な機会であるとしている。また、公共目的のある行事への積極的な対応のほか、地方公共団体をはじめとした団体への積極的な働きかけ、特定歴史公文書等の貸出の機会の増加に努めることも重要であるとしている（第3章第2節第24条(留意事項)）。

令和元年度の国立公文書館等における特定歴史公文書等の貸出件数は、表16のとおり、全体で239件となっており、その内訳をみると、国立公文書館等へ2件（0.8%）、独立行政法人等へ50件（20.9%）のほか、地方公共団体へ143件（59.8%）、民間その他の団体へ44件（18.4%）となっている。

表 16 特定歴史公文書等の貸出件数

(単位：件数)

施設名	特定歴史公文書等の貸出件数																			
	国立公文書館等				国の機関			独立行政法人等			地方公共団体			民間その他の団体						
	貸出期間1ヶ月		超		貸出期間1ヶ月		超		貸出期間1ヶ月		超		貸出期間1ヶ月		超		貸出期間1ヶ月		超	
	以内				以内	超			以内	超			以内	超			以内	超		
国立公文書館	109	0	0	0	0	0	0	2	0	2	107	8	99	0	0	0				
宮内公文書館	3	2	0	2	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0				
外交史料館	38	0	0	0	0	0	0	5	0	5	27	24	3	6	6	0				
北海道大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
東北大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
筑波大学	1	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0				
東京大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
東京外国語大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
東京工業大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
名古屋大学	16	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	15	0	15				
京都大学	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2	1	0	1				
大阪大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
神戸大学	47	0	0	0	0	0	0	27	27	0	6	0	6	14	7	7				
広島大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
九州大学	22	0	0	0	0	0	0	14	14	0	0	0	0	8	8	0				
日銀アーカイブ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
令和元年度 合計	239	2	0	2	0	0	0	50	43	7	143	32	111	44	21	23				
(割合)	100.0%	0.8%	0.0%	0.8%	0.0%	0.0%	0.0%	20.9%	18.0%	2.9%	59.8%	13.4%	46.4%	18.4%	8.8%	9.6%				
平成30年度 合計	279	4	0	4	1	0	1	45	31	14	177	29	148	52	11	41				
(割合)	100.0%	1.4%	0.0%	1.4%	0.4%	0.0%	0.4%	16.1%	11.1%	5.0%	63.4%	10.4%	53.0%	18.6%	3.9%	14.7%				

(注) 「割合」は、特定歴史公文書等の貸出件数に占める割合を表す。

(6) 原本の特別利用の状況

特定歴史公文書等ガイドラインでは、原本の利用を認めるとその保存に支障を生ずるおそれがある特定歴史公文書等について、例えば、原本の紙質、色合い、綴じの形式等を確認する場合等、原本を閲覧しなければ利用請求者の目的を達せられない場合には、特に慎重な取扱いを確保した上で原本を利用に供することができるとしている（第3章第2節第25条（留意事項））。

この原本の特別利用の状況をみると、表17のとおり、令和元年度には、国立公文書館で7件、外交史料館で14件となっている。

なお、原本の特別利用に供された特定歴史公文書等としては、国立公文書館では、「琉球国絵図」など、外交史料館では、「民族問題関係雑件 猶太人問題 第1～13巻」などである。

表 17 原本の特別利用の状況

(単位：件数)

施設名	原本の特別利用の件数					
			文書又は図画		電磁的記録その他	
年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度	平成30年度
国立公文書館	7	7	7	7	0	0
宮内公文書館	0	1	0	1	0	0
外交史料館	14	33	14	33	0	0
北海道大学	0	0	0	0	0	0
東北大学	0	0	0	0	0	0
筑波大学	0	0	0	0	0	0
東京大学	0	0	0	0	0	0
東京外国語大学	0	0	0	0	0	0
東京工業大学	0	0	0	0	0	0
名古屋大学	0	0	0	0	0	0
京都大学	0	0	0	0	0	0
大阪大学	0	0	0	0	0	0
神戸大学	0	0	0	0	0	0
広島大学	0	0	0	0	0	0
九州大学	0	0	0	0	0	0
日銀アーカイブ	0	0	0	0	0	0
合計	21	41	21	41	0	0

(7) レファレンスの実施状況

特定歴史公文書等ガイドラインでは、特定歴史公文書等を効果的に利用に供するためには、利用者に対し、文書の検索を容易にする検索ツールの整備や充実したレファレンスを行うことが求められるとしている。レファレンスの具体的内容は、国立公文書館等の体制、所蔵資料の性格等により異なるものであるが、例えば、以下のようなものが考えられる（第3章第2節第26条（留意事項））。

- ① 特定歴史公文書等の利用に関する情報の提供
- ② 特定歴史公文書等の目録に関する情報の提供
- ③ 特定歴史公文書等の検索方法に関する情報の提供
- ④ 特定歴史公文書等に関する参考文献
- ⑤ 他の公文書館等に関する情報の提供

令和元年度において、国立公文書館等では、上述の具体的内容に該当するレファレンスが行われているほか、その他の情報の提供として、例えば、大学の歴史に関する情報が提供された。

9 特定歴史公文書等の廃棄の状況

国立公文書館等の長は、特定歴史公文書等について、永久に保存しなければならないとされている（公文書管理法第15条第1項）。ただし、時の経過による紙の劣化等が進み、判読も修復も不可能になり、資料としての価値が全く見いだせなくなる場合が想定される。こうした場合には、国立公文書館等の長は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得て、当該文書を廃棄することができる（公文書管理法第25条）。

令和元年度において、国立公文書館等では、特定歴史公文書等を廃棄しなければならない事態は生じなかった。

10 研修及び講師派遣の状況

国立公文書館は、行政機関及び独立行政法人等の職員に対し、歴史公文書等の適切な保存及び移管を確保するために必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修を行うものとされている（公文書管理法第32条第2項）。

加えて、特定歴史公文書等ガイドラインにおいて、国立公文書館等は、その職員が歴史公文書等を適切に保存し利用に供するための知見を確実に身に付けられるような研修の機会を与えるものとし、必要に応じて、その研修を行うこともできるとされている。また、移管元機関の職員に対しても歴史公文書等の適切な保存及び移管を確保するために必要な研修の機会を与えるものとし、必要に応じて、その研修を実施することもできるとされている。（第5章第30条（留意事項））

これらに基づき、国立公文書館等では、表18のとおり、令和元年度中に56回の研修を実施しており、これらの研修には、各関係機関から7,827人が参加している。

また、国立公文書館等では、それぞれの国立公文書館等以外が実施する研修をその職員に周知しており、令和元年度においては、文化庁、大学共同利用機関法人人間文化研究機構国文学研究資料館が設置する文書館等が実施する研修等に、国立公文書館等の職員が参加した。

さらに、国立公文書館等においては、研修の実施のみならず、関係機関からの要望に応じて、各種会合等に講師を派遣し、歴史公文書等に対する理解を深めるための取組を行っており、表19のとおり、令和元年度中は計40回の講師派遣（関係機関からの参加者計6,461人）が行われている。

表 18 研修の実施回数及び参加者数

(単位：回、人)

施設名	研修の総実施回数											
		総参加者数	国立公文書館等の職員に対する研修		行政機関の職員に対する研修		独立行政法人等の職員に対する研修		地方公共団体の職員に対する研修		民間団体その他の者への研修	
			実施回数	参加者数	実施回数	参加者数	実施回数	参加者数	実施回数	参加者数	実施回数	参加者数
国立公文書館	14	2,437	1	42	8	1,650	3	600	2	145	0	0
宮内公文書館	3	80	1	3	2	77	0	0	0	0	0	0
外交史料館	4	13	4	13	0	0	0	0	0	0	0	0
北海道大学	5	37	1	4	0	0	1	28	0	0	3	5
東北大学	1	34	0	0	0	0	1	34	0	0	0	0
筑波大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東京大学	1	63	0	0	0	0	1	63	0	0	0	0
東京外国語大学	2	270	0	0	0	0	2	270	0	0	0	0
東京工業大学	1	74	0	0	0	0	1	74	0	0	0	0
名古屋大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
京都大学	3	188	0	0	0	0	3	188	0	0	0	0
大阪大学	2	4,095	0	0	0	0	2	4,095	0	0	0	0
神戸大学	4	230	3	11	0	0	1	219	0	0	0	0
広島大学	3	78	0	0	0	0	3	78	0	0	0	0
九州大学	1	55	0	0	0	0	1	55	0	0	0	0
日銀アーカイブ	12	173	11	141	0	0	1	32	0	0	0	0
令和元年度 合計	56	7,827	21	214	10	1,727	20	5,736	2	145	3	5
(割合)	100.0%	—	37.5%	—	17.9%	—	35.7%	—	3.6%	—	5.4%	—
平成30年度 合計	64	4,132	29	263	11	1,658	21	2,068	3	143	0	0
(割合)	100.0%	—	45.3%	—	17.2%	—	32.8%	—	4.7%	—	0.0%	—

(注) 「割合」は、研修の総実施回数に占める割合を表す。

表 19 講師派遣の実施回数及び参加者数

(単位：回、人)

施設名	講師派遣の総実施回数											
		総参加者数	国立公文書館等への講師派遣		行政機関への講師派遣		独立行政法人等への講師派遣		地方公共団体への講師派遣		民間団体への講師派遣	
			実施回数	参加者数	実施回数	参加者数	実施回数	参加者数	実施回数	参加者数	実施回数	参加者数
国立公文書館	28	5,800	0	0	10	4,868	0	0	9	367	9	565
宮内公文書館	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
外交史料館	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北海道大学	1	54	0	0	0	0	0	0	0	0	1	54
東北大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
筑波大学	1	70	0	0	0	0	0	0	0	0	1	70
東京大学	5	247	2	144	0	0	1	36	0	0	2	67
東京外国語大学	1	15	0	0	0	0	0	0	1	15	0	0
東京工業大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
名古屋大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
京都大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大阪大学	0	67	1	37	0	0	2	30	0	0	0	0
神戸大学	1	83	0	0	0	0	1	83	0	0	0	0
広島大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
九州大学	3	125	0	0	0	0	3	125	0	0	0	0
日銀アーカイブ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
令和元年度 合計	40	6,461	3	181	10	4,868	7	274	10	382	13	756
(割合)	100.0%	—	7.5%	—	25.0%	—	17.5%	—	25.0%	—	32.5%	—
平成30年度 合計	57	5,550	2	124	16	4,104	11	473	15	643	13	206
(割合)	100.0%	—	3.5%	—	28.1%	—	19.3%	—	26.3%	—	22.8%	—

(注) 「割合」は、講師派遣の総実施回数に占める割合を表す。

11 その他の取組状況

国立公文書館等においては、それぞれ特定歴史公文書等の適切な保存及び利用を確保するために、様々な措置が講じられているところであるが、令和元年度中には、以下のような取組が行われている。

<特定歴史公文書等の保存>

- ・ 虫害予防として、南書庫の扉や排気口をスポンジや中性紙を用いて目張りをし、害虫の侵入防止措置を行った。(宮内公文書館)
- ・ 防災(地震対策)のため、移動式書架に落下防止ネットの取り付けを平成29年11月より順次、行っている。(北海道大学)
- ・ 明治・大正期の劣化資料を中心に295冊について、修復および複製マイクロフィルムの作成、複製デジタル版の作成等の保存措置を実施した。(日銀アーカイブ)

<利用の促進等>

- ・ 明治天皇の御手許に報告・献上された資料群「明治天皇御手許書類」を始めとした、明治期の所蔵資料のデジタル・アーカイブ化を進めるべく、5か年計画の第二年度として、約700件の撮影を行った。(宮内公文書館)
- ・ 大学の授業「近代日本のなかの東京外国語大学」を主催し、受講者に文書館の所蔵する歴史資料の紹介を交えた講義を行った。(東京外国語大学)
- ・ 日本銀行金融研究所アーカイブのHPにおいてデジタルアーカイブサイトを開設した。(日銀アーカイブズ)

<その他>

- ・ 大学史編纂事業(150周年事業)を開始し、本学関係資料群の調査・収集を進めるとともに、関連する研究会を開催した。(東京外国語大学)
- ・ 館員が文書監査担当者の指名を受け、監査室、財務・総務室総務グループとともに内部監査に同行し、法人文書管理に関する状況監査を実施した(平成26年度以降継続)。(広島大学)

(特定歴史公文書等の保存及び利用の状況)

<資 料>

資料1 令和元年度中に新たに目録公開した主な特定歴史公文書等

資料2 展示会の開催状況

資料 1 令和元年度中に新たに目録公開した主な特定歴史公文書等

施設名	番号	平成30年度中に新たに目録公開した主な特定歴史公文書等の名称
国立公文書館	1	法令案審議録（昭63）
	2	国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の制定資料集（平19～20）
	3	金融先物取引法決裁文書（昭63）
	4	技能向上対策費補助金原議（中央職業能力開発協会費・2013年度）（平25）
	5	訪販法改正資料関係資料（昭51～63）
	6	庁議記録（昭38～平14）
	7	東北地方太平洋沖地震福島県地域道路斜面災害事例データ作成業務報告書 平成23年度
宮内公文書館	1	新年一般参賀録 昭和63年度
	2	昭和26年貞明皇后大喪記録資料 儀典事務 上（正）
	3	昭和63年歌会始録 車
	4	園遊会記録写真綴 昭和30～47年
	5	平成11年度 天皇陛下御即位十年関係 行事録 3分冊の1
外交史料館	1	沖縄返還交渉（1969年）
	2	サミット第14回トロント会議（1988年）
	3	重光外務大臣訪米（1955年）
	4	竹下総理中国訪問（1988年）
	5	竹下総理米国、カナダ訪問（1988年）
	6	中曽根前総理ソ連訪問（1988年）
	7	日・タイ修好100周年記念事業（1987年）
	8	日本国とビルマ連邦との間の平和条約
	9	日本国とビルマ連邦との間の賠償及び経済協力協定
	10	日本国とヴィエトナム（ベトナム）共和国（現ベトナム社会主義共和国）との間の賠償協定
	11	日米原子力協定に基づく特殊核物質等移転／プルトニウム国際輸送問題
	12	女子差別撤廃条約（国会審議）
	13	大韓航空機サハリン沖撃墜事件
	14	朝鮮動乱関係
	15	G H Q 管理下における旅券交付申請書関係雑集

施設名	番号	平成30年度中に新たに目録公開した主な特定歴史公文書等の名称
北海道大学	1	工学部第一回教授会議事／大正13年12月3日
	2	教室主任会議議事／昭和24年6月14日／工学部
	3	研究科委員会議議事／昭和28年4月27日／工学部
	4	評議会記録／大正十一年三月八日
	5	評議会記録／昭和十年二月四日
	6	評議会記録／昭和十三年一月十八日
	7	評議会記録／昭和十八年一月六日
	8	評議会記録／昭和二十三年一月二十八日
	9	評議会記録／昭和二十五年三月十七日
	10	評議会議事録／昭和二十六年一月八日
東北大学	1	経済学部文書
	2	理学部文書
	3	医学部文書
	4	国際文化研究科文書
	5	情報基盤課文書
筑波大学	1	学生部学生生活課保存法人文書
	2	監査室保存法人文書
	3	数理物質エリア支援室保存法人文書
	4	図書館情報エリア支援室保存法人文書
	5	東京キャンパス事務部学校支援課保存法人文書
	6	人文学類卒論（1977年度～2018年度）
	7	企画評価室保存法人文書
	8	総務部総務課保存法人文書
	9	総務部人事課保存法人文書
	10	総務部組織・職員課保存法人文書
	11	財務部財務企画課保存法人文書
	12	施設部施設サービス課保存法人文書
	13	学生部学生交流課保存法人文書
	14	研究推進部研究企画課保存法人文書
	15	研究推進部外部資金課保存法人文書
	16	学術情報部情報企画課保存法人文書
	17	学術情報部情報基盤課（学術情報メディアセンター）保存法人文書
	18	社会人大学院等支援室保存法人文書
	19	東京高等師範学校演習隊新聞
	20	井門富士夫関係文書
	21	松永聴剣関係文書

施設名	番号	平成30年度中に新たに目録公開した主な特定歴史公文書等の名称
東京大学	1	経済学研究科・経済学部 教授会
	2	医科学研究所附属病院遺伝子治療臨床研究審査委員会
	3	社会科学研究所 社会調査・データアーカイブ研究センター運営委員会
	4	女性研究者支援モデルプラン
	5	東大紛争関係写真
東京外国語大学	1	2019年度移管法人文書ファイル
	2	日新寮関係資料群(学生寮関係資料群)
東京工業大学	1	平成21年度企画室 組織改革検討班会議
	2	平成21年度事務組織改革
	3	平成21年度大学マネジメントセンター運営委員会
	4	専門職大学院認証評価(平成21年度受審)
	5	平成22年度収入・支出概算要求に関する文書
	6	清華大学との合同プログラム平成21年度
	7	平成21年度赴日予備教育
	8	平成元年度規則制定改廃
	9	平成元年度工学部教授会
	10	平成11年度学校基本調査
	11	平成21年度学校基本調査
名古屋大学	1	理学部法人文書
	2	Development Office 法人文書
	3	農学部法人文書
	4	総合保健体育科学センター法人文書
	5	大学院多元数理学研究科法人文書
	6	情報連携統括本部情報推進部情報推進課法人文書
	7	研究所総務課法人文書
	8	研究協力部研究支援課法人文書
	9	工学部総務課法人文書
	10	文系総務課法人文書
京都大学	1	梅溪昇関係資料
	2	石川興二関係資料
	3	浜田耕作関係資料
	4	西田直二郎関係資料
	5	京大合唱団関係資料
	6	キャンパス、人物等を写した写真
	7	庶務・財務・施設整備関係
	8	大学院、学部、附置研究所、教育研究施設他計9923件

施設名	番号	平成30年度中に新たに目録公開した主な特定歴史公文書等の名称
大阪大学	1	財団法人大阪大学後援会募金趣意書
	2	総長補佐会議（WG）資料 自. 昭56.1 至. 昭56.5
	3	昭和55年度 大学教育等の改善等の状況について
	4	H13年度 科学技術研究調査
	5	情報公開・個人情報審査会諮問関係 平成19年度完結分 (1/5)
	6	文部科学大臣表彰 1 H20年度科学技術省・若手科学賞
	7	総合計画室会議（平成19年4月～平成20年3月）
	8	昭和六十二年度 研究科委員会議事録
	9	1 統合移転 用地取得/計画 経過概要
	10	大阪外国語大学のあり方検討委員会関係(第1回～7回分)
神戸大学	1	神戸大学公式YouTube 平成25年度 [電磁的記録 [動画]]
	2	神戸大学公式Twitter 平成25年度 [電磁的記録]
	3	学長選挙関係 昭和63年度
	4	非常勤講師履歴書 平成20年度
	5	教官定員借用関係 昭和26年度～平成7年度
	6	教職員組合学長交渉記録 昭和63年度
	7	教養部等改革検討委員会 昭和63年度
	8	法科大学院調査関係 平成25年度
	9	課外活動小委員会 平成20年度
	10	寮自治会関係 平成25年度
	11	神戸オックスフォード日本学プログラム関係 平成24～25年度（1～2期生）
広島大学	1	県立大・市立大との連携（平成24年度）
	2	広島県知事との意見交換（平成22～24年度）
	3	年度監査計画・監査報告書（平成23年度）
	4	東日本大震災関係
	5	法人基準・規程・設立経緯等綴
	6	国際戦略本部事業（平成20年度）
	7	学生生活小委員会綴（平成24年度）
	8	附属瀬戸内圏フィールド科学教育研究センター関係
	9	大学における教育内容等の改革状況調査について（平成19年度～平成20年度）
	10	社会連携推進機構運営会議

施設名	番号	平成30年度中に新たに目録公開した主な特定歴史公文書等の名称
九州大学	1	旧教養部関係資料
	2	総務部・企画部移管資料
	3	総務部移管資料
	4	芸術工学部移管資料
	5	理学部移管資料
	6	貝塚地区事務部移管資料
	7	医系学部等事務部
	8	情報システム部
	9	附属図書館
	10	筑紫地区事務部
日銀アーカイブ	1	金融政策決定会合資料（H20年）
	2	日本銀行営業毎旬報告 平成20年
	3	総裁記者会見要旨（H20年）
	4	日銀当座預金増減要因と金融調節 1
	5	日本銀行法関係法令等（冊子）（平成25年分）

資料2 展示会の開催状況

国立公文書館等	番号	展示会のタイトル	区 分	開催期間	展示会の概要
国立公文書館	1	特設展示 基本展示 「日本のあゆみ」	常設展	H31. 4. 1～R2. 2. 27 (R2. 2. 28～R2. 3. 31 の期間は臨時休館に より開催せず。(新 型コロナウイルス感 染症予防対策))	「大日本帝国憲法」、「終戦の詔書」、「日本国憲 法」を展示するとともに(特設展示)、近代以降の日 本の歴史的な事項に関する公文書を展示(基本展 示)。 ※令和2年1月14日より、「特設展示」を基本展示 「日本のあゆみ」へ組み込むことにより、展示スぺ ースを一元化した。
	2	「江戸時代の天皇」	特別展	H31. 4. 6～5. 12	天皇陛下の御退位と皇太子殿下の御即位を記念し、光 格天皇による朝廷儀式の再興、江戸時代の元号の選定 と改元などについて、当館所蔵の絵巻物や公家日記な どから展示する。
	3	「紙に願いを一建白・請願 の歴史」	企画展	R1. 5. 25～7. 7	建白・請願に関する制度の変遷とともに、当時の人び とが願いをこめた、時代を映し出す建白書や請願書を 展示する。
	4	「雨に詠えば一空模様の古 典文学」	企画展	R1. 7. 27～9. 08	身近な気象現象である雨をテーマに、上代から近世ま でに成立したさまざまな古典文学や和歌を紹介・展示 する。
	5	「行幸ー近現代の皇室と国 民ー」	特別展	R1. 10. 5～11. 10	天皇陛下の御即位を記念し、近現代の行幸啓の歴史 と、皇室と国民の関係について、当館所蔵の公文書や 関係機関所蔵資料から展示する。
	6	「初づくしー初にまつわる 江戸時代の行事・風習ー」	企画展	R2. 1. 25～2. 27 (当初予定の3/9ま でから短縮。(新型 コロナウイルス感 染症予防対策))	新元号になって初めての年明けを迎えたことから、当 館所蔵資料から、江戸時代の「初」にまつわる資料を紹介・展示する。
	7	つくば分館常設展	常設展	H31. 4. 1～R2. 2. 27 (R2. 2. 28～R2. 3. 31 の期間は臨時休館に より開催せず。(新 型コロナウイルス感 染症予防対策))	レプリカによる「日本国憲法」、「終戦の詔書」等の 特定歴史公文書等や、茨城県に関する「常陸国絵図」 などを展示。
	8	明治を支えた情報通信ー 日本と世界をつなぐー	企画展	H31. 4. 8～4. 20	当館所蔵資料から明治期の郵便・電信・通信に関する 公文書を取り上げ、明治期の新しい情報通信が確立し ていく過程を紹介。
	9	平家物語ー変わりゆく時代 を学ぼうー	企画展	R1. 7. 22～8. 31	当館所蔵の写本・版本をもとに、「平家物語」に登場 する天狗・怨霊・物怪などに注目し、武士達の物語の 背後にある怪しくも美しい世界を紹介。
	10	「徳川家康と房総」	外部展示	R2. 2. 5～3. 2 (当初予定の3/10ま でから短縮。(新型 コロナウイルス感 染症予防対策))	当館が所蔵する江戸幕府から引き継いだ蔵書や資料等 と、千葉県文書館が所蔵する徳川家康関係の資料など を展示し、徳川家康の生涯と房総との関わりを紹介す る。
	11	「昭和二十年」	デジタル展	R2. 3. 2～	当館所蔵資料を中心に、昭和20年の様々な出来事を 紹介。

国立公文書館等	番号	展示会のタイトル	区 分	開催期間	展示会の概要
宮内公文書館	1	小展示会	その他展示	R1. 7. 11	岡山朝日高校からの申し出により、図書寮文庫と共同で、小展示会を書陵部庁舎内にて開催した。宮内公文書館からは、「幸啓録10明治43年」ほかを展示した。
	2	小展示会	その他展示	R1. 8. 7～8. 8	子ども霞ヶ関見学デーの一環として、宮内公文書館からは、「憲法発布式図」ほかを展示した。
	3	小展示会	その他展示	R1. 7. 24	一橋大学からの申し出により、小展示会を書陵部庁舎内にて開催した。「明治天皇聖蹟写真」ほかを展示した。
	4	小展示会	その他展示	R2. 2. 13	駒澤大学からの申し出により、図書寮文庫と共同で、小展示会を書陵部庁舎内にて開催した。宮内公文書館からは、「明治天皇御紀附図稿本 巻1」ほかを展示した。
外交史料館	1	常設展示	常設展	H31. 4. 1～ R2. 2. 27 (R2. 2. 28～は閉館)	幕末以来の代表的な条約書、国書・親書、往復文書等の外交関係史料のほか、吉田茂元総理の遺品、関係資料等を展示している。
	2	「国書・親書展 南北アメリカ編 (2)」	企画展	H31. 3. 19～ R1. 6. 20	幕末期から昭和戦前期にかけて南北アメリカ諸国の元首から天皇宛に送られた代表的な国書・親書を展示した。
	3	外務省創設150年記念 「日本外交の150年」	特別展	R1. 7. 2～ 10. 4	外務省創設150年を記念して開催。外務省が所蔵する条約書等を展示し、日本外交150年の歩みを紹介した。
	4	「日本とポーランド —国交樹立100周年—」	特別展	R1. 10. 16～ R2. 1. 31	日本とポーランドの国交樹立100周年を記念して開催。両国間に結ばれた条約書等を展示し、日本とポーランドの交流の歴史を紹介した。
	5	外交史料展 「外交史料と近代日本のあゆみ」	外部展示	R1. 11. 2～ R1. 12. 15	和歌山県立近代美術館において、和歌山県、和歌山県教育委員会と共催で開催。不平等条約の改正を成功に導いた和歌山県出身の陸奥宗光の功績を中心に、近代日本外交のあゆみを紹介した。
	6	「批准書の世界」 「明治時代の条約締結プロセス—日布渡航条約を事例に—」	企画展	R2. 2. 12～ R2. 8. 31 (R2. 2. 28～6. 5は閉館)	「批准書の世界」では、諸外国の多種多様な批准書を展示（批准書は条約内容に同意・承認した際に作成される）。 「明治時代の条約締結プロセス」では、条約締結過程で作成される公文書を紹介。 二つの展示を併せて見ることで条約に関する理解を深めることをねらいとした。

国立公文書館等	番号	展示会のタイトル	区 分	開催期間	展示会の概要
北海道大学	1	北大生の群像——北大150年の主人公たち	常設展示	H31. 4. 1～3. 31	北大150年の歴史の中で、常に主人公であった学生・生徒の生活を資料で紹介する
	2	新渡戸稲造と遠友夜学校	常設展示	H31. 4. 1～3. 31	札幌農学校第2期卒業生で教授となった新渡戸稲造とメアリー夫人が、学校に通えない子どもたちのために設置した遠友夜学校の資料を展示
	3	札幌農学校遊戯会	パネル展示	H31. 4. 1～3. 31	日本最初の学校運動会の一つである札幌農学校の「遊戯会」の変遷を写真やイラストで巡る
	4	デジタルサイネージ	デジタル展示	H31. 4. 1～3. 31	①北海道大学140年の歩み（画像） ②写真で振り返る北大の歴史（画像） ③北大百年祝賀前夜祭 百年記念寮歌祭 提灯行列（映像） ④第60回北海道大学大学・小樽商科大学総合定期戦 応援団対面式（映像）
	5	女性が切り開いた研学の場——女性の北大入学100年	企画展示	H30. 9. 28～R1. 7. 31	加藤セチが北海道帝国大学農科大学（後の農学部）に1918年に入学して以降、1945年の終戦までに27名の女性が北大に入学した。女性の北大入学から100年。北大で女性が学生・教員として切り開いてきた研学の場を資料で巡る
	6	北大における女性自学から男女共学へ——新制大学70年	企画展示	R1. 8. 4. ～R2. 4. 16	1918年加藤セチの女性初の北大入学から、1930-40年代の理学部・農学部・医学部・法文学部における様々な身分での女性の在学をふまえつつ、1949年の新制大学の発足と男女共学について資料で巡る。
	7	北大生の御用達！新聞広告あれこれ 1926-1945	企画展示	R1. 6. 8～R1. 6. 9, R1. 8. 4～R1. 8. 5, R1. 9. 27～R1. 9. 29	1926～1945年を対象時期として、『北海道帝国大学新聞』掲載広告のパネル展示や、広告掲出の商店にまつわる資料を陳列した展示
	8	“北大紛争”から50年(1) ——“北大紛争”とは	企画展示	R1. 9. 27～R1. 10. 18	1969年4月10日にクラス反戦連合の学生たちが体育館を封鎖して当日の入学式実施を阻止したことをきっかけに拡大した「北大紛争」について、①学生が作成した資料と②大学・教官が作成した資料とが、どのような形態で作成され、どのような記述で表現されているのかを紹介した展示
東北大学	1	歴史のなかの東北大学	常設展	H31. 4. 1～7. 31	東北大学の創立から現代までの歴史展示
	2	魯迅と東北大学	常設展	H31. 4. 1～7. 31	東北大学史料館魯迅記念展示室の常設展示。仙台留学中の魯迅関係。
	3	魯迅記念展示室	常設展	R1. 10. 15～2. 27	東北大学史料館魯迅記念展示室の常設展示。仙台留学中の魯迅関係。
	4	第28回 大正・昭和のはじまりと東北帝国大学	特別展	R1. 5. 17-5. 27	改元記念（新公開資料速報展示）
	5	西田幾多郎と東北大学ゆかりの人々	特別展	R1. 7. 1～7. 30	夏期企画展示

国立公文書館等	番号	展示会のタイトル	区 分	開催期間	展示会の概要
筑波大学	1	筑波大学とその前身校の歴史	特別展	R1. 8. 3	所蔵資料等を公開
東京大学	1	記録で読みとく「東大紛争」	特別展	H31. 4. 15～9. 10	東京大学柏図書館において、当館所蔵文書（複製）を中心に展示
	2	近代医学のあけぼの	常設展	H21. 4. 18～10. 2	東京大学健康と医学の博物館において、常設展示（年2回展示替え）
	3	外国人教師ベルツとスクリバの活躍	常設展	R1. 10. 2～3. 31	東京大学健康と医学の博物館において、常設展示（年2回展示替え）
	4	東京大学とスポーツ	ミニ展示	R1. 10. 19	ホームカミングデイにおいて展示コーナー設置
	5	知の蔵、文書館／BUNSHOKANです！：つながりのなかの東大紛争	ミニ展示	R1. 10. 25～10. 26	柏キャンパス一般公開において展示コーナー設置
東京外国語大学	1	学内競漕大会の歴史2019	企画展	H31. 4. 25～6. 30	1902年から続く学内競漕大会の歴史に関する企画展。パネルを中心に企画。
	2	大賀一郎博士と府中の大賀蓮	企画展	R1. 8. 6～10. 8	府中市からの大賀蓮の苗寄贈を受け開催したハス博士大賀一郎氏に関する企画展。
	3	新制国立大学東京外国語大学発足70周年	企画展	R1. 11. 6～2. 3	1949年の新制大学発足の経緯、戦後の本学における教育・研究の在り方を紹介。
	4	留学生日本語教育センターの歴史	企画展	R2. 2. 20～	日本の戦後留学生教育を支えた留学生日本語教育センターの歴史について所蔵資料を中心に紹介。
	5	東京外国語大学の歩み	常設展	R1. 4. 1～3. 31	東京外国語学校の成立から今日に至る本学の歴史に関する常設展示。
東京工業大学	1	東工大博物館のアーカイブズを覗いてみよう！	ミニ展示	R1. 8. 31	目黒区との連携講座において、東工大の資史料館を中心に見学し、アーカイブズの様子と特定歴史公文書等の展示説明を行った。

国立公文書館等	番号	展示会のタイトル	区 分	開催期間	展示会の概要
名古屋大学	1	名大創立80周年記念展「名古屋帝国大学の誕生」	特別展	R1. 10. 19	第15回名古屋大学ホームカミングデイにおいて、本学の月刊広報誌「名大トピックス」に連載中の「ちょっと名大史」（本室の担当する名古屋帝国大学創立経緯と草創期をテーマとする写真と記事）のパネル展示を行った。
	2	スライドショー「写真で見るあの頃の名大」	特別展	R1. 10. 19	第15回名古屋大学ホームカミングデイにおいて、本室が所有している歴史資料の中でも特に写真を用いて製作する、本学の昭和40年～43年度、昭和50年～53年度、昭和60年～63年度、平成7年～10年度、平成17～20年度の歴史に関するスライドショーを、それぞれ大型モニターで上映した。
京都大学	1	京都大学の歴史	常設展	H31. 4. 1～3. 31	本学の創立から近年までの間の歴史的資料を8つのテーマに区分して展示した。
	2	第三高等学校の歴史	常設展	H31. 4. 1～3. 31	第三高等学校の歴史に関する歴史的資料を3つのテーマに区分して展示した。
	3	この地に百三十年—吉田キャンパス成立史—	企画展示	R1. 7. 18～10. 6	京都吉田キャンパス130年の歴史を物語る歴史的資料・写真・図面を展示した。
	4	京大の公開—創立から敗戦まで—	企画展示	R1. 12. 3～3. 2	京都帝国大学が一般市民を対象として行っていた公開講演会・一般公開に関する歴史的資料・写真・図面を展示した。
大阪大学	1	大阪と北摂の過去と現在をつなぐ記録と記憶	外部展示	R2. 11. 7～2. 27	会期中2期に分け、前半を「大阪と北摂の災害の記録」後半を「大阪と北摂の古今道事情」をテーマに周辺自治体と共同パネル展示。
神戸大学	1	神戸大学史常設展「神戸大学史展—創立1902(明治35)年から現代まで—」	常設展	H31. 4. 1～3. 31 (展示替及び特別展開催期間を除く)	神戸大学の創立から近年までの歴史の概要を記録写真と実物史料で紹介。会場は神戸大学百年記念館1階展示ホール。
		ミニ常設展「神戸大学史展」(パネル展)		R1. 10. 2～10. 18	新制神戸大学の歴史(概要)を紹介したパネル展。会場は神戸大学百年記念館1階観覧スペース。
	2	新制「神戸大学」の誕生—新制大学発足70周年記念—	特別展	R1. 10. 24～11. 15	新制大学発足70周年を記念して、昭和24年に誕生した新制「神戸大学」の黎明期の諸相を貴重な歴史資料や記録写真等で紹介。会場は神戸大学百年記念館1階展示ホール。
	3	新制「神戸大学」の誕生—新制大学発足70周年記念—(パネル展)	巡回展(神戸Ⅰ)	R1. 11. 27～12. 11	特別展「新制「神戸大学」の誕生—新制大学発足70周年記念—」を再構成したパネル展示。会場は神戸大学海事博物館(週3日開館)。
	4	新制「神戸大学」の誕生—新制大学発足70周年記念—(パネル展)	巡回展(東京)	R2. 1. 6～1. 27	特別展「新制「神戸大学」の誕生—新制大学発足70周年記念—」を再構成したパネル展示。会場は神戸大学東京六甲クラブ(東京都千代田区丸の内3丁目帝劇ビル)。
	5	新制「神戸大学」の誕生—新制大学発足70周年記念—	巡回展(神戸Ⅱ)	R2. 2. 27～3. 9	特別展「新制「神戸大学」の誕生—新制大学発足70周年記念—」を会場の規模に合わせて再構成した展示。会場は神戸大学社会科学系図書館2階展示ホール。

国立公文書館等	番号	展示会のタイトル	区 分	開催期間	展示会の概要
広島大学	1	オブジェ「あの日」展示	特別展	R1. 8. 6	広島原爆記念日の特別展示（広島師範学校被爆建物廃材を利用したオブジェ）（於地域・国際交流プラザ（中央図書館1F））
	2	広島大学の歴史	特別展	R1. 11. 2	第13回ホームカミングデーにおける広島大学の歴史展（於賑わいパビリオン）
	3	広島大学と「大学紛争」	企画展	R1. 11. 2	第13回ホームカミングデーにおける広大紛争に関する展示（於賑わいパビリオン）
九州大学	1	九州大学開学記念行事「特別展示会」	主催	R1. 5. 17～5. 26	5月11日を「本学記念日」とし、例年、開学記念行事を開催。開学記念行事の一環として大学文書館主催による特別展示を行う。
	2	とはすかたりー学び舎の肖像—	共催	R1. 9. 14～10. 9	対話や語り、肖像をテーマとした展覧会。歴代教授の肖像画、現任教員へのインタビュー映像や思い出の品々を展示する。
日本銀行	1	日本銀行金融研究所貨幣博物館における常設展示	常設展	H31. 4. 1～3. 31 （R2. 2. 29～3. 31は新型コロナウイルス感染症の感染予防・拡散防止のため休館）	日本銀行金融研究所貨幣博物館における常設展示において、同行金融研究所アーカイブの仕事紹介コーナーを設置し、同コーナー等に、代表的な文書、帳簿、写真・図面等の歴史的公文（パネル）を展示しているほか、同コーナーの展示ケースにおいて、「日本銀行営業免状」等のレプリカを展示。
	2	日本銀行金融研究所貨幣博物館における辰野金吾没後100年特別展「辰野金吾と日本銀行—日本近代建築のパイオニア—」	特別展	R1. 9. 21～1. 28	辰野金吾没後100年特別展「辰野金吾と日本銀行—日本近代建築のパイオニア—」（2019年9月21日～12月8日開催）において、辰野金吾による日本銀行本店建築に関する資料を展示。
	3	日本銀行旧小樽支店金融資料館における辰野金吾没後100年特別展「辰野金吾と日本銀行—同級生と協演のまち 小樽—」	常設展	H31. 4. 1～3. 31 （2. 29～3. 31は新型コロナウイルス感染症の感染予防・拡散防止のため休館）	日本銀行旧小樽支店金融資料館における常設展示では、日本銀行の誕生、関東大震災と金融恐慌、小樽の発展、旧小樽支店の建築等をテーマにパネル展示を実施。本常設展示において、「本行営業免状」、日本銀行の建物の写真や図面等の歴史的公文（パネル）を展示。
	4	日本銀行旧小樽支店金融資料館における辰野金吾没後100年特別展「辰野金吾と日本銀行—同級生と協演のまち 小樽—」	特別展	R1. 11. 15～2. 18	辰野金吾没後100年特別展「辰野金吾と日本銀行—同級生と協演のまち 小樽—」において、日本銀行開業当時の本店である「旧北海道開拓使出張所（開拓使物産売捌所）設計図」等のレプリカを展示。
	5	日本銀行本店の店内見学ルートにおける常設展示	常設展	H31. 4. 1～3. 31 （3. 2～3. 31は新型コロナウイルス感染症の感染予防・拡散防止のため本店見学を中止）	日本銀行情報サービス局が主催する本店見学（事前予約分）における店内見学ルートにおいて、見学者への説明を目的に、本店本館の重要文化財指定書、本店本館の写真や図面の歴史的公文（パネル）を展示。
				H31. 4. 1～3. 31 （3. 2～3. 31は新型コロナウイルス感染症の感染予防・拡散防止のため本店見学を中止）	日本銀行情報サービス局が主催する本店見学（当日受付分）において、見学者への説明を目的に、本店本館の写真や図面の歴史的公文（パネル）を展示。